

平成 29 年度行政監査参考資料

平成 19 年度～28 年度における定期監査指摘事項等
及び講じた措置について

那覇市監査委員

目 次

平成 19 年度	1
1 環境部	1
(1) 環境政策課	1
(2) クリーン推進課	2
(3) 環境保全課	2
2 教育委員会生涯学習部	4
(1) 総務課	4
(2) 生涯学習課	6
(3) 市民スポーツ課	7
(4) 文化財課	7
(5) 施設管理課	9
(6) 公民館	9
(7) 中央図書館	11
(8) 壺屋焼物博物館	13
3 教育委員会学校教育部	14
(1) 学校教育課	14
(2) 青少年センター	15
(3) 教育研究所	15
(4) 学校給食センター	16
4 議会事務局	16
(1) 庶務課、議事課、調査課	16
5 経済観光部	17
(1) 商工振興課	17
(2) 労働農水課	18
(3) 観光課	18
6 市民文化部	19
(1) 市民課	19
(2) 文化振興課	20
(3) 歴史博物館	20
7 上下水道局	21
(1) 総務課	21
(2) 料金課	22
(3) 配水課	22
(4) 給排水設備課	23

8	市立病院	23
	(1) 医事課	23
平成 20 年度		24
1	都市計画部	24
	(1) 都市計画課	24
	(2) 建築指導課	25
	(3) 契約検査室	25
	(4) 区画整理課	26
2	建設管理部	26
	(1) 道路建設課	26
	(2) 花とみどり課	27
	(建設管理部/都市施設管理センター)	28
	(3) 道路管理室	28
	(4) 公園管理室	29
	(5) 市営住宅室	29
3	消防本部	30
	(1) 総務課	30
	(2) 予防課	31
	(3) 警防課	32
	(4) 救急課	33
	(5) 西消防署	33
	(6) 中央消防署	34
4	総務部	34
	(1) 総務課	34
	(2) 人事課	35
	(3) 管財課	36
5	企画財務部	37
	(1) 企画調整課 (旧経営企画室)	37
	(2) 情報政策課	37
	(3) 財政課	38
	(4) 納税課	39
6	健康福祉部	40
	(1) 福祉政策課	40
	(2) 障がい福祉課 (旧障害福祉課)	40
	(3) ちゃーがんじゅう課	41
	(4) 保護課	42

(健康保険局)	42
(5) 国保長寿医療課 (旧国保・後期高齢医療課)	42
7 こどもみらい部	43
(1) こども政策課	43
(2) こどもみらい課	44
(3) 子育て応援課	44
平成21年度	45
1 経済観光部	45
(1) 商工農水課 (旧商工振興課)	45
(2) なはまちなか振興課 (旧労働農水課)	45
(3) 観光課	46
2 環境部	46
(1) 環境政策課	46
(2) 環境保全課	47
3 生涯学習部	48
(1) 総務課	48
(2) 市民スポーツ課	49
(3) 文化財課	50
(4) 施設管理課	51
(5) 中央公民館 (市立公民館7館のうち、中央公民館、久茂地公民館、若狭公民館、石嶺公民館について実施した。)	52
(6) 中央図書館	52
4 学校教育部	52
(1) 学校教育課	52
(2) 総合青少年課	53
(3) 学校給食センター	53
5 市民文化部	54
(1) 市民協働推進課	54
(2) 市民課	55
(3) 文化振興課	55
(4) 博物館	55
6 上下水道局	56
(1) 総務課	56
(2) 企画経営課	57
(3) 料金課	57
(4) 管理課	58

(5) 配水課	58
平成 22 年度	59
1 都市計画部	59
(1) 都市計画課	59
(2) 市街地整備課	59
(3) 区画整理課	59
2 建設管理部	60
(1) 道路建設課	60
(2) 建築工事課	61
(3) 公園管理室	62
(4) 土木管理事務所	62
3 消防本部	62
(1) 指令情報課	62
4 総務部	63
(1) 総務課	63
(2) 平和交流・男女参画室	63
(3) 新庁舎建設室	63
5 企画財務部	64
(1) 企画調整課	64
(2) 情報政策課	64
6 健康福祉部	64
(1) 福祉政策課	64
(2) 保護管理課・保護第一課・保護第二課	65
(健康保険局)	66
(3) 健康推進課	66
(4) 国保長寿医療課	67
(5) 特定健診課	68
7 こどもみらい部	69
(1) こどもみらい課	69
(2) 子育て応援課	69
平成 23 年度	70
1 経済観光部	70
(1) 商工農水課	70
(2) なはまちなか振興課	71
(3) 観光課	71
2 環境部	72

(1) 環境政策課	72
3 生涯学習部	73
(1) 総務課	73
(2) 生涯学習課	73
(3) 文化財課	73
(4) 施設課	74
4 学校教育部	75
(1) 学校教育課	75
(2) 学校給食課	75
5 市民文化部	76
(1) 市民生活安全課	76
(2) まちづくり協働推進課	77
(3) 文化振興課	78
(4) 博物館	78
6 会計管理者	79
(1) 出納室	79
7 議会事務局	80
(1) 庶務課・議事管理課・議事調査課	80
8 上下水道局	80
(1) 総務課	80
(2) 料金サービス課	81
(3) 管理課	81
(4) 配水課	82
平成 24 年度	83
1 都市計画部	83
(1) 都市計画課	83
(2) 区画整理課	83
2 建設管理部	85
(1) 道路建設課	85
(2) 花とみどり課	85
(3) 建築工事課	86
(4) 道路管理課	87
(5) 公園管理課	87
(6) 市営住宅課	89
3 消防本部	90
(1) 総務課	90

(2) 救急課	90
4 総務部	91
(1) 新庁舎建設室	91
5 企画財務部	92
(1) 情報政策課	92
(2) 資産税課	92
6 健康福祉部	93
(1) 福祉政策課	93
(2) ちゃーがんじゅう課	93
(3) 保護管理課・保護第一課・保護第二課（合同）	94
（健康保険局）	94
(4) 国保長寿医療課	94
(5) 特定健診課	95
平成 25 年度	96
1 経済観光部	96
(1) なはまちなか振興課	96
(2) 観光課	97
2 環境部	98
(1) 環境政策課（平成 25 年度、環境政策課と廃棄物対策課に組織改正）	98
(2) 環境保全課（平成 25 年度、環境保全課と環境衛生課に組織改正）	99
3 生涯学習部	100
(1) 生涯学習課	100
(2) 中央公民館	100
(3) 市民スポーツ課	101
(4) 施設課	101
4 学校教育部	102
(1) 学校教育課	102
(2) 学務課	102
(3) 学校給食課	104
5 市民文化部	106
(1) 市民生活安全課	106
(2) まちづくり協働推進課	107
(3) 文化振興課	107
6 議会事務局	107
(1) 議会事務局（庶務課・議事管理課・議事調査課）	107
7 上下水道局	108

(1) 総務課	108
(2) 料金サービス課	108
(3) 工務課	109
(4) 下水道課	109
平成 26 年度	110
1 消防局	110
(1) 総務課	110
(2) 救急課	111
2 都市計画部	111
(1) 市街地整備課	111
(2) 区画整理課	112
(3) 地籍調査課	112
3 建設管理部	113
(1) 道路建設課	113
(2) 花とみどり課	113
(3) 建築工事課	114
(4) 道路管理課	114
(5) 市営住宅課	114
4 総務部	115
(1) 総務課	115
(2) 管財課	116
5 企画財務部	116
(1) 企画調整課	116
(2) 情報政策課	117
(3) 資産税課	117
6 福祉部	117
(1) 福祉政策課	117
(2) ちゃーがんじゅう課	118
(3) 障がい福祉課	118
(4) 保護管理課	119
7 健康部	119
(1) 国民健康保険課	119
(2) 特定健診課	120
(保健所)	120
(3) 健康増進課	120
(4) 地域保健課	121

8	こどもみらい部	122
	(1) こどもみらい課	122
	(2) 子育て応援課	122
平成27年度		123
1	環境部	123
	(1) 環境政策課	123
2	生涯学習部	124
	(1) 市民スポーツ課	124
	(2) 施設課	124
3	学校教育部	125
	(1) 学務課	125
4	市民文化部	125
	(1) 文化振興課	125
	(2) 文化財課	127
5	上下水道局	127
	(1) 総務課	127
	(2) 下水道課	128
平成28年度		128
1	福祉部	128
	(1) 福祉政策課	128
	(2) 障がい福祉課	129
	(3) ちゃーがんじゅう課	130
2	健康部	130
	(1) 特定健診課	130
3	こどもみらい部	131
	(1) こどもみらい課	131
	(2) 子育て応援課	131
4	消防局	132
	(1) 予防課	132
	(2) 指令情報課	133
5	総務部	133
	(1) 総務課	133
	(2) 秘書広報課	134
	(3) 管財課	134
6	企画財務部	135
	(1) 市民税課	135

(2) 資産税課	135
7 建設管理部	136
(1) 市営住宅課	136

平成 19 年度

1 環境部

(1) 環境政策課

ア 団体負担金について（環境部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は、次のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況 (単位：円)

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 17年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
国連大学ゼロエミッションフォーラム	50,000	28,170,000	13,941,000	14,229,000	49.5	環境政策課
九州都市環境行政連絡会議	20,000	1,156,383	774,111	382,272	66.9	環境保全課
沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会	30,000	2,170,147	235,042	1,935,105	10.8	環境保全課
ラムサール登録湿地関係市町村会議	70,000	1,186,643	248,090	938,090	20.9	環境保全課

※ 収支比率 80%未満の団体

□ 環境部の共通検討事項に関する措置

ご指摘のありました団体負担金（国連大学ゼロエミッションフォーラム外 3 団体）につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、交付団体に対して、負担金の見直しを含めた適切な団体運営に努めるよう要望しております。

イ 予算の適正執行について（注意事項）

し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業を防衛補助（平成 18・19 年度国庫債務負担行為）で実施することになり、し尿等下水道放流施設建設工事（建築・機械・電気）請負契約を平成 19 年 1 月 30 日仮契約、同年 3 月 12 日議会の議決により本契約を締結している。

当該補助事業の場合、初年度で2割、翌年度8割の執行が前提となっているため、施工監理業務委託契約を平成18年度に締結し、工事請負費と同様2割分を前金払いする予定であったが、同業務委託は、前金払い制度の適用がないことが分かり未執行となっている。

予算執行に当たっては、事前に関係法令等を十分調査の上、適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、関係法令等の事前調査や熟知に努め、かかる事がないよう予算の適正執行に努力していきます。

(2) クリーン推進課

予算の適正執行について（注意事項）

一般事務費の印刷製本費（1件）、リサイクルプラザ管理運営費の修繕料（9件）及び工事請負費（1件）並びに環境の森創生事業の原材料費（1件）については、支出負担行為を遡及し事務処理を行っている。

また、最終処分場重機（ブルドーザー、油圧ショベル）のフルメンテナン業務委託（1,523万3,400円）及び一般廃棄物（びん）処理業務委託（1,836万円）契約については、収入役事前合議がなされていない。

これらのことは、組織内部のチェック体制が十分に機能していなかったために事務処理の誤りが見過ごされたのではないかと思料される。

今後、予算執行に当たっては、組織内部のチェック体制の強化により、那覇市予算決算規則を順守し、適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

消耗品や工事、修繕の必要があった場合には、起案・決裁等の承認を得て契約等の締結したときに支払いに必要な予算金額を確保する事務処理として、支出負担行為を作成することと、委託金額が100万円以上の支出の場合に工事金額等を支払う前に収入役の承認を得ることが、那覇市会計規則に規定されています。

支出負担行為の遡及や、収入役の合議が漏れた原因は、年度途中に支出事務担当者に集中していた支払い事務を、各事業担当者が支払いまで完結させる事務見直しを行った際の事務引継とチェック体制が十分でなかったことが大きな要因と考えています。監査の注意後は、那覇市予算決算規則に定められた適正な予算執行・管理について周知徹底を図るとともに、決裁権者のチェックを強化し、適正な予算執行に留意しております。

(3) 環境保全課

ア 予算の適正執行について（留意事項）

損害賠償請求事件に関する弁護士委託料（400万円）については、那覇市予算決算規則第23条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）の

規定により、収入役合議することになっているがなされていないことは、予算執行上不適切である。

今後、那覇市予算決算規則を順守し、適正な予算執行に留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

ご指摘のとおりであり、今後は法令等を把握し適正な予算執行に努力します。

イ 水資源有効利用促進事業について（努力事項）

水資源有効利用促進事業については、水資源の有効利用及び地下水かん養等に資するため、住宅に雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置した者に対し、その経費の一部を補助する事業で 128 万円の予算額に対し、62 万 4,900 円（執行率 48.8%）の執行となっている。

市民の友、パンフレット等により広報しているが、ここ数年間は、断水等もなく、同補助事業の実績が低くなっているとのことである。

今後の水資源有効利用の観点から、洗濯や散水等の生活雑排水への雨水利用や井戸水の有効利用の促進を図ることは、水環境の保全に繋がることから広報活動の充実強化を図り、適正な予算執行に努力されたい。

□ 努力事項に関する措置

水資源有効利用の促進を図るよう今後も広報活動に努力します。

なお、平成 19 年度においては、前期（4 月～9 月）においては 56% の交付決定がされております。

ウ 団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、環境政策課の「(1)ア 団体負担金について（環境部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（環境保全課分を参照）

□ 環境部の共通検討事項に関する措置

(1) 九州都市環境行政連絡会議負担金（収支比率 66.9%）

・平成 18 年度より負担金を 3 万円から 2 万円に減額。

(2) 沖縄県合併浄化槽普及促進市町村協議会（収支比率 10.8%）

・負担金の見直しを含めた適切な団体運営を要望中。平成 18 年度の決算においては、執行率 75.6%となっています。

(3) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議（収支比率 20.9%）

・平成 18 年度より負担金を 7 万円から 4 万円に減額。平成 18 年度の事業においてこれまでの繰越金を活用し、ホームページの開設などを行い 75.9%の執行率となっています。

2 教育委員会生涯学習部

(1) 総務課

ア 支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、修繕料（施設等）、第 12 節役務費の筆耕翻訳料、第 18 節備品購入費（庁用備品）など平成 19 年 3 月 31 日までに行わなければならない支出負担行為を、同年 4 月以降になって書類の日付を 3 月 31 日として処理している。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

よって、支出負担行為については、同法施行令第 143 条に従って、処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

歳出予算の執行に当たって日付を遡って処理しているものは、年度末の繁忙から担当職員の事務処理が遅れたものであるが、例え繁忙期といえども予算執行は、関係法令等により行うべきものであり、今後は、支出負担行為については、地方自治法施行令第 143 条に従って、事務処理に当たっての遅れや遺漏がないよう、上司において予算執行状況等の把握を十分行い、担当職員への指導等を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 庁舎警備業務委託費について（検討事項）

庁舎警備業務については、警備業務仕様書に、「受託者は、労働基準法その他の法令規則を順守し、最低賃金以下の使用がないようにすること。」と法令順守の項目を入れているが、結果として契約締結後、当該業者は、最低賃金適用除外の許可を受けており、仕様書とのそごが見られるので、今後検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

警備業務仕様書の「受託者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での使用がないようにすること。」の「最低賃金以下での使用がないようにすること。」は、最低賃金法に規定する適用除外等の正規の手続を経ないで、最低賃金以下で使用することがないようにすることとの趣旨であります。その点が明瞭になっていないことから、平成 19 年度の警備業務仕様書には、最低賃金の適用除外を受けた場合は、その許可書の写しを提出するよう明記しました。

なお、警備業務に従事する者の最低賃金が保証される入札のあり方については、全庁的な庁舎警備業務に関わる課題であり、市長部局主管課（管財課）と関係を取りながら、現行法令、入札制度等の調査・検討を進めてまいります。

ウ 団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成17年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体がかなり見受けられる。

負担金は、交付額の多寡に係わらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証をし、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は次のとおりである。

負担金交付団体決算状況

（単位：円）

団体名	平成18年度予算額 (那覇市)	平成17年度決算額			収支比率 (%)	主管課
		収入額	支出額	収支差額		
全国史跡整備市町村協議会	40,000	37,789,470	29,331,781	8,457,689	77.6	文化財課
沖縄地区史跡整備市町村協議会	20,000	2,181,483	1,547,511	633,972	70.9	文化財課
文化財指定庭園保護協議会	5,000	1,285,749	506,880	778,869	39.4	文化財課
沖縄県無形文化財工芸技術保持団体協議会	10,000	360,889	220,000	160,889	55.4	文化財課
沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会	50,000	769,936	578,404	191,532	75.1	中央図書館
沖縄県博物館協会	5,000	475,302	257,002	218,300	54.1	壺屋焼物博物館
那覇地区社会教育委員連絡協議会	39,000	131,948	46,395	85,553	35.2	生涯学習課
全国生涯学習市町村協議会	30,000	16,279,639	10,979,304	5,300,335	67.4	生涯学習課

那覇地区公民館 連絡協議会	56,000	116,863	66,542	50,321	56.9	生涯学習課
沖縄県公立文教 施設整備期成会	670,000	8,692,960	4,500,608	4,192,352	51.8	施設管理課

※ 収支比率80%未満の団体

(2) 生涯学習課

ア 那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務について（留意事項）

児童生徒県外交流事業の旅行業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約）を適用し随意契約を締結している。その理由として、利用する航空便等の日時・航空会社を指定しており、席の予約状況により金額が著しく変動し、場合によっては予約できない状況も発生するため競争入札にはなじまないとしている。

このような委託条件では随意契約とする理由に乏しく、また、数社から見積書を徴取していることから、競争入札が可能であると思われるので契約方法について検討されたい。

□ 留意事項に関する措置

平成19年度については、平成15年度の旅行業務委託の指名競争入札参加業者ならびに平成15年度以降の県外交流事業事前調査の航空券等手配を依頼した業者の中から、5社を指名し、指名競争入札を行い予定価格の範囲内で落札いたしました。

次年度以降につきましても、今年度の結果を十分検証し、競争入札の実施を図ってまいります。

イ 団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「(1)ウ 団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（生涯学習課分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して、負担金等の見直しを含めた適切な団体運営に効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

また、那覇地区社会教育委員連絡協議会では、13万1,948円という脆弱な予算の中から、隔年で実施している事業があり、そのために予算の一部を隔年ごとに繰越すことにより対応していた実態がありました。今後は予算の適正な執行が図られるよう団体へ提言してまいります。

(3) 市民スポーツ課

ア 県外派遣補助金の概算払の精算について（留意事項）

児童の県外派遣補助金を概算払により交付しているが、一部において精算事務の遅れが見受けられる。これはスポーツ大会等終了後に提出しなければならない実績報告書が期限内に提出されていないことによるものであるが、那覇市会計規則第 62 条（概算払の精算）によれば、概算払を受けた者は要務終了後 7 日以内に精算しなければならないとなっていることから、補助金受領者に対し期限の順守を指導するよう留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

本事業は、児童が、スポーツ競技大会において、本市及び本県を代表して県外の大会に出場する場合、派遣にかかる費用の一部を補助するものであります。

ご指摘のとおり、県外派遣補助金の精算事務につきましては、一部の補助金受領者が、期限内に実績報告が提出されないことにより、那覇市会計規則第 62 条（概算払の精算）に規定されている事務に遅れが生じました。

期限内に実績報告書の提出ができなかった主な理由は、補助金受領者が、始めて補助金申請を行うことにより事務処理に不慣れであったこと及び、仕事又は家事の多忙などの都合により、提出すべき書類を期限内に揃えることができなかったこと等によるものであります。

今後、本事業の執行にあたっては、補助金受領者に、申請から実績報告書の提出までのスケジュールの説明及び提出すべき書類の取りまとめ方の助言を行うとともに、補助金受領者と連絡を密にし、実績報告書の提出期限を遵守するよう指導してまいります。

(4) 文化財課

ア 行政財産目的外使用料の未収金について（留意事項）

行政財産目的外使用料の未収金（5,108 円）については、平成 18 年 4 月 20 日識名園を使用した業者が 4 月 28 日に使用料金額の確認もせず別納付書（5,108 円）で納付し、さらに、5 月 11 日に 4 月 20 日分の納付書が残っていたので、未納と思い再納付したために生じた過誤納金であるが、その還付の書類を誤って出納処理をし、調定が減額されていないためである。

使用料徴収の流れは、申請書類が提出されたら、許可通知書と使用料納付書を発送し、使用後に使用料の納付がされる手順としているが、那覇市行政財産使用料条例第 2 条（使用料の徴収）は、使用許可の際に使用料を徴収すると規定されているので、条例に従って処理されたい。

□ 留意事項に関する措置

過誤納金の処理については、関係規定に基づき正確な出納処理に努めてまいります。また、使用料の収納については、条例の規定に従い処理できるよう手続きの見直しを行います。

イ しんかぬちゃーまーい案内板設置工事について（是正事項）

しんかぬちゃーまーい案内板設置工事請負費については、年度末の3月26日に87万1,500円で工事請負契約を締結し、年度内事業完成をしたとのことである。この工事は、高さ2.1m、30cm角の標柱に文化財の案内を記した陶板を貼り付けるものであるが、陶板の製作が県内の業者では困難なことが判り、県外業者に作成を依頼したため工期が大幅に遅れ、実際には年度内の完了が出来なかったとのことである。会計年度末に近くなって工事請負契約をしていることは、当該予算執行のあり方に問題があると思われる。

今後は、地方自治法第208条(会計年度及び独立の原則)を遵守し、かかる事態が生じないようにしっかりした執行管理の徹底と再発防止に万全を期されたい。

□ 是正事項に関する措置

再発防止のため、ゆとりのある工期設定と執行管理の強化を行います。

ウ 団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「(1)ウ 団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（文化財課分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

団体の決算等を十分に検証し、適正な負担金額について検討してまいります。

エ 販売目的の書籍等について（注意事項）

販売目的の絵はがきや書籍等について、「しゅりぬんかしばなし」は、帳簿上平成17年度末の在庫が2,189冊で、平成18年度中に15冊を売却して2,174冊となっているが、在庫を整理した結果4,971冊残している。

又、「かいせつ編」の書籍は、平成18年度中に購入払出しがないにも関わらず平成17年度末帳簿上の在庫より48冊少なかった。

これらの原因としては、書籍等の保管体制が出来てないためであるが、物品売払収入として、予算化している事から、十分なる管理を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

帳簿上の数と実際の在庫に過不足が生じた書籍等については、当初、無料配布をしておりましたものを平成 17 年度から有料配布に切り替えております。切り替え時点での在庫確認ミスが過不足を生じた理由として考えられます。今後このようなことがないように定期的な在庫確認と保管体制の強化を行います。

(5) 施設管理課

ア 団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「(1) ウ 団体負担金について（生涯学習部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（施設管理課分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

沖縄県公立文教施設整備期成会負担金については、事業費割額（前年度国庫補助金の 0.07%）と均等割額一律 2 万円の合計額として算出することになっておりましたが、多額の翌年度繰越額が発生していることから、当該団体で検討した結果、事業費割額は廃止することで見直されております。

平成 18 年度は事業費割額 67 万 3 千円と均等割額 2 万円の合計額 69 万 3 千円を予定していましたが、均等割額の 2 万円のみとなり、既に平成 18 年度から実施しております。

(6) 公民館

ア 支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第 11 節需用費の修繕料、12 節役務費の通信運搬費、13 節業務委託料、16 節原材料費及び第 18 節備品購入費について、平成 19 年 3 月 31 日までに行わなければならない支出負担行為を、平成 19 年 4 月になって書類の日付を 3 月 31 日として処理している。

歳出予算の会計年度は、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）第 1 項の規定で、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

よって、支出負担行為については、同法施行令第 143 条に従って、処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

歳出予算の執行に当たって日付を遡って処理しているものは、年度末の繁忙から担当職員の事務処理が遅れたものであるが、今後は、支出負担行為については、地方自治法施行令第 143 条に従って、事務処理に当

たつての遅れや遺漏がないよう、予算執行状況等の把握を十分行い、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 業務委託契約の決裁手続きについて（努力事項）

予算は、那覇市予算決算規則第15条（予算の配当）に基づいて執行していくが、予算編成後に発生した事情により、特に行政上の必要が認められる場合は、その手続きを明確にするための周知事項として財務部から「予算流用及び予備費充用の事務取扱について」の処理要領が示されている。

業務委託料の落札残額の予算執行については、用途変更による財政課の合議（決裁）を要するが、合議がされてないのが見受けられた。

今後、用途変更については、処理要領に従って、適正な手続での予算の執行に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

業務委託料の落札残額の執行については、予算編成後に、館の管理運営上、委託業務が生じたため、やむを得ず執行したものであります。今後は「予算流用及び予備費充用の事務取扱について」の要領に基づき適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 公民館・図書館警備業務委託費について（検討事項）

庁舎警備業務については、契約書及び仕様書に、法令順守の項目を設けているが、結果として、この落札業者は、最低賃金適用除外許可書を受け、仕様書等とのそごが見られる。

入札に当たっては、仕様書に記載されていることを順守されたい。

□ 検討事項に関する措置

庁舎警備業務の仕様書の内容は「入札予定価格には仮眠時間も労働時間として積算されている。そのことを踏まえたうえで受託者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での使用がないようにすること。なお、最低賃金の適用許可を受けた場合には、その許可書の写しを速やかに教育委員会へ提出すること。」となっております。

「最低賃金以下での使用がないようにすること。」ということについては、最低賃金の適用除外の許可を受けた場合には、その限りではないという解釈のもとで、最低賃金の適用除外の許可を受けた事業者については、その許可書の写しを提出してもらっております。（そのような解釈をしないと最低賃金の適用除外を受けた事業者はその入札に参加できないということになります。）

平成18年度においては、なお書き以降の文面がなかったため平成19年度の仕様書には、なお書き以降の文面「なお、最低賃金の適用除外の

許可を受けた場合には、その許可書の写しを速やかに教育委員会へ提出すること。」を追加することにいたしました。

そのようなことも含め、文面上の表現方法に矛盾がないかどうか関係各課との調整を図ってまいります。

エ 切手等の保管状況について（検討事項）

全公民館（7館）の切手の保管状況は、平成17年度は、9,420枚、平成18年度は、9,231枚在庫として残っている。各公民館とも在庫が過大にあることから、一括管理等について検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

切手等の保管については、監査の指摘以降、予算執行を中央での一括管理を行い、地区館へは現物を払いだす方法へ変更し、過大な在庫が生じない様努めております。

(7) 中央図書館

ア 冷房設備保守点検業務委託契約について（留意事項）

中央図書館・中央公民館（以下「中央図書館等」という）及び若狭図書館・若狭公民館の空調設備保守点検業務は、那覇市契約規則第21条第1項表6号（随意契約によることができる限度額等）に基づき、2業者から見積書を徴取し、前者は市外業者と33万円、後者は市内業者と46万2,000円で随意契約を締結している。また、契約書を精査すると、中央図書館等の保守点検業務委託契約書には保守点検の対象となる保守対象機器や点検の回数等が明記されていない。

契約に当たっては、契約条件に保守対象機器や点検の回数等を具体的に明記した上で、両施設をまとめて競争入札に付し、透明性を向上させ効率性の確保に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

中央図書館・公民館の空調設備保守点検業務につきましては、契約条件に保守対象機器や点検回数等を明記の上、若狭図書館・公民館の空調設備保守点検業務とまとめて入札に付していきたいと思っております。

イ トイレ用消臭・芳香供給装置の賃貸借契約について（検討事項）

中央図書館1階男女トイレの消臭・芳香のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約）に基づき、契約相手方のみから見積書を徴取し随意契約している。

トイレ用消臭・芳香供給装置を賃貸する業者は複数あるので、随意契約するに当たっては、那覇市契約規則第21条第1項表6号（随意契約によることができる限度額等）を適用し、同規則第21条の3（見積書の徴取）に基づき2人以上から見積書を徴取し、最も有利な価格で契約されたい。

□ 検討事項に関する措置

ご指摘の事項については、那覇市契約規則第 21 条及び同規則第 21 条の 3 に基づき、複数の業者から見積書を徴取するなど適正な執行をしてまいります。

ウ 視聴覚機材・教材搬送業務について（注意事項）

平成 17 年度歳入歳出決算審査意見書の中で次のとおり意見を述べた。

「平成 16 年度の決算審査において、『利用団体へ機器・教材の使用を無料とするのは理解できるが、その搬送業務についても市が負担するのは、受益者負担の観点から、その応分の負担を求めることを検討されたい。』と指摘してきたところであるが、改善の様子が見られない。当該事業の公的役割と維持管理経費の公的支出の見直しについて検討されたい。」

平成 18 年度は、市内の 保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、小学校、中学校及び社会教育関係団体やその他の官公署など 189 団体に 1,548 回、視聴覚機材・教材を搬送している。

平成 16 年度及び平成 17 年度の歳入歳出決算審査意見書の中で意見を述べたとおり、その搬送業務まで市が全額負担するのは、受益者負担の観点から適切ではないものと思われる。当該事業の維持管理経費の公的支出の見直しについて検討されたい。

平成 18 年度搬送団体数・実績及び予算・決算額（中央図書館提供）

年 度	団体数	搬送回数	予算額	決算額
平成 18 年度	189 団体	1,548 回	181 万 3,000 円	164 万 9,340 円

□ 注意事項に関する措置

視聴覚教材・機材の搬送は、映写機が約 20 kg、スクリーンが約 2 m と運搬には利用者側にも負担となっており、業務委託の搬送車を活用することにより、教職員や保育士、社会教育団体担当者の時間や労力の負担軽減になり、本来の授業や保育業務などの充実に貢献してきました。

しかしながら、ご指摘の受益者負担の観点から、平成 19 年度においてはこれまでの搬送対象を見直し、社会教育団体やその他の官公署を外し、幼児、児童、生徒を対象とした保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、小、中学校に限定して搬送を行っております。なお、搬送に係る経費（委託料）では対前年度比で約 25% の削減となっております。

平成 20 年度につきましても、さらに縮減に努めてまいります。

エ 団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「(1) ウ 団体負担金について（生涯学習部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（中央図書館分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行に努めてまいります。

なお、当該団体の平成 18 年度の決算における収支比率は、99.2%でかなり改善されております。

(8) 壺屋焼物博物館

ア 団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、総務課の「(1)ウ 団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（壺屋焼物博物館分を参照）

□ 検討事項に関する措置

沖縄県博物館協会の団体負担金については、同協会の平成 17 年度決算の収支比率が 54.1%と低いことにより監査において指摘を受けたものであります。

そこで、那覇市としては平成 18 年度の沖縄県博物館協会の総会が宜野湾市で開催された際、監事としての立場から、有効に予算を執行するよう問題提起したところであります。

平成 18 年度決算については、48.8%と依然として収支比率は低い状況にありますが、平成 19 年度予算書に沖縄県博物館協会のホームページ作成委託料 20 万円が計上されていることから、収支比率が高まることを期待するものであります。

イ 切手等の保管状況について（留意事項）

切手の保管状況について、平成 17 年度末において 100 円切手が 1,140 枚、200 円切手が 740 枚と十分な在庫が有るにもかかわらず新たに切手を購入したため、平成 18 年度末においても 100 円切手が 1,214 枚、200 円切手が 1,134 枚と必要以上の在庫を抱えた状況となっている。

物品の購入にあたっては、那覇市物品会計事務取扱要綱を順守し、適切な執行管理に留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

切手の保管状況については、平成 18 年度末において 100 円切手が 1,214 枚、200 円切手が 1,134 枚と必要以上の在庫を抱えた状況となっています。

平成 19 年度においては、適切な執行管理に努めており、必要以上の在庫を抱えないように執行いたします。

また、必要以上の予算を確保しないよう努めるものであります。

3 教育委員会学校教育部

(1) 学校教育課

ア 団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成17年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の予算状況は、次のとおりである。

負担金交付団体決算状況

(単位：円)

団体名	平成18年度予算額 (那覇市)	平成17年度決算額			収支比率(%)	主管課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県青少年センター連絡協議会	5,000	48,194	24,444	23,750	50.7	青少年センター
沖縄県適応指導教室連絡協議会	10,000	190,015	108,520	81,495	57.1	青少年センター
沖縄県教育研究所連盟	20,000	415,866	182,600	233,266	43.9	教育研究所

※ 収支比率80%未満の団体

イ 支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第11節需用費の消耗品費、の支出負担行為7件（19万9,647円）は年度内の3月31日までに行わなければならないが、それが4月になって書類の日付を3月31日として支出負担行為が行われている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第143条（歳出の会計年度所属区分）第1項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、時間外勤務手当や光熱水費などのように3月31日までの実績が4月以降にならないと確定しないものを除いては、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として3月31日までに債務を決定しなければならない。よって、支出負担行為については同法施行令第143条（歳出の会計年度所属区分）に従って処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の第 11 節需用費消耗品費の支出負担行為については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項の規定を遵守し適正な事務処理に努めます。

ウ 契約事務について（注意事項）

ガス湯沸器取り付け等、他 10 件の修繕料において、支出命令書の検査検収日欄に検査員氏名及び検査合格印の押印漏れがある。「出納事務の周知事項」を順守し、適切な予算執行に処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の施設修繕の検査検収につきましては、今後は「出納事務の周知事項」に基づき、検査調書等を添付して適切な予算執行に努めます。

(2) 青少年センター

ア 負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、学校教育部学校教育課の「(1)ア 団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（青少年センター分を参照）

□ 学校教育部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して適切な団体運営のあり方及び負担金を見直した効率的・効果的な予算執行を促してまいります。

イ 消防用設備保守点検業務委託契約について（注意事項）

消防用設備保守点検業務については、青少年センターにおける消防用設備が常に正常に作動するよう保守点検を行う業務であり、通常は年間を通して委託すべきものである。しかしながら今回の契約にあたり委託業者からの見積書提出が遅れたため 5 月からの契約となっている。

当該施設は市民の利用も多いため特に防火管理に万全を期すべき施設であることから、契約事務を計画的に実施するよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は契約事務を計画的に実施し、遅れの無いように努めます。

(3) 教育研究所

ア 団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、学校教育部学校教育課の「(1)ア 団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（教育研究所分を参照）

□ 学校教育部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して適切な団体運営のあり方及び負担金を見直した効率的・効果的な予算執行を促してまいります。

(4) 学校給食センター

ア 使用料の徴収方法について（留意事項）

学校給食センターでは、那覇市教育委員会職員駐車土地使用事務処理要綱に基づき職員から駐車場使用料を徴しているが、真和志給食センターでは、利用職員全員の徴収が完了する間、同センター内の金庫で現金を保管して翌月にまとめて銀行に振り込んでいる。

また、小禄給食センターでは年間使用料を一括納付しているが、数ヶ月間金庫に現金を保管している状況や納入職員に領収証を交付していない事例がある。このような公金の納付のあり方や領収書の未発行は、事務処理要綱第5条（使用料の徴収方法）の規定に照らし適正さを欠くものであり留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

真和志給食センター・小禄給食センターともに、那覇市教育委員会職員駐車土地使用事務処理要綱に基づき、利用職員へ納付書を発行し直接金融機関へ振り込ませています。

イ ボイラー管理業務委託料の支払方法について（検討事項）

学校給食センターでは、那覇、小禄、首里、真和志の4センターのボイラー管理業務委託を業務改善により一括入札して経費の削減に効果をあげてきている。しかし、当該委託料の支払事務については、4センターがそれぞれ同一金額を毎月同一受託者に支払いをしており、事務の効率化を図るため支払事務をまとめる等の業務改善策について検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

支払事務の一元化については、現行の予算形態との兼ね合いもありますので、今後検討していきます。

4 議会事務局

(1) 庶務課、議事課、調査課

ア 未収金について（是正事項）

議員の辞職に伴う議員報酬返還金として、17万3,033円の未収金が生じている。本件については、予算の歳入科目として議員報酬返還金を新設し、平成17年6月1日に当該分の議員報酬に係る戻入（日割り計

算)の収入調定をしている。その後、書面での納付通知や配達証明付で通知したが、受け取りがなく現在に至っている。

この未収金の収納については、迅速に取り組んでいるとはいい難く、法的手段での対応策を講じるなど、迅速かつ実効性のある措置をとるよう改善されたい。

なお、当該議員報酬返還金は、平成18年度の予算では滞納繰越分として明記すべきものであるので、正確な調定事務に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

議員報酬の返還につきましては、今後、通知方法の見直しや実効性のある措置を取ることを検討していきたいと考えています。

また、調定事務については、滞納繰越分として適正な事務処理を行っていききたいと考えています。

イ 団体負担金について（検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成17年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。議会事務局における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年度予算額 (那覇市)	平成17年度決算額			収支比率(%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
九州市議会議長 会負担金	132,000	11,281,944	8,773,694	2,508,250	77.8	庶務課

※ 収支比率80%未満の団体

□ 留意事項に関する措置

団体負担金につきましては、今後、他市議会の動向も踏まえ、効率的・効果的な団体運営のあり方について検討していきたいと考えています。

5 経済観光部

(1) 商工振興課

ア 小口融資貸付金元利収入について（留意事項）

小口融資貸付金元利収入が予算現額 8,116 万 7,000 円に対し、収入済額が 1 億 283 万 6,793 円で予算現額よりも 2,166 万 9,793 円増額収入されている。

平成 19 年度 2 月補正予算で増額補正を予定しているとのことであるが、平成 19 年 4 月時点で全額収入していることから、予算の効率的・効果的な執行の観点から補正予算時期の見直しに留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

ご指摘の件につきましては、今後補正予算の時期を早めに行い適正な予算執行に努めます。

(2) 労働農水課

ア 未収金徴収について（努力事項）

公設市場使用料及び公設市場光熱水費実費（現年度分 4,261 万 6,172 円、滞納繰越分 2,570 万 9,673 円）が未収金となっている。

平成 15 年度定期監査（後期）において、「年度が経過するにしたがって、徴収が困難になるので早期収納に努めてもらいたい。」と指摘している。

平成 17 年度に滞納整理事務強化策として職員 1 人を暫定配置し、平成 19 年度には滞納者に対する債権回収を民間委託して業務の強化を図って収入率の向上に繋がったことは評価できる。

本市の厳しい財政状況下にあって、歳入増対策、収入率向上になお一層努力されたい。

□ 努力事項に関する措置

平成 19 年度から民間の債権回収業者に集金代行を委託し、徴収実績が 263 万 8,643 円、3 件の完納に結びついております。平成 20 年度は前年度から引き続き委託している者の他、新たに 6 件を加え収入率強化を図っております。

(3) 観光課

ア 補助金の適切な執行と補助金要綱の整備について（注意事項）

サバニ帆漕レース事業（補助事業者：サバニ帆漕レース実行委員会）は座間味村古座間ビーチから那覇港防波堤沖までを帆かけサバニで競漕するレースで、平成 19 年 6 月 23 日船体検査等・前夜祭、翌 24 日レース・表彰式を実施した。

ところが、補助事業者は事業の実施準備等に時間が費やされたため、本来、事業実施前に行うべき補助金申請等の手続きが遅れ、事業終了後、約 3 ヶ月後の 9 月 27 日に那覇市長あて那覇市観光振興事業補助金交付申請書を提出した。

那覇市長は、補助金申請から約 2 ヶ月半後の 12 月 13 日に那覇市観光振興事業補助金（23 万 2,000 円）を交付決定している。補助金の交付

に当たっては、那覇市補助金等交付規則第5条(補助金等の交付の決定)に基づき、速やかに交付決定すべきである。

また、事業が終了した後に補助事業者から概算交付申請書を受領しているのは不適切であるので、補助金交付要綱を整備されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成20年度那覇市観光振興事業補助金の執行については、補助事業者からの交付申請に基づき、速やかに事業内容を審査し、交付決定を行っております。

また、平成20年6月1日付で、補助金交付要綱の一部改正を行いました。

内容は、申請手続きの期日を「9月30日までに」から「事業開始1ヶ月前までに」に改正し、今後、適正な手続きを行っていきます。

6 市民文化部

(1) 市民課

ア 支出負担行為について(注意事項)

小禄支所フェンス設置工事(68万円)は、平成19年11月12日に契約したが、工事完了後に支出負担行為がなされていないことがわかり同年12月7日に書類を契約日の11月12日に遡って処理している。

支出負担行為として整理する時期については、那覇市予算決算規則第23条(支出負担行為の整理区分及び事前合議)に基づき、その時期を失することのないように注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

三支所(真和志、首里、小禄)の歳出予算執行は本庁で一括して処理しており、事業担当者と支出担当者におけるチェック体制が不十分であったことから、今後は、予算決算規則を順守し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 備品管理について(留意事項)

使用していないノートパソコンや会議用机、椅子及び使用不能になっている机等が市民課及び小禄支所にある。那覇市物品会計規則には、廃棄処分及び物品の効率的な使用のための管理換え等について定められている。このことから、市民課長は全体の統括として物品管理の処理体制を整え、不用品の良好な状態のうちに、全庁掲示板に設置されている「余剰物品」コーナーに遊休備品を登録する等、早急に同規則に基づく適正な事務処理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

使用していない備品は遊休備品として登録を行い、使用不能になっている備品は廃棄処分を行いました。今後は、物品会計規則に基づき適正な備品の管理に努めてまいります。

(2) 文化振興課

ア 支出負担行為の合議について（注意事項）

「なは市民芸術展実施委託（契約額 66 万円）」「太鼓フェスティバル公演委託（148 万 2,814 円）」の両事業は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で随意契約し予算執行しているが、那覇市予算決算規則第 24 条別表第 3 に基づき財務部財政課長に合議しなければならないので、今後の事業執行に当っては規則を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則等の関係規則の熟知に努め、かかることがないように予算の適正執行に努めます。

イ 備品管理について（留意事項）

那覇市民会館会議室やパレット市民劇場で使用する備品の中には、備品登録シールが貼付されていない物がある。所属長は備品の登録・整理を義務付けられているので、那覇市物品会計規則を遵守し適切な備品管理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

現在ある備品で備品登録シールを貼付されていないものを確認しながらシール貼り付けを行い、今後備品を購入する際には、備品登録シールの貼付を忘れずに行い、適切な備品管理に努めます。

(3) 歴史博物館

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

琉球王尚家伝来品保存修理事業補助金（国庫補助金 640 万円、県補助金 26 万 1,000 円）は、平成 19 年 6 月 8 日付けで国庫補助金、平成 19 年 7 月 17 日付けで県補助金の交付決定通知を受けたが、約 5 ヶ月後の平成 20 年 1 月 15 日に遡って調定している。事業執行に当っては那覇市会計規則第 20 条（調定）に基づき、適切な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定については、以後、市会計規則にのっとり実施します。

イ 備品管理について（留意事項）

備品の中には備品登録シールが貼付されていない物、旧所属課名登録シールが貼付された物がある。所属長は備品の登録・整理を義務付けられ

ているので、那覇市物品会計規則を遵守し適切な備品管理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

備品の管理については、今後、備品台帳の整理と備品登録シールの貼付を徹底し、那覇市物品会計規則を遵守して、適切な備品管理に努めていきます

7 上下水道局

(1) 総務課

ア 支出予算の計上について（注意事項）

みずの資料館映像資料更新業務委託料（240万円）及び同資料館保守費用（111万円）を当初予算に計上しているが、映像資料の更新については大幅な資料の更新がないこと、保守費用については同資料館が新しいこと及び契約内容を見直す必要があることから今年度の執行を取り止め、12月議会において減額補正している。

また、庁舎空調設備保守点検業務、昇降機保守点検業務については、故障時の対応は庁舎新築時の請負者による1年間のかし担保で対応が可能なため、年度当初に契約する予定が年度中途からの契約となり、差額分を減額補正（348万1,000円）している。

上下水道局予算編成方針に「支出は事業等の目的をはっきりと掌握し、さらに費用対効果について十分検討し必要最小限度にとどめることを原則とする事」と示されているとおり、事業内容を十分に検証するよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘のとおり、予算編成時には事業内容を十分に検討して適正な予算の執行に努めていきます。

イ 研修費の精算漏れ及び給料計算の過誤について（注意事項）

過年度損益修正損の予算流用（55万1,000円）の理由として、研修費の精算漏れ及び給料計算の過誤があったためとのことであった。

研修の精算漏れについては、未精算の書類を処理済ファイルに入れてしまい、決算時のチェックにおいても漏れてしまったことによるものである。

また、給料計算の過誤については、平成17年度の職務給見直しに伴う給料再計算の際に、誤った号給に決定された職員がいたことによるものである。

旅費事務や給与事務については事務処理ミスを防ぐ体制を構築し、適切な支出事務を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

研修費（資金前途）の精算については、資金前途一覧表を作成し「受領日」「精算日」の管理を行い精算漏れのないようにします。

給料再計算における過誤については、平成 17 年度の職務級の見直し（わたりの廃止）の際の誤計算によるものでありました。今後、給料並びに手当等との改正の場合は二重、三重のチェック体制を行い、過誤のないよう注意します。

(2) 料金課

ア 備品台帳の整備について（留意事項）

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない（「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ）ものも多く見受けられたので、早期に整備されたい。

□ 留意事項に関する措置

定期監査後の指摘を受けて、対応できるものについては備品台帳を整備いたしました。今後記載もれがないよう、購入後すぐに記載していきます。

(3) 配水課

ア 予算（歳出）計上について（注意事項）

支出執行状況表 15 節の通信費について、1 ヶ月分の見積書を 1 年分と思ひ込み予算計上している。適正な見積額を調査・積算したうえで、適正な措置をされたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、本件のような誤りがないよう、内部でチェック体制を強化していきます。

イ 備品台帳の整備について（留意事項）

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない（「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ）ものも多く見受けられたので、早期に整備されたい。

□ 留意事項に関する措置

定期監査後の指摘を受けて、対応できるものについては備品台帳を整備いたしました。今後記載もれがないよう、購入後すぐに記載していきます。

(4) 給排水設備課

ア 備品台帳の整備について（留意事項）

備品台帳に、那覇市上下水道局備品管理規程に基づく台帳の整備がされていない（「単価」及び「金額」の欄への記載漏れ）ものが多く見受けられたので、早期に整備されたい。

□ 留意事項に関する措置

定期監査後の指摘を受けて、対応できるものについては備品台帳を整備いたしました。今後記載もれがないよう、購入後すぐに記載していきます。

8 市立病院

(1) 医事課

ア 自己負担分の未収金について（努力事項）

患者にかかる自己負担金の未収金は、平成 19 年 11 月 30 日現在、3 億 1,890 万 5,167 円で、その内、過年度分は 2 億 4,870 万 5,858 円である。

未収金回収・管理業務については、平成 12 年度から医療費制度を熟知している専門の業者に委託し、医事課内に常駐して、日常的に患者の支払相談、指導等を行う他に、電話や文書による支払督促や直接自宅等における訪問徴収等で一定の成果をあげている。

また、未収金発生を防止するには、早期回収等が不可欠であるとのことで、現年度の回収を重点的にシフトした結果、改善が図られたが、他方、過年度における滞納分については、何度も電話や文書による督促や訪問等をして、回収困難なケースが増えている。

そこで、平成 19 年度から、あらたな回収専門業者に過年度分の非常に回収困難なケース 6,823 万 6,931 円を委託し回収に努めその実績は、146 万 918 円 (2.15%) である。しかし、未収金が多額であることから、今後も引き続き早期回収に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

平成 19 年度に未収金回収専門業者に、過年度分の非常に困難なものを委託したところ、3 月末現在の回収実績は、206 万 6,000 円 (3.03%) となっています。このことは、未収発生からかなり時間が経過したため、期待していた成果をあげることは厳しいものがありました。

そこで、今後は委託対象の未収金を見直し、早めに委託することで早期の回収を図りたいと考えています。また、悪質なケースについては、少額訴訟制度の利用も検討する予定です。

平成 20 年度

1 都市計画部

(1) 都市計画課

ア バス事業活性化資金償還金の滞納繰越について（努力事項）

平成 15 年度に那覇交通（株）のバス路線再編成不履行による協定・覚書の解除及び貸付金（8 億 8,091 万 3,000 円）の期限前償還を通告し、平成 20 年 3 月 3 日の破産手続終了に伴い連帯保証人（2 人）に対しても償還請求を行うなど債権回収に努めているが、今後は、連帯保証人の資産調査等も十分に行ったうえで、早期の整理回収に努力されたい。

□ 努力事項に関する措置

今後は、沖縄県と歩調を合わせ連帯保証人への面会回数を増やす等、債権の早期回収に努力していきたい。

なお、資産調査は、沖縄県と共に年 1 回 1 月から 3 月の年度末に行っている。

また、時効等法的な事項については、平成 20 年 6 月 3 日に本市顧問弁護士に相談したところ、商事時効（商法第 522 条）であることから債権消滅の時効は 5 年であるとのことだった。破産手続き参加は、時効中断事由となることから、時効の成立日は平成 25 年 3 月 4 日であると確認した。

イ 沖縄県都市計画協会負担金の支出について（検討事項）

沖縄県都市計画協会に平成 19 年度負担金として 80 万 2,000 円を支出している。同協会が主催する海外研修は、これまで 5 年間実施され、研修先がヨーロッパと特定された地域となっている。この海外研修に本市職員も平成 14 年度から参加しているが、平成 19 年度は 3 人が参加し研修派遣に要した費用の約 6 割に当たる 65 万 4,000 円を同協会が負担しており、その額は本市の同協会に対する平成 19 年度負担金の約 8 割相当になっている。

本市が行財政改革を実施し財政の引き締めを図っている中での当該負担金の支出のあり方については、地方自治法第 2 条第 14 項の主旨を踏まえて、また、予算措置の優勢順位も厳しく求められている状況を考え、事業の再評価を行い妥当なものか検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

平成 20 年 8 月 1 日開催の沖縄県都市計画協会理事会において、本市の平成 20 年度定期監査（前期）で指摘のあったことを報告した。それを受け協会は、海外研修の内容や成果について、費用対効果を明確にしていく必要があるとし、平成 20 年 8 月 22 日付けで会員に対し「沖縄県都市計画協会海外研修について」の調査を行っている。その結果を踏まえ今年度の事業を行うとしている。

(2) 建築指導課

ア 行政代執行費用徴収金について（努力事項）

平成5年の不法建築物の代執行に要した費用（3,421万8,625円）の徴収については、平成16年度の定期監査（後期）における留意事項、平成18年度の決算審査における当該未収金の回収努力を促してきたところであるが、現在も滞納繰越のままである。今後とも回収に努力されたい。

□ 努力事項に関する措置

平成5年の違反建築物の代執行に要した費用について、回収努力をしてきたところですが、現在も未収金のみであり、今後、債権者の資産状況等を詳細に調査後、支払い能力等を判断して参加差押えの解除や不納欠損処理も含めて適正な事務処理に努めてまいります。

(3) 契約検査室

ア 建設工事契約未締結による違約金の収入未済について（検討事項）

違約金は、平成19年11月6日に執行された石嶺市営住宅第2期建替工事（建築1工区）の入札において、共同企業体（3社）が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったため、「那覇市工事請負等指名競争入札心得」第2条（入札保証金）に基づく、損害賠償金（3,466万5,466円）である。

損害賠償請求を共同企業体代表者に請求しているが、同代表者は、「平成20年4月21日破産申立を行い、同年5月2日破産手続きに入っている。」とのことである。

今後は、共同企業体構成員への請求も含め、賠償金の回収を検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

現在、違約金の請求を共同企業体代表者に行っておりますが、平成20年5月2日に代表者の破産手続きが開始されました。平成20年5月21日に破産債権届出書の手続きを那覇地方裁判所に行い、平成20年7月30日に財産状況報告集会・債権調査の結果発表が行われる予定でしたが、延期されたため今後は状況を確認し、又配当額が決定した後、残額については共同企業体構成員への請求を検討していきたい。

イ 負担金について（留意事項）

沖縄県公共工事契約業務連絡協議会会費（8,000円）については、平成18年度定期監査（前期）において、留意事項として指摘した結果、年会費1万円を8,000円に見直されているが、同連絡協議会の平成18年度決算における収支比率が44.5%となっている。

予算の効率的・効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに努められたい。

□ 留意事項に関する措置

負担金については、平成 18 年度より協議会規約の改正により 1 万円から 8,000 円と見直され、決算における収支比率が、平成 18 年度は 44.5%、平成 19 年度が 46.9%と若干ではあるが改善された。

今後とも当該協議会の事業目的、事業内容、経費等を十分検証し、効率的・効果的な予算執行を同協議会に求めてまいります。

(4) 区画整理課

ア 負担金について（留意事項）

沖縄県土地区画整理研究会負担金（1 万円）については、平成 18 年度定期監査（前期）において留意事項として指摘した。同研究会の平成 18 年度決算においても収支比率が 15.0%となっており改善が見られない。

予算の効率的・効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

平成 20 年 6 月 3 日に行われた沖縄県土地区画整理研究会総会及び臨時幹事会において、団体運営の在り方及び研究会負担金見直し等を提言し、研究会での今後の検討課題とすると回答を得ております。

2 建設管理部

(1) 道路建設課

ア 団体負担金について（留意事項）

道路建設課が負担金を交付している次の 5 団体の運営状況について、平成 18 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況

（単位：円）

団 体 名	平成19年 度交付額 (那覇市)	平 成 18 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主管課から交付 団体への要請等
		収入額	支出額	収支差額		
道路整備促進 期成同盟会沖 縄県地方連絡 協議会	256,000	10,207,680	7,676,851	2,530,829	75.2	行わなかった。

沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会	10,000	763,466	131,893	631,573	17.3	前年度1万5千円を1万円に減額した。
沖縄地区用地対策連絡会	60,000	12,700,075	10,058,594	2,641,481	79.2	行わなかった。
全国街路事業促進協議会	50,000	46,708,886	28,660,392	18,048,494	61.4	行わなかった。
歴史的地区環境整備街路業推進促進協議会	40,000	5,396,604	3,116,914	2,279,690	57.8	行わなかった。

※ 収支比率80%未満の団体

□ 留意事項に関する措置

各団体の決算状況に応じて、今後、各団体への負担金見直しの要請等を検討していきます。

(2) 花とみどり課

ア 歳出予算の適正額の計上について（是正事項）

公園整備事業事務費の歳出執行状況において、燃料費は当初予算額96万円に対し支出負担行為済額17万2,425円、印刷製本費は当初予算額119万5,000円に対し支出負担行為済額26万7,235円、通信運搬費も当初予算額94万円に対し支出負担行為済額14万5,139円となっており当初予算額に比べ低い執行額となっている。

平成17、18年決算においても当該各費用の支出済み額は、10～20万円台であることから、那覇市予算決算規則第6条（予算見積書作成上の留意事項）第1項第4号に定める「前年度実績又は適正な額」により予算計上されたい。

□ 是正事項に関する措置

今後、那覇市予算決算規則第6条（予算見積書作成上の留意事項）第1項第4号に定める「前年度実績又は適正な額」により、適正な予算計上を行っていきたいと考えています。

イ 団体負担金について（留意事項）

全国ハープサミット連絡協議会の負担金（1万円）については、同協議会の平成16年度決算における収入に対する支出の割合（収支比率）が7%と低いことから、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行うよう平成18年度定期監査（前期）において留意事項として指摘した。指摘を受け、協議会に対し効果的な予算執行を行うよう提案したが、平成18年度決算においても収支比率が12.2%と低い水準である。

予算の効率的、効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに努められたい。

□ 留意事項に関する措置

毎年の事業運営は、会員会費で十分に執行できています。しかし、事業費における「ガイドブックの作成」について、連絡協議会で協議されているが、予算として約400万円が必要であり、その必要性等について未だ意見の一致が見られず、次年度へ繰越し累積している状況にあります。今後とも那覇市としては「新たな財政負担が生じなければ作成に賛同する」意見を提案していく考えとなっています。（全国大会を開催した団体は、開催年度後10年間は役職に就くため負担金は必要なくなる。2002年度那覇市開催、2011年度まで）

(建設管理部/都市施設管理センター)

(3) 道路管理室

ア 団体負担金について（留意事項）

道路管理室が負担金を交付している次の3団体の運営状況について、平成18年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越ししている。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況 (単位：円)

団 体 名	平成19年度交付額 (那覇市)	平成18年度決算額			収支比率 (%)	主管課から 交付先への 要請等
		収入額	支出額	収支差額		
那覇空港自動車道促進期成会	30,000	2,061,268	1,074,236	987,032	52.1	行わなかった。
沖縄県道路利用者会議	130,000	8,709,598	6,836,943	1,872,655	78.5	行わなかった。
沖縄国道協会	40,000	1,043,193	613,731	429,462	58.8	行わなかった。

※ 収支比率80%未満の団体

□ 留意事項に関する措置

負担金については、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を会則及び決算書等で検証し、その決算状況に応じて負担金見直し等の要請等を検討していきます。

(4) 公園管理室

ア 業務委託契約金の支払いについて（要望事項）

花壇花卉植栽維持管理業務（その1～その3）は、中央公園外各公園の花壇及び主要市道の歩道上のボックス花壇などに、植栽などを行い、花と緑豊かな潤いのある街づくりを推進している。

これらの業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、三福祉団体と随意契約による委託契約を締結し、支払については事業完了後の一括払いとなっている。

当該団体は、自己資本力が低く経営基盤が脆弱な面もあるため、施設運営の安定化や植栽等の回数に配慮するなど、委託料の部分払い等について十分な説明を行うよう、検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

ご指摘のとおり、花壇花卉植栽維持管理業務に委託を行っている福祉団体においては、自己資本力が低く経営基盤が脆弱な面もあり、完了時の一括払いでは厳しいことから、平成20年度からは、施設運営の安定化のため、部分払い、及び委託契約金の3割の前金払いの検討をしております。

(5) 市営住宅室

ア 事務手続きの適正な執行について（注意事項）

壺川市営住宅定期巡回及び集合監視装置警備業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定を適用し3者から見積書を徴し、最も低額を提示した現契約者と単年度契約している。また、若狭外10市営住宅集合監視装置警備業務委託についても現契約者から見積書を徴し、単年度契約している。

しかし、平成17年度に指名競争入札で落札した現業者と契約し、平成19年度まで債務負担行為を設定しているにもかかわらず、単年度契約するのは不適切な事務処理である。事業の執行に当たっては、債務負担行為設定の趣旨を理解し適正な事務手続きに努められたい。

□ 注意事項に関する措置

壺川市営住宅定期巡回及び集合監視装置警備業務委託及び若狭外10市営住宅集合監視装置警備業務委託については、債務負担行為を設定しているにも関わらず、単年度契約をするのは不適切な事務処理であるとの今回の監査指摘は、人事異動に伴う単純な事務引継上のミスによるものであることがわかった。事務担当者には債務負担行為設定の趣旨の理解を促すとともに、今後このようなミスの生じないよう十分な周知を図った。

3 消防本部

(1) 総務課

ア 建設負担金の執行体制について（留意事項）

水道局消火栓維持管理建設負担金は、那覇市上下水道局が行う消火栓の補修及び維持管理等に要する経費であるが、2月末までの実績の請求が3月19日にあり、4月になってから3月31日付けで支出負担行為を行い426万4,000円が執行され、結果として316万7,000円の未執行が生じている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第143条（歳出の会計年度所属区分）に従い4月以降にならないと確定しないものを除いては3月31日までに債務を決定すべきである。消火栓は市民の安全に関することなので、途中段階においても上下水道局と綿密な調整を行い適正な予算執行に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

水道局消火栓維持管理建設負担金については、2月末までの実績報告を待つのではなく、中間報告等で執行状況を把握し、年度内に確定し、予算未執行額を減少するよう執行管理の強化を図っていきます。

イ 補助金の手続きについて（注意事項）

那覇市女性防火クラブ育成助成金（203万6,999円）はクラブの健全な運営及び事務の効率的な遂行を期することを目的として、那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき交付している。

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局も担う消防本部予防課との調整が一部口頭での承認となっているが、助成目的の透明性と客観性を確保する観点から、決裁文書を作成する等の明瞭な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局の消防本部予防課との調整が電話等での調整で承認を受けていましたが、今後、決裁文書を作成する等の事務処理を行うよう予防課と調整しております。

ウ 備品台帳等について（注意事項）

那覇市物品会計規則第26条（台帳等）により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条（重要物品）により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査（前期）において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第

27条（簿冊）により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に一層努められたい。

□ 注意事項に関する措置

総務課においては、物品登録シールの貼付もれ等の指摘を受け、早々に物品登録シールの貼付を行いました。

また、車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。那覇市物品会計規則等の遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

エ 団体負担金について（留意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成18年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況 (単位：円)

団体名	平成19年度 交付額 (那覇市)	平成18年度決算額			収支 比率 (%)	主管課から 交付団体への 要請等
		収入額	支出額	収支差額		
南部消防協 議会	75,860	289,274	205,893	83,381	71.2	行なった。
沖縄電波協 力会	20,000	3,236,936	1,674,386	1,562,550	51.7	行わなかつ た。
沖縄気象災 害防止協議 会	15,750	1,102,542	792,947	309,595	71.9	行わなかつ た。

※収支比率80%未満の団体

□ 留意事項に関する措置

負担金交付団体の運営状況について、決算の結果、予算の執行率の低い団体については、予算の適正執行の要望及び経常的な高額繰越の発生団体には、負担金見直し等を行うよう要望・要請等を行っていきます。

(2) 予防課

ア 補助金の手続きについて（注意事項）

那覇市女性防火クラブ育成助成金（203万6,999円）はクラブの健全な運営及び事務の効率的な遂行を期することを目的として、那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき交付している。

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局も担う消防本部予防課との調整が一部口頭での承認となっているが、助成目的の透明性と客観性を確保する観点から、決裁文書を作成する等の明瞭な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

現在は、決裁文書を作成し那覇市女性防火クラブ会長の決裁後に、事務処理及び事業を行っています。

イ 備品台帳等について（注意事項）

那覇市物品会計規則第26条（台帳等）により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条（重要物品）により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査（前期）において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第27条（簿冊）により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

□ 注意事項に関する措置

予防課においては、車両（重要物品）の管理換えを適正に事務処理しました。（管財課へも報告済み）

また、車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。

那覇市物品会計規則等を遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

(3) 警防課

ア 備品台帳等について（注意事項）

那覇市物品会計規則第26条（台帳等）により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条（重要物品）により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査（前期）において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第

27条（簿冊）により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

□ 注意事項に関する措置

警防課においては、今回指摘されました車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。那覇市物品会計規則等を遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

(4) 救急課

ア 備品台帳等について（注意事項）

那覇市物品会計規則第26条（台帳等）により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条（重要物品）により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査（前期）において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第27条（簿冊）により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

□ 注意事項に関する措置

救急課においては、車両（重要物品）の管理換えを適正に事務処理しました。（管財課へ物品処理書提出済み）

また、車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。

那覇市物品会計規則等を遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

(5) 西消防署

ア 備品台帳等について（注意事項）

那覇市物品会計規則第26条（台帳等）により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条（重要物品）により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査（前期）において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第

27条（簿冊）により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

□ 注意事項に関する措置

西消防署においては、備品台帳の記載もれ、物品登録シールの貼付もれ等の指摘を受け、早々に備品台帳の整理及び物品登録シールの貼付を行いました。さらに、物品の所在を明確にするため、那覇市物品会計規則第18条第2項に基づく「物品貸出簿」を作成し、適切な備品管理に一層努めていきます。

(6) 中央消防署

ア 備品台帳等について（注意事項）

那覇市物品会計規則第26条（台帳等）により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条（重要物品）により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査（前期）において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第27条（簿冊）により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

□ 注意事項に関する措置

中央消防署においては、備品台帳の記載もれ、物品登録シールの貼付もれ等の指摘を受け、早々に備品台帳の整理及び物品登録シールの貼付を行いました。また、備品の登録・移管・廃棄等についてはフローチャートの作成がされ、それを元にだれもが処理できるようわかりやすく周知しております。

さらに、物品の所在を明確にするため、那覇市物品会計規則第18条第2項に基づく「物品貸出簿」を作成し、適切な備品管理に一層努めていきます。

4 総務部

(1) 総務課

ア 地方自治法改正に伴う情報提供の周知徹底について（要望事項）

地方自治法改正に伴う事務処理に不十分な対応が散見された。今後は、同法の改正に伴う情報提供を迅速に行い、同法改正に伴って整備すべき条例等改正事務に遺漏がないよう、各部局へ周知徹底するよう要望する。

□ 要望事項に関する措置

法令等の改正に伴い必要となる本市の例規等の改正については、基本的には、当該例規等を所管する部署において然るべく適切に対応すべきものとする。このようなときは、国あるいは県の事務担当部署を通じて、事務を担当する部署に、直接、通知・連絡があるのが通常であり、迅速・適切に対応できるものと思うからである。

地方自治法の改正関連については、現在、当方において、到着した官報内容のチェックを行い、同法改正関連の事項については全庁掲示板を活用して、関連例規等の所管部署において必要に応じて例規等の改正等を行うよう注意を喚起することとしている所である。

イ 南部市町村会及び財団法人南部振興会の団体負担金について

(努力事項)

本市はこれまでも南部市町村会及び財団法人南部振興会に対して、負担金の縮減、事務事業の統廃合及び個別具体的な項目を挙げ抜本的な事務統合改革を提案してきた。

しかし、当該団体の平成 19 年度決算で確認した結果、南部市町村会一般会計から 2,738 万 1,000 円、財団法人南部振興会から 1,118 万 1,000 円を南部広域市町村圏事務組合へ事務委託料として支出している。予算の効率的・効果的な執行の観点から当該 2 団体の事務委託費、業務の明確化及び費用負担等を検証し、より一層事務事業の統合及び組織運営の改善に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

南部市町村会及び財団法人南部振興会の団体負担金については、毎年、次年度の負担金を審議する総会や評議員会に合わせて、これまでも度々負担金の減額を要請してきた。

また、事務事業の統廃合については、平成 20 年 7 月 3 日には両団体へ市長名で「平成 20 年度貴団体への負担金並びに今後の貴団体事務事業の統廃合の検討について」を送付し、事務事業の統合等について、研究、調整の申し入れを行った。更に平成 20 年 10 月 21 日付け総務部長名で「「団体事務事業見直し及び統廃合について」の意見について」を郵送し、具体的に項目を挙げて意見提案を行ったところである。

南部市町村会及び財団法人南部振興会は那覇市以外の構成市町村もあり、那覇市の意見だけで事務事業の統合や組織運営の改善を実施することが困難な部分もあるが、今後とも負担金の削減を要請する中で、継続して事務事業の統合や組織運営の改善について働きかけていきたい。

(2) 人事課

ア 契約事務手続きについて (留意事項)

産業医による職員健康相談業務委託(精神科)等の契約書類を抽出確認したところ、支出負担行為として整理する時期にされていなかったも

のが1件、債務負担行為の設定をしていなかったことにより複数年契約とすべきものを単年度契約としたものが2件見られた。

那覇市予算決算規則第23条(支出負担行為の整理区分及び事前合議)、地方自治法第214条(債務負担行為)及び第215条(予算の内容)に則り適正な事務手続きに努められたい。

□ 留意事項に関する措置

産業医委託契約については、年度末に一括で支払うという契約内容であったため、契約日(4月1日)ではなく12月末に支出負担行為を行った経緯がある。今回の指摘により、平成21年度の契約においては支出負担行為として整理する時期(4月1日)に支出負担行為を行った。

複数年契約とすべきものを単年度契約とした2件(ファクシミリと複写機)については、当時3年間の契約を前提とし入札事務を執行したものの、債務負担行為を行っていなかった。今回の指摘により、ファクシミリについては、平成21年度で契約終了のため、単年度契約での対応とした。複写機については、平成22年度が3年目(最終年)に当たるため、当該年度については、債務負担行為を行った。(平成21年1月処理済み)

イ 備品管理について(留意事項)

備品台帳と現品を調査した結果不一致が見られ、古いパソコンとプリンターは既に処分されていた。那覇市物品会計規則第26条(台帳等)、同規則第21条(処分)等を順守した適正管理に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

今回の指摘を受け備品台帳と現品の調査を実施し、那覇市物品会計規則等に従い備品台帳の整備を行った。

(3) 管財課

ア 未収金対策について(努力事項)

土地貸付収入(一般貸付分)の未収金対策は、平成19年度から人員増等の体制強化や裁判上の和解等により一定の成果が見られる。しかし、平成20年11月30日現在の未収額(滞納繰越分)は、1,433万6,108円と多額であることから、財産調査に基づく効果的な徴収手続きや必要な場合における法的措置等により早期回収に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

平成16年度監査指摘事項に基づき、平成19年度からは課題解決のための人員増等により、電話・訪問等による督促を強化してきた。

平成20年度末における未収額(滞納繰越分)の見込みは、671万9,578円と、徐々にその成果を挙げてきている。

今後も、より一層効果的な徴収に取り組んでいきたい。

5 企画財務部

(1) 企画調整課（旧経営企画室）

ア 南部広域市町村圏事務組合負担金の一括払いについて（要望事項）

南部広域市町村圏事務組合に対する負担金（1,019万6,000円）は、毎年慣例的に5月に前金払いで一括して支払っている。

当該負担金は、交付団体の資金需要に応じた資金計画等を提出させたうえで必要に応じた額を分割して支払っても交付団体の運営に支障をきたすことはないと考えられることから支払い方法の見直しを図りたい。

□ 要望事項に関する措置

当該負担金については、交付団体の資金需要は毎月ほぼ平準化していると考えられ、必要な額を分割して支払っても交付団体の運営に支障をきたすことはないと考えられます。交付団体と協議して資金計画を確認のうえ、1/4半期毎の分割支払いについて検討いたします。

イ 沖縄大学校舎建設事業補助金の予算計上について（是正事項）

沖縄大学に対する補助金（200万円）は、対象事業である校舎建設の完成が平成21年度以降であるにもかかわらず平成20年度の予算に計上している。このことは那覇市補助金等交付規則をはじめとした予算の執行及び補助金交付の執行の原則に抵触する不適正な予算計上であると判断する。

今後は、予算計上のあり方を再確認し、補助金の交付に際しても十分に精査して執行するよう求める。

□ 是正事項に関する措置

対象事業である校舎建設の完成が、昨今の情勢による建築確認の遅れ等の事情により平成21年度以降にずれ込んだため、平成20年度の予算執行は見送ることとしました。

今後も、予算計上、補助金の交付を適正に行ってまいります。

(2) 情報政策課

ア 家屋評価システム構築業務委託契約について（注意事項）

家屋評価システム構築業務委託契約（1,278万600円）は、平成20年6月13日から契約期間49日間の業務を終了し支払いも完了している。

しかし、同委託契約書の経費内訳には、業務委託的業務は導入諸経費、評価替え費用の140万円で、それ以外の費用はソフトウェア費用、サーバー費用、5年間のサーバー保守費用であり、契約時から5年間の業務の実績に応じて支払われる内容のもので、歳出科目としては使用料及び賃借料が適当である。

今後外部へ発注する業務の契約に当たっては、業務の性質を十分に吟味し適切な歳出科目を設定し、事業が複数年にまたがる場合は債務負担行為を設定するなど法令を順守した予算の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、外部へ発注する業務の契約に当たっては業務の性質を十分に吟味し、適切な歳出費目を設定します。また、事業が複数年度にまたがる場合は債務負担行為を設定する等、法令を順守した予算執行に努めます。

イ 支援委託契約について（留意事項）

システムエンジニアリング、オペレーション I0 支援委託契約（2,295万2,895円）は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約を行っているが、那覇市契約規則第21条の3の規定に基づく2者以上の見積書を徴していない。同委託契約はシステムエンジニア、オペレーター、I0要員と3種の技術者の作業日数、賃金単価から構成されているが、単価等を他社と比較することで契約金額を低減する効果がないとは言えない。

今後業務の契約に当たっては、法令を順守した予算の執行に努めることはもとより、競争性、経済性が客観性を担保した形で実現するよう留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

今後、技術者の業務委託契約においては、法令を順守し2社以上の見積書を徴収し、単価等を比較、競争性、経済性を客観的に担保できる契約を行い、予算の適切な執行に努めます。

(3) 財政課

ア 那覇市地域振興基金の管理について（検討事項）

那覇市地域振興基金は、平成2年10月に基金が設置されて以来、平成11年度に元本の一部6,000万円を取り崩したがそれ以外は定期預金の運用益のみを事業の財源として活用している。この数年の定期預金の金利が低利である中で他の基金においては地方債を購入することでより有利な運用を図っていることもあり、当該基金についてもより確実に有利な運用方法も検討されたい。

また、当該基金の管理は財政課が行い当該基金条例の所管は経営企画室と異なるが、基金を適切に管理運用する観点から妥当か検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

当該基金の管理及び運用につきましては、今後、当該基金条例を所管する部署と連携を図り、当該基金のより確実に有利な運用のあり方及び適切な管理について検討をします。

イ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について（検討事項）

地方自治法第 234 条の 3 及び同法施行令第 167 条の 17 に基づく長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、沖縄県内 11 市中 6 市が当該条例を制定している。当該条例が施行された場合、条例で規定された長期継続契約は債務負担行為を設定することなく契約締結を行うことが可能になり、契約業務が簡素化されることと事務の改善につながる効果が期待できる。

本市においても当該条例の制定を検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

地方自治法施行令第 167 条の 17 の趣旨を踏まえ、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、関係各課と検討をします。

(4) 納税課

ア 滞納繰越分の収納対策について（注意事項）

平成 20 年 11 月 30 日現在の市税の滞納繰越分収入未済額は、27 億 3,685 万 4,135 円である。現年度のみ未納者を対象とする納税催告センターが平成 20 年 9 月から業務を開始され、同センターの効率的・効果的な運用により、現年度分の徴収強化が図られ、収納率の向上に寄与していることから、対前年同月と比較して市県民税・固定資産税・軽自動車税の現年度分については、未納者数、未納額ともに改善が見られる。しかしながら、依然として、多額な滞納繰越分収入未済額が見込まれるので、収納対策を新たに構築することや納税催告センターの運用を含め、滞納繰越分収入未済額のより一層の圧縮に努められたい。

市税の滞納繰越分収納状況（平成 20 年 11 月 30 日現在）（単位：円）

科目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (%)
個人市民税	1,064,528,271	182,651,842	881,876,429	17.2
法人市民税	87,702,256	10,289,692	77,412,564	11.7
固定資産税	2,122,534,416	402,947,782	1,719,586,634	19.0
軽自動車税	54,522,783	11,588,905	42,933,878	21.3
市たばこ税	5,796,772	88,542	5,708,230	1.5
事業所税	9,808,000	471,600	9,336,400	4.8
合計額	3,344,892,498	608,038,363	2,736,854,135	18.2

□ 注意事項に関する措置

全課・全職員の収納意識及び徴収技術の向上を図り徴収強化に努めます。また、平成 21 年度は、納税催告センターの効果的な活用を推進するため現年度未納者を対象とした納税推進 G を編成しました。それにより、現年度からの収入未済額（滞納繰越額）の圧縮・削減と滞納処分の強化が効率的で効果的に実施可能になると考えております。

6 健康福祉部

(1) 福祉政策課

ア 民生委員・児童委員の確保について（努力事項）

本市における民生委員・児童委員は、平成 20 年 11 月 30 日現在の定数 459 人に対し現員数 390 人で 69 人の欠員となっている。

民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態を適切に把握し、生活相談や福祉サービスの情報提供、社会福祉事業や社会福祉活動を行う者の支援等により住民の福祉増進を図るため欠かせない存在であることから、民生委員・児童委員の重要な役割や活動を広報し、自治会との連携を図り、定数を確保するよう努められたい。

□ 努力事項に関する措置

平成 21 年 3 月 27 日に那覇市民生児童委員連合会会長、那覇市社会福祉協議会会長及び健康福祉部長による意見交換を実施。定数欠員解消のため、各域の自治会より民生委員・児童委員の候補者を積極的に推薦していく仕組みづくりを行い、地域に根ざした人材確保に努めていくことを確認した。

また、広報については、民生児童委員自身も地域に存在をアピールすることが必要との認識の元、自治会行事への積極的参加や自治会集会で役割の確認を行うといった行動をすることを連合会から各单位民生委員協議会に周知することとした。

同時に、こうした地域への浸透を図ることは、それに応じた相談力が求められることになり、健康福祉部が協力して現任、新任に対する研修実施を民児連の平成 21 年度事業計画に盛り込んだ。

こうした体制を今後も維持継続するために地域の自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員連合会、及び行政機関等で定期的な意見交換会等を行うことも確認した。

(2) 障がい福祉課（旧障害福祉課）

ア 未収金について（努力事項）

知的障害者福祉施設入所者自己負担金収入未済額 615 万 2,240 円あるが、前回指摘事項の未収金台帳は作成されているものの、徴収方法が市から利用施設へ変更になったものの徴収計画がない。具体的な徴収計画を策定し、徴収努力していただきたい。

□ 努力事項に関する措置

ご指摘のあった知的障害者福祉施設入所者自己負担金収入未済額については、平成 14 年度における措置制度の負担金であります。

平成 15 年度当初 755 万 7,100 円であった収入未済額について、平成 15 年度から、分割納付相談を行い、徴収計画を立てて徴収しておりましたが、結果として 615 万 2,240 円の未済額が残りました。

当課としましては、滞納者に対して、現年度分から優先的に支払って頂き、入所継続できるよう指導する一方で、分割納付などの相談を重ね、徴収計画を立てて交渉してまいりました。

しかしながら、対象者の多くが、現年度分を利用先に支払うのが精一杯な状況であって、徴収が進まなかったことから、時効完成となりました。

よって、平成 20 年度において、不納欠損処分を行いました。

イ 備品管理について(注意事項)

平成 10 年 12 月 24 日にリフト付ワゴン車(重要備品)を 543 万 1,193 円で購入し、那覇市障害者介護型デイサービス事業業務委託契約書に基づきオリブ山病院に使用させているが、平成 14 年 3 月 31 日に事業終了したにも係らず返車されていない。

那覇市物品会計規則第 18 条(物品払い出し等)による備品貸出簿や車両の管理及び費用負担・損害賠償の責任制限等が明記された車両貸与契約書も締結されていない。

重要備品の管理及び交通事故等も考慮し、すみやかに車両の適正管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 14 年 3 月 31 日に、那覇市障害者介護型デイサービス事業委託契約が終了しておりますが、その当時、事業で使用していたリフト付ワゴン車が返車の手続きもされず契約関係もないまま現在まで利用され、不適切な状態が続いております。

今後、ご指摘のあった車両については、車両貸与契約を交わし、那覇市物品会計規則に従い適正管理に努めます。

(3) チャーがんじゅう課

ア 介護保険料の未収金について(注意事項)

介護保険料の滞納繰越分は、平成 20 年 11 月 30 日現在の調定額 2 億 4,403 万 4,580 円に対し収入済額は 1,609 万 9,613 円で、収入未済額は 2 億 2,793 万 4,967 円となっている。

介護保険料徴収の時効は 2 年間と短期間であり、時効が成立すると介護サービスも制限されることから、介護保険制度の周知を図り早期徴収に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

介護保険料の未収金については、例年、期別毎の督促状の送付及び年 3 回の催告書の送付、4 人の収納推進員による電話・訪問徴収を行っています。

また職員による電話催告、訪問による納付督励等を行いその徴収に取り組んでいるところであります。しかしながら平成 20 年度はシステム

の入れ替えによるトラブル等があり、職員がその対応に追われ例年どおりの徴収態勢がとれませんでした。平成 20 年 11 月末現在の収入済額は 16,099,613 円で、対調定収入率は 6.6%となっております。

滞納繰越分の未収金については、今後も早めの徴収が行えるよう努めてまいります。

(4) 保護課

ア 未収金の徴収について（注意事項）

生活保護費返還徴収金の滞納繰越分未収金は、平成 20 年 11 月 30 日現在、1 億 2,484 万 6,115 円である。

分納返済や別途送金制度で確実に収納する方法を導入し努力しているが、保護費返還金は多額であり、なお一層未収金の徴収に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後も分納返済や別途送金制度により未収金徴収に努めます。又、生活保護を廃止した者からの徴収については、戸籍附票等により住所把握を行い、催告書及び納付書等を発送し徴収に努めてまいります。

(健康保険局)

(5) 国保長寿医療課（旧国保・後期高齢医療課）

未収金について（注意事項）

滞納者に対する取組みとして、資格取得の届出遅延者に係る適用及び保険税賦課の適正化、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、国民健康保険税の広報等に積極的に取り組んでいるが、平成 20 年 11 月 30 日現在の国民健康保険税の滞納繰越分の収入未済額が 26 億 2,345 万 636 円である。

収納向上対策の観点から、費用対効果を検証しつつ、なお一層滞納繰越分の圧縮に努められたい。

国民健康保険税滞納繰越分収納状況（平成 20 年 11 月 30 日現在）

（単位：円）

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
一般被保険者国民健康保険税	2,688,454,247	140,646,248	2,547,807,999	5.2
医療給付費分滞納繰越分	2,471,306,615	130,282,306	2,341,024,309	5.3
介護納付金分滞納繰越分	217,147,632	10,363,942	206,783,690	4.8
退職被保険者国民健康保険税	82,491,930	6,849,293	75,642,637	8.3
医療給付費分滞納繰越分	75,875,946	6,439,474	69,436,472	8.5
介護納付金分滞納繰越分	6,615,984	409,819	6,206,165	6.2
合 計 額	2,770,946,177	147,495,541	2,623,450,636	5.3

□ 注意事項に関する措置

現年度の一般被保険者国民健康保険税の収納率が90%に満たない場合は、国からの交付金が減額されること、及び現年度未納分が滞納繰越分となるため、その防止策として現年分を優先し徴収している。また、国民健康保険加入者は低所得者の占める割合が高いため現年度分の納付で精一杯であり滞納繰越分までは納付できない世帯が多い状況にあります。

しかしながら、滞納繰越分収納率は、17年度末(6.63%)、18年度末(7.04%)、19年度末(6.96%)と低いため、今後の課題として取り組んでいく必要がある。

収納対策としては、例年現年度分とほぼ同様な対策を行っている。滞納繰越分への取組みとしてH18年度より特別滞納整理指導員(非常勤)を配置し滞納整理の強化を図っているが、H20年度は市内・市外滞納者の滞納分析を行い、電話督促・催告書送付等により収納率向上に努めている。

また、平成21年3月より滞納整理班を編成し、現年度分及び滞納繰越分の徴収体制の強化と収納率向上を図っている。

滞納繰越分の収納対策として、平成21年度は、これまでの収納対策を踏まえ、差押等の滞納処分が一番効率的であるため、更なる滞納整理体制の強化・充実を図ると共に、滞納状況分析を行ない徴収強化月間や年度毎の重点取組事項等を設定し、より一層収納率向上に努めていきたい。

7 こどもみらい部

(1) こども政策課

ア 未収金の徴収について(努力事項)

幼稚園保育料滞納繰越分未収金は713万4,560円で、年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう努められたい。

幼稚園保育料滞納繰越分収納状況(平成20年11月30日現在)

(単位:円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)
幼稚園保育料	6,952,460	732,900	6,219,560	10.5
預かり保育料	1,165,000	250,000	915,000	21.5
合 計 額	8,117,460	982,900	7,134,560	12.1%

□ 努力事項に関する措置

幼稚園保育料滞納繰越分未収金については、年2回の催告書の送付、職員による電話督促、在籍のあった幼稚園においても電話や文書により督促を行っております。現年度において毎月の督促、年2回の催告書を

発送し、11月の「就学時検診」や2月の「入学説明会」では保護者への面談による納付指導を行い納付いただけるよう努めて繰越とにならないよう事務を行っております。

また、平成21年2月から滞納繰越分の未収金の徴収保育料滞納繰越金の徴収対策として民間の債権委託業者「サービサー」と集金代行委任契約を締結し、卒園者の滞納繰越分についての徴収向上を図っており、今後とも早期の回収に努めます。

(2) こどもみらい課

ア 未収金の徴収について（努力事項）

保育所運営費保護者負担金等滞納繰越分未収金の徴収については平成19年度から民間の債権回収サービス（サービサー）に委託している。その結果、収納率が向上していることは評価できる。しかし未収金4,972万7,870円は多額であり年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図るよう努められたい。

保育所運営費保護者負担金等滞納繰越分収納状況（平成20年11月30日現在）
（単位：円）

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率 (%)
保育所運営費保護者負担金（公立）	22,585,525	3,925,475	18,660,050	17.4
保育所運営費保護者負担金（認可）	41,733,280	11,603,940	30,129,340	27.8
3歳以上児主食費（公立）	1,160,590	222,110	938,480	19.1
合 計 額	65,479,395	15,751,525	49,727,870	24.1

□ 努力事項に関する措置

滞納者に対する効率的な徴収事務として、保育料の未納者に対しては、年2回の現況届受付の際、直接こどもみらい課において納付相談を行っています。

さらに、滞納者へ管理職（課長・副参事等）による電話督促や各保育所（園）に対して滞納者リストを送付し納付指導を実施し、保育料の徴収率の向上に努めています。

また新規入所面談時における口座振替の強化も図っております。

(3) 子育て応援課

ア 未収金の徴収について（努力事項）

児童扶養手当返還金、児童手当返還金の滞納繰越分未収金は535万6,500円で、年度が経過するにしたがってますます徴収が困難になってくることから、できるだけ早めに徴収を図らなければならない。そのために、具体的な徴収計画を立て、効率的な徴収事務の確立を図られたい。

児童扶養手当返還金等滞納納繰越分収納状況（平成20年11月30日現在）
（単位：円）

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	収入率（%）
児童扶養手当返還金	4,102,500	341,000	3,761,500	8.3
児童手当返還金	2,115,000	520,000	1,595,000	24.6
合 計 額	6,217,500	861,000	5,356,500	13.8

□ 努力事項に関する措置

児童扶養手当返還金については、年に2回以上の督促週間を設け、電話や文書による督促、納付相談を行います。

また、返還対象者が再び受給資格を取得した場合は、その支払われる手当から返還してもらおう調整をする等効率的な徴収の強化を図ります。

児童手当の返還金については、返還金発生後すみやかに徴収計画を立て、那覇市に在住していない該当者へは電話や文書による催告の回数を2カ月毎に行い返納を促す。又、新たに受給者となった場合は、再認定後の支給分から未収金分を差し引く処理（児童手当法第13条）を行う等早期の徴収に向け努力いたします。

平成21年度

1 経済観光部

(1) 商工農水課（旧商工振興課）

ア 定額給付金事業の印刷製本費の発注について（注意事項）

定額給付金事業の印刷製本費（463万625円）は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約をしている。那覇市物品会計事務取扱要綱第7条では那覇市契約規則第21条に掲げる限度額を超えて随意契約により物品の調達を行うときは、あらかじめ管財課長に合議するとの規定がある。しかしながら、当該印刷製本に係る契約の際の決裁においては、管財課長の合議がなされていないままに契約がされているので規則要綱を順守した予算執行を行うようにされたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の件につきましては、今後関係規則要綱の熟知に努め適正な予算執行に努めます。

(2) なはまちなか振興課（旧労働農水課）

ア 漁業振興資金融資貸付金元利収入について（要望事項）

漁業振興資金融資貸付金制度は、沖縄県信用漁業協同組合連合会の2,200万円と合わせて協調融資資金4,400万円の枠を設定して漁業者へ貸付しているが、平成19、20年度の融資額は2,050万円で資金枠の約50%の利用率である。また、融資期間も最長2年となっているが借り入れ時期によって借入期間に違いが出てくる制度になっている。このよう

な現状は、資金の効率的な運用や利用者の利便性及び公平性の点から改善する余地があるので資金の運用のあり方と制度の見直しを検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

金融機関（信漁連）と平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間の覚書の締結を行い、すでに融資を開始していることから平成 22 年度までは、制度改革は、困難な状況である。今後、金融機関及び保証機関、漁業協同組合と調整を図りながら平成 23 年度からの資金の運用のあり方と制度の見直しについて検討していきたい。

(3) 観光課

ア 那覇爬龍船振興会等補助金の精算遅延について（要望事項）

那覇爬龍船振興会（804 万 5,000 円）と琉球王朝祭り実行委員会（357 万 5,000 円）への補助金は補助団体に対して概算払されているが、精算されるまでの期間も長く、添付された証拠書類で事業の終了を確認するには不十分なものもある。補助事業については、補助の対象事業と対象経費を明確にして対象事業が終了後速やかに経費の精算ができるように補助金事務の改善に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

上記団体においては、対象事業の開催の他、祭りの P R や資金造成を兼ねた関連イベントの開催ならびに次年度への調整を含めた会議等の開催などから、事業期間が年度末に及ぶ事業計画となっている。そのため決算報告も年度末となり実際の事業開催から精算までの期間が長くなっているのが現状である。

本来、事業補助の趣旨から、当該事業が終了後事業予算の収支決算報告は速やかに行うべきであるので、迅速な事務処理を鋭意促していくとともに、計画的な事業計画ならびに予算執行計画の作成を促していきたい。

2 環境部

(1) 環境政策課

ア 生ごみ処理機器助成事業について（要望事項）

家庭から排出されるごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 600 万円（200 件）に対し助成額 381 万 5,331 円（161 件）と執行率 63.6%にとどまっている。

当該助成事業の市民への広報啓発の強化、また、ごみの減量や資源化を促進する他の手法等に対する奨励金の検討等、予算の有効活用に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

生ごみ処理機器助成事業について市民への広報啓発を強化し、予算の有効活用に努力してまいります。

また、ごみの減量や資源化を促進する他の手法については、ダンボールを用いた生ごみ堆肥化の促進、出前講座等による啓発を今後とも検討してまいります。

(2) 環境保全課

ア 予算計上について（注意事項）

那覇市墓地等に関する基本方針策定事業として 32 万 2,000 円（報償費 16 万 8,000 円、業務委託料 15 万 4,000 円）予算計上しているが、全額未執行となっている。

予算計上にあたっては、事業に係る経費を適正に算定し適切な予算の計上となるよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

当初予算の計上額で、当該事業を達成するための調査・検討及び住民説明会等が十分に実施出来るかを懸念し、いかに事業執行するか苦慮している中で、年度途中で沖縄県より、「公営墓地設置等支援事業」（9/10 補助事業）の実施を厚生労働省と調整中との連絡を受けた。

その後、平成 20 年度墓地の調査関連の補助事業が決定し、次年度は「墓地基本方針策定」についても補助の対象にするとのことで、当該年度での事業執行を見送り、平成 21 年度に県の補助（今年度限り）を活用し、地区意見交換会の開催を増やし、より市民の意見を反映し、広く市民に理解が得られるような基本方針を策定したほうが得策と考え、平成 20 年度は事業を執行しなかったが、今後、予算計上にあたっては、事業経費を適正に算定し、予算計上を行っていききたい。

イ 屋上・壁面緑化助成金について（要望事項）

ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間を創出するため、屋上や壁面等の緑化工事を施工する市民に対し助成金を交付しているが、平成 20 年度予算額 660 万円に対し 291 万 6,000 円（執行率 44.2%）の助成額にとどまっている。

当該助成事業の市民への広報の強化や市民がより利用し易い制度となるよう検証し、予算の有効活用に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

屋上・壁面緑化推進事業を実施するに当たり、助成金制度について、市広報誌やホームページでの案内、自治会長会での案内等を通じ広報を図っております。

さらに、建築士事務所協会へも協力依頼し、事業推進を図っております。

昨年度の事業実績を踏まえ、市民から施工費用に比べて助成金額が少ないとの不満の声もあったことを受けて、市民にとって、より利用しやすい事業制度とするため、平成 21 年 5 月に助成金の単価及び限度額を見直しました。

また、見直し内容を含めた事業制度の紹介を市広報紙「なは市民の友」に掲載するとともに、新聞社等のマスコミへも当該資料等を提供し、その広報に努めました。

その結果、市民からの問い合わせや、窓口での相談等も数多くあり、平成 21 年度は順調な進捗状況になりつつあります。さらに今後、広報の強化を図り、事業の推進を図っていきたいと考えております。

ウ 物品管理について（注意事項）

備品台帳に登録されている備品について保管状況を確認したところ、そ族昆虫駆除に使用する噴霧器 3 個（平成 17 年度取得、1 万 5,000 円／個）が購入時の梱包で未開封のまま保管されていた。

物品の納品を受けたときは、品質、形状、数量等进行检查し収納しなければならないが、納品された物品が未開封のまま保管されていたことから、納品時における検収が行われておらず、また、購入から 3 年余り未使用であることから、備品の購入時期も不適切である。

物品の購入にあたっては、備品の使用状況を十分に把握し必要な数量を購入し、納品時の検収も適切に実施するよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

当課における噴霧器の用途としては、①ゴキブリ駆除等のために自治会等への貸与、②職員による重点地域への散布、③緊急時における消毒用の備品として使用するため、管理を行っております。また、ゴキブリ駆除等の対策用と消毒用は、散布薬品も異なるため、安全面から噴霧器を使い分ける必要があります。

今回、梱包が未開封のままになっていた噴霧器については、緊急時の対応用として保管していたものであります。

本件については、ご指摘のとおり購入時の検収のあり方等が不十分であったと言わざるを得ません。今後は、備品の適正管理を行うとともに、物品等の購入時における検収を確実に実施し、このようなことが発生しないようにしていきたいと思っております。

3 生涯学習部

(1) 総務課

ア 小学校・中学校管理事務費に係る支出負担行為の会計年度所属区分について（是正事項）

消耗品費の歳出については、支出負担行為を 4 月以降に 3 月 31 日付けで遡って処理している。会計年度所属区分については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号で規定されており、その支出負担行為をした

日の属する年度が会計年度所属区分となることから、同施行令に従って、処理されたい。

また、この是正事項については、前回の監査でも指摘をされており、適切な対策を講じられたい。

□ 是正事項に関する措置

予算執行に当たっては、前回の監査の指摘を受け、職員に対しては、関係法令等の遵守、迅速な処理を強く指導してきたところであるが、今回の監査においても同様の指摘を受け、深く反省しております。

当該事項は、会計年度末の繁忙から事務処理が遅れたものであるが、今後は、繁忙期においても適正な事務執行を図るため、他の職員による業務支援体制等の対策を講じてまいります。

イ 教育長専用車運転業務の随意契約について（注意事項）

教育長専用車運転業務（契約額 240 万円）の随意契約については、予算額が予定価格を設定すべき金額であるにも係らず、設定されないまま締結を行っている。那覇市契約規則第 21 条の 2（予定価格の決定）の規定を適用し予定価格を設定するよう、同規定を順守されたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の監査前に締結された平成 21 年度の当該事項の契約についても予定価格が設定されていないため、平成 22 年度以降の教育長専用車運転業務の契約に当たっては、那覇市契約規則を遵守し、予定価格調書の作成など事務処理に漏れがないよう努めてまいります。

(2) 市民スポーツ課

ア 体育指導委員事業消耗品費等の会計年度所属区分について（注意事項）

体育指導委員事業需用費消耗品費及び全国高等学校総合体育大会開催事業備品購入費の歳出については、支出負担行為を翌年度の 4 月以降に 3 月 31 日付けで遡って処理している。

会計年度所属区分については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号の規定によりその支出負担行為をした日の属する年度が会計年度所属区分となることから、同法施行令に従って、処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

体育指導委員事業需用費消耗品については、体育指導委員へ支給する被服費の購入代金であり、全国高等学校総合体育大会開催事業備品購入費については、両袖デスクほかの購入代金であります。この 2 件につきましては、不注意により 4 月以降に遡って処理を行いましたが、今後は、財務会計システムより出力できる歳出執行状況表を十分確認し、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号の規定を順守して処理いたします。

イ 沖縄県体育指導員研究大会等参加負担金について（注意事項）

沖縄県体育指導員研修会及び九州地区体育指導員研究大会並びに沖縄県体育指導員研修会参加負担金については要務日より2～3週間前に資金前渡により支出がされており、また、要務が終了する前に精算が行われている。

過不足や天候（台風等）のため中止や不参加及び一時借入等を考慮し、適切な支払い時期を見極めて支出し、又、精算については、要務終了後那覇市会計規則第57条第1項（資金前渡の精算）を順守されたい。

□ 注意事項に関する措置

沖縄県体育指導員研修会ほか2件の参加負担金の事務処理につきましては、資金前渡に係る一連の事務処理について熟知していなかったため、銀行窓口で支払いを受けた日を精算年月日として処理したものとあります。今後は、那覇市会計規則第57条第1項に留意して適切な時期に資金前渡を受け要務終了後速やかに精算を行うよう処理いたします。

(3) 文化財課

ア 教育費雑入、電気水道料実費徴収分の当初予算への計上について

（注意事項）

識名園売店の事業者からの電気水道料の実費徴収については、平成19年度から収入が発生しているが、当初予算に計上されていない。地方財政法第3条第2項の規定に基づき、当初予算に計上されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成22年度当初予算へ計上いたします。

イ 文化財指定庭園保護協議会会費の資金前渡による支払の精算について（注意事項）

文化財指定庭園保護協議会会費については、要務日終了後、7日を超えた日をもって精算を行っている。資金前渡による支払は、那覇市会計規則第57条で規定されている期間内で精算を行うことになっており、同規定を順守されたい。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡・概算払整理簿で再確認するなどして出納処理に漏れないように努めてまいります。

ウ 玉陵管理業務及び識名園管理運営業務について（注意事項）

玉陵管理業務及び識名園管理運営業務については、本市と受託事業者との間に業務仕様書等の運用についての齟齬などがあり、業務の円滑な運営が困難となったため、年度中途において受託事業者の変更を行って

いる。文化財の管理、運営を行う事業者の選定等については、より慎重にされたい。

また、両業務の委託契約については、予算額が予定価格を設定すべき金額であるにも係らず、いずれも設定されないまま締結を行っている。那覇市契約規則第 21 条の 2 の規定を適用し予定価格を設定するよう、同規定を順守されたい。

□ 注意事項に関する措置

文化財を適切かつ円滑に管理し世界遺産としてのクオリティを高めていけるよう受託事業者の選定は慎重に行ないます。

予定価格については、平成 21 年度の当該事項の契約については、那覇市契約規則に基づき予定価格を設定して契約いたしました。今後も適切な事務処理を行ないます。

エ 販売目的の書籍等の管理について（是正事項）

販売目的の書籍「世界遺産まーい」、「首里まーい」及び「小禄まーい」他 7 件については、帳簿上の冊数と現品有高（在庫高）とに差異が生じている。これらについては、前回の監査でも差異が生じていることを指摘されたが、いまだ適切な改善が図られていない現状にある。定期的な在庫確認と保管、管理体制の強化など適切な対策を講じられたい。

□ 是正事項に関する措置

今後の管理については、納品当時のまま保管されていた書籍を、数量を再確認し、包装・箱詰めして保管方法を統一することで、書籍の破損と在庫確認ミスを防ぎます。

書籍の種類ごとにあった管理簿や領収証をひとつにまとめ事務処理を軽減することでミスを防ぎます。

定期的に在庫確認し、管理体制を強化します。

(4) 施設管理課

ア 学校施設目的外使用料過誤納還付金支払いについて（注意事項）

学校施設目的外使用許可の電柱等の使用料は、平成 3 年度「那覇市行政財産使用料条例」改正に伴い、「那覇市道路占用料徴収条例」別表を適用し徴収すべきであるが、条例改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過大徴収が行われ還付が発生した。根拠規定の改正等の見落としがないよう充分注意を払い事務処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

学校施設目的外使用料の使用許可の際は、現在の根拠規定となっている「那覇市行政財産使用料条例」及び「那覇市道路占用料徴収条例」別表の改正の有無を確認することを必須の業務手順として位置付け、根拠規定の改正等の見落としがないようにしたい。

イ 学校施設の耐震補強マニュアル講習会の旅費・負担金の資金前渡による支払いの精算について（注意事項）

学校施設の耐震補強マニュアル講習会旅費、負担金について、那覇市会計規則第 57 条の規定による期間内の精算がされていない。資金前渡は、要務が終了した日から 7 日以内に処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、このようなことがないように、課内のチェック体制を見直し、確認に努めたい。

(5) 中央公民館（市立公民館 7 館のうち、中央公民館、久茂地公民館、若狭公民館、石嶺公民館について実施した。）

ア 久茂地公民館及び若狭公民館の修繕等に係る見積書の徴取について（注意事項）

久茂地公民館及び若狭公民館の随意契約による冷水機給水管修理及び印刷機（輪転機）等の修繕に係る見積書については、那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定により、なるべく 2 人以上から見積書を徴されたい。

□ 注意事項に関する措置

修繕にかかる見積書については、現在は 2 人以上から見積書を徴収しており、改善されております。

(6) 中央図書館

ア 需用費（修繕料）の随意契約事務について（注意事項）

需用費の修繕契約について、随意契約の理由等が記載されずに事務執行されたものが 2 件見られた。やむなく随意契約を行なう場合は、那覇市契約規則第 21 条第 1 項（随意契約によることができる限度額等）の限度額以内であっても、理由及び適用条項の明記と同規則第 21 条の 2（予定価格の決定）による予定価格の設定等を事前に行う必要があることから同規則に基づく適正な事務執行をされたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項につきましては、那覇市契約規則第 21 条の 2 の規定に基づき、随意契約の理由及び適用条項を明記し、予定価格を設定するなど適正な執行をしてまいります。

4 学校教育部

(1) 学校教育課

ア 第 45 回九州進路指導研究大会運営補助等の概算払による支払いの精算について（注意事項）

大会等運営補助金を概算払いにより交付しているが、一部において精算事務の遅れが見受けられる。これは大会等終了後に提出しなければならない実績報告書が期限内に提出されていないことによるものである。

那覇市補助金交付規則第12条（実績報告）及び那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱第5条（様式）によれば、補助事業者は事業完了後30日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならないとなっている。補助事業者に対し期限の順守を指導されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、補助事業者に対して那覇市補助金等交付規則及び那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱の規定を遵守するよう指導し、事務の遅滞がないよう適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 総合青少年課

ア 沖縄県適応指導教室連絡協議会団体負担金について（注意事項）

団体負担金については、平成19年度交付先団体決算額収支比率55.5%で収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越が見受けられた。

負担金は交付額の多寡にかかわらず財政運営が厳しく問われていることを踏まえ効率的・効果的な予算執行に検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

沖縄県適応指導教室連絡協議会団体負担金につきましては、当該団体に事業内容、経費等を充分検証してもらい、予算の適切な執行を促してまいります。

(3) 学校給食センター

焼物機リース事業の適正な執行について（注意事項）

焼物機リース事業の使用料及び賃借料については、予算現額217万7,000円に対し、支出済額126万525円であるが、平成20年7月7日に契約締結したため4ヶ月分に相当する73万6,400円が不用額になっている。予算編成方針に従って速やかに減額補正し、適正な執行管理をされたい。

□ 注意事項に関する措置

契約差額の73万6,400円については、ご指摘のとおり不用額であり、予算編成方針に従って速やかに減額補正すべきでしたが見落としとなりました。今後はこのようなことがないよう適正な執行管理に努めてまいります。

5 市民文化部

(1) 市民協働推進課

ア 資金前渡・概算払の取扱状況について（注意事項）

市政の円滑な運営を図るため、毎月資金前渡による行政連絡事務委託料が支払われているが、その精算事務について、一部が要務終了後 8 日から 10 日遅れとなっている。

また、各種活動助成事業補助金（環境美化活動・敬老会・祭り・各種スポーツ大会・学事奨励会等）の精算が 1 ヶ月から 2 ヶ月遅れである。資金前渡や概算払いの事務処理については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項（資金前渡の精算）及び第 62 条第 1 項（概算払の精算）の規定にもとづき、期限を遵守するよう指導されたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市連絡事務委託事業の資金前渡の支払いの精算事務が一部遅れていることについて、今後は会計規則第 57 条第 1 項の規定に基づき要務終了後、速やかに精算を行うよう処理いたします。

また、自治会活動事業補助金の概算払いの事務処理について、今後は自治会に対して那覇市会計規則第 62 条第 1 項の規定を遵守するよう指導し、事務の遅滞がないよう適正な事務処理に努めてまいります。

イ 歳出予算執行について（注意事項）

安全で住みよいまちづくりの推進と防犯の効果を高めるため、保安灯設置事業予算額 174 万円、執行率 27.6%（11 月 30 日現在）である。また、保安灯建替等補助事業（経済危機対策臨時交付金）予算額 7,628 万 7,000 円は未執行（11 月 30 日現在）で、3,147 万 1,000 円補正減額が見込まれている。事業執行のあり方については、基礎調査を十分に行い実現性の高い事業計画を立案し、予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市保安灯設置事業補助について、例年、各自治会や通り会等のその他の団体から補助申請を受け 100%の執行率です。平成 21 年度においても 100%の執行率の見通しで設置事業補助を進めていきましたが、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が採択され、その交付金の活用に伴い、従来那覇市保安灯設置事業は最終的に 87 万円（執行率 50%）に留まりました。

一方、国会で「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が採択されたのに伴い、本市では、平成 21 年 9 月定例会において「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用しての保安灯建替等の補助金のため、7,628 万 7 千円を計上しましたが、自治会等からの保安灯建替等の申請件数が、本市の見込んでいました申請件数を下回ったために平成 22 年 2 月定例会で 3 千万円余りの補正減となりました。

今後は、各自治会から提出されます「自治会基本報告書」等を参考に保安灯設置事業計画を進めていきたいと考えています。

(2) 市民課

ア 備品管理について（注意事項）

平成 20 年度より新財務会計システム移行に伴い新しいシステムで備品登録をすることになっているが、首里支所においては使用中である備品の未登録や寄贈品（絵画）の未申請等、台帳と現物が一致してない物品等があり適切に処理されていないものが見受けられた。支所移転も控えているので、早急に那覇市物品会計規則に基づいた適正な物品管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

使用中である備品の確認・登録、寄贈品（絵画）の申請等、台帳と備品（現物）の突合作業中です。

支所移転も控えていることから、9月中旬を目処に確認作業等を早急に行い、今後、那覇市物品会計規則に従い、適正な物品管理に努めます。

(3) 文化振興課

ア 業務委託料の予算計上について（注意事項）

那覇市民会館のごみ収集業務委託契約は、平成 19 年度から施設毎の入札を市民文化部が所管する施設合同の入札に変更した結果、落札金額が大幅に減額となり、平成 21 年度の契約状況は、当初予算額 50 万 1,000 円に対し契約済額 13 万 4,220 円となっている。

予算の見積りにあたっては、過年度の実績等を勘案し適切な額により行うよう努められたい。

市民会館ごみ収集業務委託契約状況

年 度	当初予算額 (a)	契約済額 (b)	差 額 (a)-(b)
平成 19 年度	810,000 円	157,500 円	652,500 円
平成 20 年度	501,000 円	128,100 円	372,900 円
平成 21 年度	501,000 円	134,220 円	366,780 円

□ 注意事項に関する措置

今後は、平成 22 年度の入札結果と過去 3 年度の実績等も踏まえ、適切な予算見積もりを行います。

(4) 博物館

ア 工作物の管理について（注意事項）

博物館が所管する標示板、詩碑等の現況調査は 2 ヶ月毎に実施しているとのことであるが、調査記録を作成していないため、工作物の現状が把握できず、工作物の調査漏れ等が考えられる。

公有財産を適切に管理するため、工作物の調査要領等を策定し、定期的な点検・調査及び記録を行うよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

博物館（歴史博物館）が所管する旧跡等説明標示板、詩碑等は、現在那覇市内に 64 基（標示板 56 基・詩碑等 8 基）設置されており、設置場所、標示内容、設計図等の書類は備えております。しかし、これらの標示板等は、定期的に巡回はするものの、指摘事項のとおり調査記録等を作成していないため、巡回記録等の調査漏れがあります。

このため博物館（歴史博物館）では、平成 22 年 8 月末を目途に標示板等の基本台帳並びに定期巡回調査記録帳を作成し、落書き、損傷等に備えた巡回・調査を定期的に行います。

6 上下水道局

(1) 総務課

ア 団体負担金について(注意事項)

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 20 年度決算によると、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、負担金見直し等を検討されたい。

見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

負担金交付団体決算状況

単位：円

団体名	平成 21 年度 予算額(那覇市)	平成 20 年度 決 算 額			収支 比率 (%)
		収入額	支出額	収支差額	
日本水道協会沖縄県支部受水団体負担金	63,000	979,350	500,840	478,510	51.7
沖縄本島ダム事業促進協議会会費	99,000	2,919,931	1,979,964	939,967	67.8
沖縄県治水協会負担金	1,094,000	13,267,229	8,012,788	5,254,441	60.4

□ 注意事項に関する措置

今回指摘のありました三団体につきましては、ご指摘のと通りの収支比率となっています。

今後、各団体の事業目的、事業内容等を更に検証した上で、今後開催される各総会、理事会等において、収支差額の繰越のありかた、負担金の見直しを要請いたします。

(2) 企画経営課

ア 下水道事業の経営の効率化について（要望事項）

下水道事業は、衛生的で快適な生活の確保・維持、降雨による浸水被害等の防除、公共用水域の保全等、都市基盤におけるきわめて重要な役割を担っている。

今後とも中長期的な視点に立ち、効率的・効果的な事業運営に努力され、公営企業の経済性を発揮するとともに、一般会計からの繰り入れの適正化に向け経営の効率化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

下水道事業の経営につきましては、地方公営企業法の経営の基本原則を踏まえた那覇市上下水道事業経営方針を定めており、将来の経営を見据えた財政計画の基に、効率的な資金管理と運用、経費の縮減、接続率向上による使用料収入の確保等で財政基盤の強化に努めております。

今後引き続き基本計画（ステップ・バイ・ステップ）及び経営健全化計画に基づき、効率的・効果的な事業運営に努めます。

また、繰り入れの適正化に向け、一般会計において負担する経費並びに負担方法及び負担額を定める協定書を平成 22 年 3 月 25 日付けで締結しました。

(3) 料金課

ア 下水道使用料の誤徴収について（是正事項）

下水道使用料の徴収にあたり、電算システム上、下水道に未接続にもかかわらず昭和 61 年 1 月 1 日から接続しているものとして処理していたため、時効成立分の損失補てん金を含め、463 万 6,751 円（下水道使用料 310 万 2,166 円、利息相当額・還付加算金 153 万 4,585 円）の還付金が発生した。

今後、関係各課と連携を密にし、このような誤徴収がないようチェック体制を構築されたい。

□ 是正事項に関する措置

この度の下水道使用料誤徴収問題を本局全体の問題と位置づけ、下水道使用料に関する調査を行うことを目的とする那覇市下水道使用料誤徴収問題検討委員会設置要綱（平成 22 年 4 月 1 日上下水道部長決裁）を制定し、本要綱に基づき設置する下水道使用料誤徴収問題検討委員会にて次の事項について調査検討を行います。

(ア) 誤徴収対策

下水道使用料の調定に関する業務を確認し、関係各課の連携及び調定処理に対するチェック体制の検討。

(イ) 那覇市全世帯を対象とする公共下水道使用開始届照合作業

下水道使用料の調定に関し、公共下水道を使用しない使用者から誤って下水道使用料の徴収を行っていた事例があることから、給排水設

備課との共同による既存の那覇市全体世帯を対象とした公共下水道使用開始届照合作業を次の手順にて行う。

- a 水道等使用者データ(市内全世帯)と公共下水道使用開始届との突合。
- b 突合結果にて下水道使用状況が不明瞭な世帯を対象とした実態調査の実施。
- c 実態調査の結果に基づく下水道使用料の調定に関する処理。

(4) 管理課

ア 補償金について(注意事項)

補償金(11万6,000円)は、緊急修繕工事のためのバルブ開閉に伴う断水により家庭用ポンプを故障(空転コイル焼付)させたことに対する補償である。

本件について、早急に作業手順を確認しチェックマニュアル作成等、具体的な再発防止に取り組まれない。

□ 注意事項に関する措置

21年度後期定期監査において、バルブ開閉を伴う断水作業の際に補償金が発生したことに対し、断水作業時のマニュアル作成等、具体的な再発防止策を講じるよう指摘がありました。

今後このような事故が起こらないよう、「断水工事のバルブ操作マニュアル」を作成し、断水工事を行う際の作業手順の確認やチェックシートによるバルブの開閉操作の確認等の徹底を図り再発防止に取り組んでおります。

(5) 配水課

ア 修繕費の予算執行について(注意事項)

水道事業費用第20節修繕費(3,042万8,000円)の執行については、石嶺ポンプ場補償物件移設工事の当初予算1,199万の計画を見直し357万7,000円で契約し、安里配水池自動灌水工事(101万5,000円)と真地配水池水質計取替(411万5,000円)の2件全額を補正減額予定している。

このような大幅な計画変更や補正減額を伴う予算の執行のあり方は、予算の効率で効果的運用を損なうおそれもあり、地方公営企業法施行令第18条(予算の執行)の趣旨を踏まえ、適切な経営管理を確保するための計画的予算の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

補償物件等については、予算要求前に補償額が確定するように交渉を進めて参ります。

維持管理の修繕については、施設の点検状況を踏まえ、長期的及び計画的な執行で出来るよう精査し、適切な施設管理をして参ります。

平成 22 年度

1 都市計画部

(1) 都市計画課

ア 都市モノレール等計画自治体協議会負担金の支出について（注意事項）
負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 21 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合（18.0%）が極端に低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

負担金（4 万円）は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、事業計画のあり方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、ご指摘のとおり収支比率の極端に低い予算執行となっています。事業としましては、モノレールのインフラ施設（軌道桁、支柱、駅舎）の長寿命化や維持修繕の検討のために有効に活用することで平成 22 年 11 月の総会の場で確認していますが、委託等の調査を行うためには、まとまった金額が必要なことから収支差額分を翌年に繰りこしている状況となっています。今後は、これから開催される総会におきまして必要な調査の提案や予算の計画的な執行については負担金見直しも含めて検討を行ってまいります。

(2) 市街地整備課

ア 町界町名図の売払収入の調定について（注意事項）

市政情報センターで販売された町界町名図売り払い収入は、銀行への払い込みは終えているものの調定が行われていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項において、調定は歳入が収納されたときに直ちに行われることが原則であることから、今後は同規則を遵守し、少額でも調定漏れがないよう適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今回注意事項がありました町界町名図売り払い収入につきましては、ご指摘のとおり那覇市会計規則第 20 条第 2 項を遵守し、少額でも調定漏れがないよう収納されたときに直ちに行われるよう、適正な予算執行に努めてまいります。

(3) 区画整理課

ア 土地区画整理清算徴収金（滞納繰越金）未収金について（要望事項）
真嘉比古島第一地区 4,005 万 8,234 円（再審査請求 9 人 995 万 6,471 円）・壺川 341 万 6,751 円・小禄南 70 万 8,839 円の清算徴収金については、事業不振や低所得による生活困窮等の理由や事業不満による国へ

の再審査請求での滞納であるが、多額のため、継続的な状況確認と納付折衝を推進し、なお一層未収金徴収に努力されたい。

□ 要望事項に関する措置

平成 22 年度において、徴収終了が真嘉比古島第一地区 3 件、壺川地区 1 件、小禄南地区 3 件となっており、残りの件についても文書や訪問等による納付依頼を継続的に実施するとともに、なお一層未収金の徴収に努力してまいりたいと考えます。

イ 不動産鑑定評価業務委託について（要望事項）

真嘉比古島第二土地区画整理事業不動産鑑定評価業務委託は、2 業者と随意契約（1 件 93 万 4,500 円の 2 件）されている。これは中央用地対策連絡協議会が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適しないものとして、随意契約によっているものである。

しかしながら、他府県の市町村においては随意契約を見直し、競争入札を取り入れているケースもあり、今後は他府県の状況を把握し、公平性、透明性を確保するため、競争入札の導入を検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

不動産鑑定業務については、国や他府県の動向をみると、一般競争入札を取り入れてきている状況であります。そのため、市でも同様に対応する必要があると思われませんが、保留地処分価格は、2 社鑑定の平均値を採用しており、2 社をどの様に選定契約するのか等、問題点もあります。平成 23 年度からは、他府県の実施方法等を調査把握し一般競争入札で対応してまいりたいと考えます。

2 建設管理部

(1) 道路建設課

ア モノレールカードの購入について（注意事項）

モノレールカードの 9 月末現在の保管状況を確認したところ、平成 22 年度上半期の利用額 4,090 円に対し、10 万 3,890 円の残高となっている。

平成 21 年 9 月の本庁舎移転に伴い利用額は減少傾向にあり、平成 22 年度においても減少することが予想されていたにもかかわらず、平成 22 年 1 月及び 2 月において 9 万 5,000 円分のモノレールカードを購入したことによるものである。

予算の執行にあたっては、利用実績及び利用見込み等を勘案し、適切な執行を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことがないように、モノレールカード等の予算執行につきましては、利用実績及び利用見込み等を勘案し適切に執行してまいります。

(2) 建築工事課

ア 歳入調定について（注意事項）

繰越明許（2件）及び事故繰越（1件）に係る歳入調定が9月末現在で調定されていない。歳入調定については、那覇市会計規則第20条第1項の規定により「その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっている。歳入調定の事由が発生した場合は、速やかに事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

繰越明許（2件）及び事故繰越（1件）に係る歳入調定が遅れたことについて、今後は那覇市会計規則第20条第1項の規定に基づき、出納閉鎖終了後速やかに歳入調定を行うよう処理いたします。

イ 歳出予算の計上について（指摘事項）

宇栄原市営住宅第2期建替事業（工事請負及び工事監理）に係る事業は、単年度で終了しないため、複数年度にわたる契約の締結が必要である。この場合は、予算上、全体の期間と後年度の負担額を確定させる手続きである地方自治法第214条に規定されている債務負担行為として、議会の議決を得なければならない。

しかしながら、同事業における多額（24億6,086万円）の債務負担行為については、平成22年2月定例会市議会に提案すべきところ、これになされず平成22年10月臨時市議会に提案を行っている。

これは、極めて不適切な事務手続であり、業務マニュアルの再点検及び再発防止への取り組みを徹底し、今後は、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

この度、地方自治法第214条に規定されている債務負担行為として議会に提案なされていなかったことについて、再発防止へ向けて課内にて次の事項を取り組んでおります。

(ア) 業務マニュアル総点検作業

各担当者を集めて作業チームを編成し、現在ある業務マニュアルの修正及びチェック項目等追加作業の実施。

(イ) 事業別予算編成会議

予算編成時のチェック項目を業務マニュアルに追加し、課長、各グループ長、事業担当者、予算担当者が出席の上で予算編成内容が適正かどうか徹底して精査を行う。

(3) 公園管理室

ア 公園使用料及び納骨堂使用料の収入調定について（注意事項）

公園使用料及び納骨堂使用料の歳入執行において、収入済額が調定済額を上回っており、差額についての調定がなされていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項で、歳入が収納されたときに直ちに調定をしなければならないとされており適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

公園使用料及び納骨堂使用料の収入済額が調定済額を上回り、その差額について調定がなされていないことについて、今後は、那覇市会計規則第 20 条第 2 項の規定に従い、歳入が収納されたときは、直ちに調定を行う事務処理に努めてまいります。

(4) 土木管理事務所

ア 下水道敷占用料について（注意事項）

下水道敷占用料は「地方公営企業法第 33 条第 3 項」の規定及び「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」により、下水道課にて調定を行い収納している。その中の一部である雨水敷の占用料については、土木管理事務所の雨水施設の維持管理費の財源に当てられているが、土木管理事務所の下水道敷占用料（雨水敷部分）の収入根拠が不明瞭であり根拠規定を明確にされたい。

□ 注意事項に関する処置

「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」及び「水道局統合後の雨水施設管理の事務分担」に基づき、雨水施設の維持管理業務は当事務所で行なっているため、下水道敷占用料は雨水施設の維持管理費の財源として充てられておりました。ご指摘のとおり収入根拠について明確でない部分もありますので、今後那覇市上下水道事業管理者と協議し根拠規定を設けて適正な事務処理に努めます。

3 消防本部

(1) 指令情報課

ア 支出負担行為について（注意事項）

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、平成 22 年 6 月 29 日締結されたが、同年 10 月 15 日に、契約締結日に遡って支出負担行為をしている。

那覇市予算決算規則第 23 条別表 1 の規定により支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、同規則を遵守し適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、契約締結日に支出負担行為をしていなかったため、契約締結日に遡って支出負担行為をしています。

今後は、那覇市予算決算規則第23条別表1の規定を遵守し、事務の遅滞がないよう適正な事務処理に努めてまいります。

4 総務部

(1) 総務課

ア 防災マップの歳出予算計上について（注意事項）

役務費手数料（95万5,000円）は、平成22年度版防災マップ作成費用のため、印刷製本費へ全額を予算流用されている。

予算編成に当たっては、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

予算流用は、止むを得ない場合の例外的措置であるため、安易に流用で対応することがないよう適切な予算計上に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

予算編成時には予算編成要領に留意して十分に事業内容を検討し、安易に流用で対応することがないよう適切な予算計上に努めます。

(2) 平和交流・男女参画室

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項（大規模駐留軍用地跡地等利用推進費補助金）

補助金の歳入調定について、国又は県から交付決定額の通知があったにもかかわらず、補助金確定後に調定をすとの誤った解釈や失念等により、調定がされていない事例が見受けられる。

補助金の歳入調定については、規則等により調定の時期を補助金確定後に定めている場合を除き、一般的には交付決定通知があったときに調定を行うこととされていることから、当該通知があった場合は直ちに調定をしなければならない。

調定の遅れは債権管理及び資金収支計画に支障をきたすことから、適切な事務処理を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

歳入調定について、補助金確定後の調定と誤解し、歳入調定が遅滞となっていました。今後は関係規則等に従い、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

(3) 新庁舎建設室

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項4(2)アを参照（沖縄県市町村磁気探査支援事業補助金）

□ 注意事項に関する措置

今後、補助金の歳入については、交付決定通知を受けた後、直ちに調定を行い、適切な事務処理に努めます。

5 企画財務部

(1) 企画調整課

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項 4 (2)アを参照（対米請求権地域振興助成事業助成金）

□ 注意事項に関する措置

平成 23 年度は、（社）沖縄県対米請求権事業協会から助成金交付決定通知が届いた後、速やかに調定を立てる処理を行いました。

今後は、同助成金にかかる処理内容を事務マニュアルに記載し、処理フローの共有化を図ってまいります。

(2) 情報政策課

ア 業務委託の事務処理について（注意事項）

業務委託において、内容に最も詳しいことを理由に同じ担当者が、発注事務と検査業務を行っている。那覇市契約規則第 32 条により基本的に検査員と監督員の兼務を禁止しているので分離することが望ましい。また、業務の履行報告にバラツキが見られたことから、今後は業務マニュアル等の整備によりチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 22 年度定期監査（後期）の結果指摘事項等において指摘を受けた業務委託の事務処理について（注意事項）は、那覇市契約規則 32 条の趣旨に基づき、監督員及び検査員それぞれの役割を明らかにして、兼務を禁止しました。

業務の履行報告についても、事務フローを整備し、平成 23 年 2 月の課全体会議で全員で確認して改善しました。

6 健康福祉部

(1) 福祉政策課

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項 4 (2)アを参照（沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金）

□ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定については、那覇市会計規則に基づき、補助金交付決定通知を受け、適正であることを調査した上で、直ちに歳入調定をするよう適正な事務執行に務めてまいります。

イ 団体負担金の支出について（注意事項）

石嶺地域福祉まつり実行委員会に対し、運営金の一部を負担金（4万5,000円）交付しているが、交付団体の運営状況について平成21年度決算書で確認した結果、収入（191万2,625円）に占める支出（107万1,703円）の割合（収支比率56.0%）が低く、収支差額（84万922円）は剰余金として翌年度へ繰り越している。負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で検証し、負担金見直し等を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

監査指摘をふまえ、収支状況等について検討した結果、負担金の支出を行わないよう見直しを行いました。

ウ 民生委員・児童委員の確保について（要望事項）

本市における民生委員・児童委員は、平成22年11月30日現在の定数459人に対し現員402人で57人の欠員となっている。

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って安心して暮らしやすい地域社会をつくるために、地域住民の実態や福祉需要を適切に把握する社会調査、生活相談、社会福祉の制度や福祉サービスの情報提供等の活動を行うなど福祉増進を図るため欠かせない存在であることから、民生委員・児童委員の重要な役割や活動を広報し関心を高め、今後も民生委員児童委員連合会や自治会等と連携し、民生委員推薦準備会の活性化を図るなど、十分な委員の確保に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

本市における民生委員児童委員は、一斉改選を経て平成23年3月31日現在で定数459人に対し現員数389人で70人の欠員となっております。

民生委員・児童委員の推薦に向けて地域各団体のご協力を頂く民生委員推薦準備会も定着してきており、現在までに74名の候補者の推薦をいただいております。引き続き、民生委員・児童委員の活動に関する広報活動や、準備会の活性化を推進していくため、各団体と連携を図り、欠員解消に向け努めてまいります。

(2) 保護管理課・保護第一課・保護第二課

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項4(2)アを参照（沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金（福祉関係）、生活保護適正実施推進事業補助金）

□ 注意事項に関する措置

今後は、交付決定通知があった場合は直ちに調定をするよう、適切に事務処理を行うよう努めます。

イ 生活保護費の不正受給について（要望事項）

長引く景気の低迷により、生活保護の扶助件数が年々増加の傾向にある。こうした生活保護の受給世帯・人員数の増加に伴い、不正受給が増加する傾向にある。平成 22 年 11 月 30 日現在、不正受給件数 106 件、不正受給額約 5,300 万円となっている。生活保護費の増加が今後も予想されるなか、不正受給が増えると生活保護制度の根幹を揺るがす要因となることから、実態調査等を十分に行うなど、不正受給に対するより適切な対応が必要とされる。引き続き生活保護の適正化や自立支援を図るとともに、不正受給防止対策の強化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も、家庭訪問や各種調査、関係機関との連携等により、被保護世帯の生活実態を把握し、不正受給の未然防止及び保護制度の適正実施に努めてまいります。

ウ 未収金の徴収について（要望事項）

生活保護費返還徴収金の未収金は、平成 22 年 11 月 30 日現在、3 億 3,947 万 9,880 円である。分納納付相談による返済や別途送金制度等の活用による徴収方法を導入し、徴収率向上に一定の成果を上げているが、依然として保護費返還金は多額であることから、今後もなお一層未収金の徴収に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も、分納納付相談による返済や別途送金制度等の活用により、未収金徴収に努めます。また、生活保護を廃止した者からの徴収については、戸籍附票等の確認により現住所を調査し、催告書や納付書の発送及び納付相談等を行う等、徴収に努めてまいります。

（健康保険局）

(3) 健康推進課

ア 過年度支出について（注意事項）

健康増進事業（胃がん検診等）については、医療機関からの請求漏れ（遅れ）等により、平成 21 年度に実施した検診を平成 22 年度予算から支出している。

過年度支出は会計年度独立の原則の例外規定であり、同事業において多数（66 件、3,246 万 9,673 円）の過年度支出が見受けられ不適切な事務処理である。

「がん検診及び結核検診実施要領」、「がん検診及び結核検診業務委託契約書」を遵守し、医療機関と連携を強化することにより、請求漏れ（遅れ）等が生じないように適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本市の検診を受託いただいている医療機関等には、検診事業説明会などの機会を通じて、請求書の速やかな提出をあらためてお願いしたところです。その一方で、請求の中には受診者の精密検査の受診を待ってしか請求できないなど、一概に病院だけの事情だけで遅れるわけではない場合もあります。出納閉鎖後の請求に対しては（地方自治法施行令第165条の8の定めにより）請求のあった年度での支払いを行います。請求書の期限内提出をあらためて呼びかけることで、過年度支出となるような支払いの発生を抑制することに努めることとします。

(4) 国保長寿医療課

ア 滞納繰越分の未収金について（注意事項）

未収金対策としては、資格取得の届出遅延者に係る適用、保険税賦課の適正化、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員（非常勤）及び滞納整理班の設置、国民健康保険税被保険者への広報・啓発等を行っている。

しかし、平成22年11月30日現在の国民健康保険税（一般・退職被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は24億4,456万6,338円あることから縮減に努められたい。

国民健康保険税滞納繰越分収納状況（平成22年11月30日現在） 単位：円、%

科 目		調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
一般被保険者国民健康保険税		2,498,239	110,804	2,387,434	4.4
内 訳	医療給付費分	2,279,115	101,476	2,177,638	4.5
	介護納付金分	219,124	9,328	209,795	4.3
退職被保険者国民健康保険税		61,204	4,072	57,132	6.7
内 訳	医療給付費分	54,961	3,557	51,403	6.5
	介護納付金分	6,243	514	5,728	8.2
合 計 額		2,559,443	114,877	2,444,566	4.5

□ 注意事項に関する措置

これまで、現年度の収納率が一定の基準以下だと国からの交付金が減額されること、及び現年未納分が滞納繰越分となるため、その防止策として現年度分を優先して徴収する方針を取ってきました。また国保加入者は低・中間所得者の占める割合が高いこと、更に最近の雇用情勢の悪

化等の要因もあり、現年度分の納付で精一杯で滞納繰越分までは納付できない世帯が多い状況にあります。

以上のような理由により滞納繰越分の収納率が低くなっており、平成22年度の収納率は6.4%となっております。

平成22年度収納対策として次の取り組みを行ないました。

- ・職員・電話督促員による電話督促
- ・文書(催告書等)による納付督促
- ・収納推進員による訪問徴収・相談
- ・短期保険証交付による納税相談の促進
- ・現年度との並行納付の促進
- ・滞納整理(資産調査と差押等)

平成23年度の取り組みについて

平成22年度までは現年度優先で徴収してきましたが、平成22年度から交付金の減額が廃止されたこと、及び滞納繰越分の収納率が低いため、年度の重点課題として、より一層取組強化を図っていきます。

主な収納対策について

- ・滞納整理体制の充実・強化を図り、滞納処分を強化していきます。
- ・特別滞納整理指導員1人(非常勤)を配置し、滞納繰越分を中心に滞納整理の強化を図ります。
- ・滞納状況分析を行ない、重点取組みや徴収強化月間等を設定します。

(5) 特定健診課

ア 特定健康診査事業について(要望事項)

特定健康診査事業等については、40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、今年度においては受診率目標値を40%に設定し、同事業を実施している。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、電話による受診奨励等の広報・啓発、受診しやすい体制づくりとして検診料金の無料化、経済的インセンティブ(旅行券の進呈等)を行っている。

しかし、平成22年11月30日現在の受診率は21.3%であり、今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

平成22年度の受診率は、35%前後に達する見込みで、特定健診制度が開始されてから3年間で約16ポイント上昇しており、受診率は徐々に伸びています。

平成23年度は、国保証と受診券を一体型にしましたので、より利便性が向上したほか、広報の連携として、各医療機関の玄関口で「特定健診のぼり旗」を掲示していただき、来院の方にも特定健診を積極的にPRしているところです。

そのほか、自治会等で生活習慣病の学習会を随時開催しながら、市民が自発的に健康づくりを実践できる環境をめざし、今後も受診率向上に向け取り組んでまいります。

7 こどもみらい部

(1) こどもみらい課

ア 歳出予算の計上について（注意事項）

保育料徴収代行業務委託は予算現額 450 万円に対し執行済額が 48 万 1,436 円と執行率が著しく低くなっている。予算計上に際しては、前年度の執行額等を基に、必要経費を的確に見積り、予算計上を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は前年度の保育料徴収実績に基づき、徴収見込み額を適切に算出し予算計上を実施いたします。

イ 機械警備業務委託について（注意事項）

公立保育所における機械警備業務委託（12ヶ所）については、初年度は競争入札を行っているものの、以降は当該落札業者と随意契約を行っている。契約業務は競争入札が原則であり、競争入札による長期契約を行い経費節減に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

これまでの機械警備業務委託については、保育所園舎の建替えや民営化計画により警備対象園舎が流動的になるため保守委託を含めた長期的な契約が実施できませんでした。今後はこれら計画等を整理しながら、競争入札による長期契約を実施してまいります。

(2) 子育て応援課

ア 補助金の歳入調定について（注意事項）

共通の指摘事項 4 (2)アを参照（児童保護（助産）措置費、児童厚生施設等整備補助金）

□ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定について、今後は関係規則等に従い、交付決定通知があった後、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

平成 23 年度

1 経済観光部

(1) 商工農水課

ア 農業ボランティア育成事業について（注意事項）

農業ボランティア育成事業は、農業に関心のある市民を対象に基礎的な農業研修を行い、本市の農家に対する農業ボランティアとして育成するため講座を開設し、農家での手伝いなど、農家に対するボランティア活動支援を目的としている。

講座終了後の農業ボランティア活動の実績がみられないことから、今後の事業実施にあたっては、事業計画を検証のうえ適切な予算要求を行うとともに、しっかり事業構想を立て現状の課題分析を行い、事業手法を工夫する等改善に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

農業ボランティア活動を促進するため、農協が取り組んでいる農作業人材サポートシステムの活用を検討します。今後の事業実施にあたっては、ボランティア育成講座と農作業人材サポートシステムの連携が図られるよう適切な予算措置と事業内容を検討します。

イ 若年者雇用安定化推進事業について（要望事項）

若年者雇用安定化推進事業については、国庫補助事業等を活用して実施する事業であるが、26.7%と低い執行率となっている。

若年者雇用対策推進事業は、本市にとって重要課題のひとつとして平成 15 年から実施してきている。対象労働者となる国のトライアル雇用の申請状況の実態を十分把握できていないこと、ハローワークから個人情報保護を理由に十分な協力が得られていないこと、また、国の若年雇用奨励金の制度が拡充されてきたことなどが本市奨励金制度の利用低迷の一因と考えられる。

本市奨励金制度の周知を図るためハローワークとの連携調整も進められているようであるが、今後とも連携を深めるとともに、より活用しやすい制度となるよう改善工夫に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

若年者雇用安定化推進事業は、国のトライアル雇用助成金を受給した事業所が対象となること、簡素な手続きで受給できること、事業所にとってもメリットがあることから、本市在の当該トライアル雇用申請事業所の情報の提供を所管のハローワークに引き続き要請するとともに、なほ市民の友、ホームページ等による広報や商工会議所を始め関係機関団体及び事業主に対する積極的な周知活動を通じ事業の利用実績の向上に努めます。

さらに、現行制度の対象年齢を国のトライアル雇用制度と整合するよう30歳未満から40歳未満への引き上げや、企業の雇用継続のインセンティブがより働くように助成金額の引き上げ等、効果的な制度となるように検討・見直していきます。

(2) なはまちなか振興課

ア 第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託について（注意事項）
第一牧志公設市場再整備合意形成推進業務委託については、市場事業者及び周辺事業者等との合意形成をする事業であるが、業務委託契約を年度後半の平成22年12月15日に締結している。

この結果、十分な契約期間が確保されず、ひいてはこの事業の遅れにより公設市場の再整備検討事業に係る全体スケジュールの進捗にも影響を及ぼしかねない。事業の執行にあたっては、年度当初に的確に事業計画を策定し、迅速に事業成果が得られるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託については、早期の契約締結を目指し、年度当初の事務処理を早めるとともに、十分な事業成果が得られるよう努めてまいります。

(3) 観光課

ア 観光案内板多国語充実事業について（注意事項）

観光案内板多国語充実事業については、経済危機対策臨時交付金を活用し、平成21年9月補正予算で計上されたが、事業実施のため各種手続き調整が遅れ平成22年度へ予算が繰越された。しかしながら、平成22年度においてもこれらの調整が長引き、事業完了できず平成23年度へ予算の一部を繰越した。

事業の遅れは、事業構想や事業計画の準備が十分練られていないのが主な要因だと思われる。結果として、本市の観光経済面へ影響を及ぼしていることも考えられる。事業の実施にあたっては、計画性をもって早期に事業完了されるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

観光案内板多国語充実事業は、平成21年9月に供用を開始しました若狭クルーズ船専用バースから国際通りまでの周辺案内板や表示案内板を従来の日本語と英語表記に、中国語、韓国語を加えて整備する事業です。

国際通り等の周辺案内板については平成23年10月初めまでに、若狭クルーズ船専用バースの周辺案内板、及び平和通り等の地面埋込表示板は同年10月末までに設置完了する予定であり、同事業につきましては同年12月末までに周辺案内板等、那覇市ぶんかテンプス館前広場整備など全ての工事を完了する予定です。

事業の実施にあたって、今後は、綿密に計画を立案し、確実に実行することによって早期に事業が完了するよう努めます。

2 環境部

(1) 環境政策課

ア 家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業について（注意事項）

家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額 450 万円（150 件）に対し交付額 183 万 4,882 円（91 件）と執行率 40.8%にとどまっている。

前回定期監査においても、当該事業の手法等について検討し事業効果を高めるよう要望したところであるが、補助割合を引き上げるなど一部対応策は講じられているものの、執行率がさらに落ち込んだ状況となっている。

今後は、当該交付事業の市民への広報啓発の強化や、これまでの奨励金交付者に対するフォローアップ調査等を行い、普及の上での課題を検証するとともに、中・長期的な数値目標を定めるなど、効果的な事業内容及び手法の検討に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 23 年度 6 月末時点での交付実績は、34 万 4,913 円（16 件）となっており、当初予算 200 万円（100 件）に対する執行率は 17%と依然として低調に推移しております。

今年度は、平成 18 年度から平成 22 年度に奨励金の交付を受けた 614 世帯から無作為に抽出した 100 世帯に対してアンケート調査を行ない、各世帯の利用実態や課題を検証する予定です。また、生ごみ処理機器販売店に対し、申請書類の店頭設置について依頼する予定です。市民への広報啓発については、従来の広報誌やホームページ、ラジオ、環境イベント等での告知に加え、緊急雇用創出事業で実施する地域説明会等により、家庭用生ごみ処理機器の普及を図っていきたいと考えております。

イ 意識啓発講座業務委託及び講座用バス賃借料について（注意事項）

地球温暖化対策啓発事業における意識啓発講座業務委託料（20 万円）及び講座用バス賃借料（19 万 5,712 円）については、同講座実施を職員やエコライフサポーターにより対応したため、全額未施行となっている。

経費を節減したことについては評価できるが、事業の実施については事業計画を適確に策定し、適切な予算計上をされたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、予算要求時に適確な事業計画に努め、適切な予算計上を行います。

3 生涯学習部

(1) 総務課

ア 光熱水費の歳出予算執行について（注意事項）

庁舎維持管理費の光熱水費不足により 299 万 4 千円の増額補正をした。

その後、管理会社による電気料金の誤徴収が分かり、156 万 4,084 円が返還され戻入手続した結果、予算残額は 207 万 3,491 円となっている。

予算執行にあたっては、事業に係る支出経費を精査し適切な予算執行となるよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

12 月補正の資料作成・提出を行った 9 月の時点では、明らかに金額が不足しており、補正手続きを行わなければならなかった。その後、泊ふ頭開発株式会社から誤徴収通知(12/3 付)があったが、その誤徴収金の返還方法や時期等が未定だったため補正要求の取下げが間に合わず、不用額を出す結果になってしまった。

今後同様の誤りが生じないように、同社に対して注意・要望を行っており、予算執行にあたっては、同社からの請求内容(算定方法を含む)を確認し、適切な予算執行となるよう努めてまいります。

(2) 生涯学習課

ア 公有財産取得通知について（注意事項）

(仮称) 牧志・安里公民館図書館は、平成 23 年 3 月までには建物工事完了に伴い土地と建物(保留床購入分)の所有権保存に関する登記事務手続きは取られて管理移管されている。しかしながら、建物の従物としてのプラネタリウム機器、内装工事における建築、電気、機械、防犯機器等(工事請負金額計 4 億 3,352 万円)の公有財産の取得通知手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第 11 条(財産の取得通知)の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、資産の状況を把握できるように留意され、適正な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市公有財産規則に基づき、公有財産の取得通知を行いました。

(3) 文化財課

ア 伊江御殿別邸庭園用地買い上げ事業について（注意事項）

国指定名勝である伊江御殿別邸庭園については、土地売買契約書により同土地内にある木造瓦葺平屋建居宅と茶室の寄附を受けた。

しかしながら、庭園部分の立木及び工作物については、土地売買契約書には記載がなく、口頭による寄附となっている。

那覇市公有財産規則第7条によると財産の寄附を受ける場合は、契約書案又は寄附申込書を調えなければならないと規定されている。

取得した財産の権利関係を明確化し、適正な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

前所有者から立木及び工作物の寄附申込書を受け、寄附を承諾しました。

イ 字大嶺村跡分布調査業務委託料について（注意事項）

那覇空港大嶺地区埋蔵文化財分布調査事業として、字大嶺村跡分布調査業務委託料（5,793万4千円）を予算計上し、一般競争入札の結果、落札額（2,168万2,500円）、落札率37.9%となった。予算残額については、減額補正（3,155万円）をしている。

当初予算の見積もりにあたっては、適確な算定を行い適切な予算計上となるよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

埋蔵文化財の委託業務に関する積算は、土木・建築工事のように明確な基準がないのが現状です。従って、現在は複数の業者から見積を徴することで行っており、今回も数社の見積から最も低い見積額を妥当な額として、予算計上を行いました。しかし、実際の入札結果は予算額を大きく下回るものとなりました。同様の問題は全県的に発生しており、今後の委託業務積算に関しては、県の指導を仰ぎ他市町村とも協議しながら、検討してまいりたいと思います。

(4) 施設課

ア 修繕料等の契約状況について（注意事項）

神原中学校のトイレブース等修繕業務及びその他複数の業務において、結果として同一業者と2回に分割して随意契約を行っているケースがある。同種同様な工事の発注は工期などを工夫することにより一括発注も可能であることから、今後は修繕計画を十分に精査し競争入札に付するなど効率的な事業執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

学校施設の修繕等においては、コンクリートの剥落、雨漏り、建具の脱落、漏電・漏水など、緊急に修繕を施さなければ日常の学校運営や児童・生徒の安全確保に支障が生じる恐れがあるケースも多々あり、このような緊急に対応しなければならない修繕については、専門業者に緊急対応として発注する場合があります。

しかしながら、指摘にありますように、結果として分割発注と変わらない修繕発注もあったことから、今後は、緊急を要しない修繕において

は、修繕計画を十分に精査し、同種同様な修繕等の発注にあたっては競争入札に付するなど、効率的な事業執行に努めてまいります。

イ 学校割当予算について（要望事項）

施設課における、光熱費等の学校割当予算の各学校への再配当は、その根拠規定が不明確であり早急に根拠規定を明確にされたい。

□ 要望事項に関する措置

学校割当予算は、施設課以外の課においても取扱っているため、今後、関係各課と調整を行い、規程等の整備に努めてまいります。

4 学校教育部

(1) 学校教育課

ア 学校緑のカーテン事業について（注意事項）

学校緑のカーテン事業の修繕料の契約は、各学校毎の随意契約にて行われている。契約の原則は競争入札であることから、例えば複数校を一つのグループとして、一括発注するなど競争入札を検討し効率的な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後同様の事業執行に当たっては、地方自治法施行令及び那覇市契約規則の規定に基づき競争入札を導入し、効率的な予算執行に努めてまいります。

(2) 学校給食課

ア 学校給食関係職員の貸与被服購入について（是正事項）

学校給食調理員等の貸与被服（上着・ズボン・調理靴等）について、次年度の使用に供することを目的に当該年度末に購入し（支払額 218 万 9,845 円）、貸与している。財政法第 12 条及び地方自治法第 208 条第 1 項で「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」（会計年度独立の原則）とされており法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は支給被服の消耗を勘案しながら購入時期と支給時期を調整し、年度当初に発注・購入して当該年度の業務に使用させます。

イ 首里学校給食センター用地賃借契約の遡及適用について（是正事項）

本契約は、契約期間が平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの契約について平成 22 年 4 月 1 日付けで契約すべきところ、平成 22

年4月7日付けで契約し、平成22年4月1日に契約対象期間を遡及適用している。地方自治法第234条第5項で「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされている。この契約については昨年度も同様の事務処理が行われている。今後は法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は契約相手方との事前調整を早めに行い、4月1日付けで契約を行います。

ウ 学校給食残菜回収処理業務委託について（要望事項）

学校給食の献立は児童・生徒の健康増進及び食育の推進を図るために所定の栄養基準量等を参考に地域の実態（家庭での栄養摂取状況等）を配慮して作成されている。

平成22年度実施の給食残量調査では副食の残量率が小学校1割強、中学校2割弱という結果がでている。

児童・生徒の心身の健全な発達の促進及び学校給食残菜回収業務委託の経費削減を図るため学校給食の食べ残しの減量に向けた取組強化を行い効率的、効果的な事業の執行に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後とも、学級担任と学校栄養職員が連携・協力（チームティーチング）し、給食時間、学級活動及び保健体育等関連教科において、食の大切さを知る「食育」の授業実践を充実、展開することにより、給食残量の改善・減量を図るとともに、効率的、効果的な事業の執行に努めてまいります。

5 市民文化部

(1) 市民生活安全課

ア スクールゾーン等整備拡充事業の早期執行について（注意事項）

スクールゾーン等整備拡充事業は、児童の交通安全に関わる重要な事業である。各小学校のスクールゾーン委員会から路面標示の希望カ所が年度当初に提出されているのであれば、早期に要望を取りまとめた上、道路建設課に対しては年度末に一括して工事の発注を依頼するのではなく、分割発注を含め、当該年度の早い時期に予算執行ができるよう検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

事業の実施にあたっては、各スクールゾーン委員会の要望を早期に取りまとめるとともに、分割発注も含めて道路建設課と調整を行い、当該年度の早い時期に工事が発注できるよう努めます。

(2) まちづくり協働推進課

ア ふるさと雇用再生特別事業（地域づくり・公益活動支援事業）の執行について（要望事項）

ふるさと雇用再生特別事業（地域づくり・公益活動支援事業）は、地域ポータルサイトを活用し、市民社会へ社会資源（カネ・ヒト・モノ）が循環する持続可能な仕組みづくりを構築することを目的としている委託事業である。具体的には、①地域活動に取り組む個人や団体等の情報や地域情報を蓄積・発信することにより地域で活動する人や団体を繋げる。②企業の社会貢献活動による公益活動への資金を発掘し、効果的な基金運営を行うことで企業等から NPO や市民活動を支えるためのお金（資金）の流れをつくる等である。

当該事業に関しては、事業主管課としての事業の実効性、実施後の自立に向けた事業継続性等の分析・検証が十分に行われていない。委託事業の趣旨、目的を踏まえ、平成 24 年度以降、当該事業が自立的に運営できるよう事業の実効性等について検証し、執行に当たられたい。

□ 要望事項に関する措置

当該事業の今後については、事業者がこの 2 ヶ年で得た経験・知見をもとに①公益ポータルサイトの運営、②市民ファンド事業を継続して行っていく予定です。

また、あわせて、平成 24 年度には新しい公共の人材育成と資金循環の持続可能なしくみ構築を目的とした、県の「新しい公共支援事業」等の受託により、さらに対象地域を拡大して事業をおこなう予定となっており、県内に同種の事業を行っている団体も無いことから事業継続性は高いと考えております。

市としても、公益性の観点から、可能な範囲で自立に向けた協力を努めてまいります。

イ 備品の管理について（注意事項）

那覇市 NPO 活動支援センターに設置されていた平成 12 年度購入のパソコン（取得金額 21 万 3,885 円）が 1 台所在不明で、かつ、不明の原因が確認されていない。

市の財産である備品については、那覇市物品会計規則を遵守し、適切に管理されたい。

□ 注意事項に関する措置

同センターの転居や担当部課の変更にともなう所管換え等で、これまで備品確認が不十分なため、現在、継続して確認・突合作業を行っております。

今後は、那覇市物品会計規則に従い、適正な物品管理に努めてまいります。

(3) 文化振興課

ア 備品（OHP：オーバーヘッドプロジェクター）の管理・活用について （要望事項）

パレット市民劇場用 OHP については、平成 2 年度に 10 万 3,824 円で購入しているが、平成 21 年度から使用実績がない。その理由は、ビデオプロジェクターの活用が主流となったことによるものである。

今後の使用見込みを見極め、処分を含めて検討し、適切な備品管理に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

パレット市民劇場において、平成 24 年度にビデオプロジェクターの備品購入が決まっております。そのため、OHP の使用については、今後も使用見込みがないものと思われまます。今後は、那覇市物品会計規則に基づいて適切な処理を行います。

イ 変電室技術管理業務委託について（要望事項）

市民会館運営管理費の変電室技術管理業務委託料については、入札により単年度業務委託契約を行っている。今後は、長期継続契約の実施等についても検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

那覇市民会館は老朽化のため新会館建設が検討されており、変電室の変圧器に含まれる PCB の廃棄処理期限の平成 28 年度を目途としております。

そのため、長期継続契約は 3 年以内で契約の解除に至る可能性もあり、変電室技術管理業務の長期委託の実施については、現状では馴染まないものと考えております。

(4) 博物館

ア 灯油窯の使用時における防火体制について（注意事項）

壺屋焼物博物館の 4 階に設置された灯油窯について、使用時には室内が高温となるため、使用中は火災警報装置の全館鳴動システムを解除し、2 階の管理室のみ警報が鳴る状況となっている。しかし、消防法第 17 条においては、当該火災警報装置について、その設置のみならず機能維持が義務付けられており、常に全館鳴動システムを維持する必要がある。

火災発生時においては、来館者や館内職員等に対し、火災発生的事实を迅速に伝えることが重要であり、今後は、消防法に沿った適切な防火管理体制をとられたい。

□ 注意事項に関する措置

現在は、関係法令等に基づく、消防設備の適切な維持・管理体制に改めました。また、火災報知機の全館鳴動システムを解除しないことにつ

いては、職員に周知するとともに、灯油窯使用マニュアルに明記し、使用時の安全管理の徹底を図っています。

イ 備品（首里那覇鳥瞰図）の管理について（注意事項）

歴史博物館に保管されている首里那覇鳥瞰図については、保管箱に備品シールが貼付されていない。備品シールは、備品の存在を確認するため必要であり、備品管理上、基本的なものである。速やかに備品シールを貼付し、適切な備品管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘後、直ちに備品シールを貼付しました。今後は、適切な備品管理に努めます。

ウ 旧跡掲示板及び詩碑等について（要望事項）

歴史博物館の管理する旧跡掲示板及び詩碑等（64基）については、点検調査を定期的実施し調査票を整備するなど、その管理が適切に行われている。

一方、当該詩碑等については、多くの市民や観光客へ周知を図る必要があるが、パンフレット等による広報PRは、必ずしも十分とはいえない状況にある。

今後は、観光協会等との連携を強化するなど工夫をこらし、更なる広報PRに努められたい。

□ 要望事項に関する措置

広報紙や観光パンフレットへの掲載など工夫し、多様な媒体による広報に努めます。

6 会計管理者

(1) 出納室

ア 備品の管理について（注意事項）

那覇市物品会計規則第28条は、「備品の出納保管事務については、原則として財務会計システムにより行うものとする。」と規定されている。平成20年度より新財務会計システム移行に伴い新しいシステムで備品登録を行うことになっているが、出納室の全備品について、新システムに基づく備品シールが見受けられなかった。備品シールを貼る作業を失念していたということであるが、備品の管理については、台帳整備だけではなく備品シールの貼付についても適切に行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を受け、新財務会計システムの備品台帳に基づき、全備品について備品シールを貼付しました。今後は、那覇市物品会計規則の規定に基づき、備品台帳及び備品シールの確認作業を適切に行います。

7 議会事務局

(1) 庶務課・議事管理課・議事調査課

ア 支出負担行為の時期について（注意事項）

那覇市議会史発行事業の印刷製本契約（244万3,000円）は平成23年11月21日に締結されている。那覇市予算決算規則第23条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）では、契約締結のときに支出負担行為（注1）を起こすことになっているが、平成24年1月12日に書類を契約締結日の平成23年11月21日に遡って処理している。

支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、今後は、規則を遵守し適切な事務処理に努められたい。

（注1）支出負担行為とは、法令又は予算に基づいて決定される「支出の原因となるべき契約その他の行為」（地方自治法232の3）を言い、いわば経費の支弁義務を発生させるための基本事項の確認的行為である。

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

イ 公印管理について（注意事項）

那覇市議会公印規程第3条（公印の名称等）及び第5条（公印台帳）に基づき、公印を公印台帳と照合した結果、「議事管理課長印」と「議事調査課長印」であるべき公印が、「議事課長印」、「調査課長印」となっていた。

このことについては、平成21年4月1日議会事務局の課名が変更になった際、公印改刻が行われなかった為である。

なお、同公印は使用実績がないということであるので、公印の必要性等も検証して適切な公印管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

「庶務課長印」、「議事課長印」、「調査課長印」を廃止し、平成24年度から議会事務局3課共通の公印として「那覇市議会事務局課長印」を新調するとともに、公印台帳を整理しました。

8 上下水道局

(1) 総務課

ア 上下水道局出退勤システムプログラム保守管理業務委託について (要望事項)

情報関連システムの保守管理業務委託は、その性格上、開発業者との随意契約に成らざるを得ないものと思料するが、システム導入時に、システム開発業務と保守管理業務を一括して発注するなどにより競争性を高め、効率的な予算執行に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今回のシステム導入時には、導入コストと維持管理コストを含め競争性を高めた提案方法を検討し、今後も効率的な予算執行に努めます。

イ 複写機及び複合機賃貸借契約について（要望事項）

執行伺額の設定にあたっては、数社から見積書を徴し、単純に数社平均を執行伺額の根拠としているが、各社の見積もり額に大きな隔たりがある場合は、他部局の実績額も考慮し、適切な執行伺額の設定に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後は、単純に数社平均を執行伺額の根拠とすることなく、他部局の実績額や過去の落札率、市場動向等を総合的に考慮して適切な執行伺額の設定に努めます。

(2) 料金サービス課

ア 口座振替依頼書配付業務委託のあり方及び口座振替推進の目標について（要望事項）

口座振替依頼書配付業務委託は、口座振替推進を目的に新規水道使用者に対し水道申出開栓時に口座振替依頼書及びチラシ等を配付する事業である。事業の効率的執行の観点から開閉栓業務受託者との間で別途随意契約を締結しているが、一括契約するなど契約方法や入札方法を見直し更なる契約事務の効率化及び経費削減に努められたい。

また、口座振替は他の収納方法と比較し最も効率的で徴収経費が安く経費削減につながることから口座振替推進に当たっては目標を明確にし、効率的な取り組みに努められたい。

□ 要望事項に対する措置

口座振替依頼書配付業務委託については、平成 25 年度の開閉栓業務委託契約の際、同業務委託に含めることとします。

また、口座振替の推進につきましては、平成 24 年 3 月 31 日現在 76.74% の口座振替割合を、当面 80% 台への回復を目標にその推進に努めます。

(3) 管理課

ア 支出負担行為の時期について（注意事項）

平成 23 年度無線電話設備保守点検及び無線設備免許申請業務委託（19 万 3,200 円）については、平成 23 年 5 月 9 日付業務委託契約を締結しているが、平成 23 年 11 月 30 日現在においても支出負担行為の手続きが取られていない。

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程第 29 条の 2（支出負担行為書）「各課長は、支出の原因となるべき契約を締結したとき又は債権者

平成 24 年度

1 都市計画部

(1) 都市計画課

ア 負担金の支出について（注意事項）

都市モノレール等計画自治体協議会へ交付された負担金の収支状況について、前回の定期監査における平成 21 年度交付先団体決算収支比率（18.0%）が極端に低く、剰余金として翌年度へ繰り越していることを注意事項と指摘され、改善する旨の措置状況が報告されてきた。しかしながら、本年度の定期監査においても平成 22 年度交付先決算書で確認した結果、収支比率が（20.6%）であり改善の様子が見られない。

負担金（4 万円）は支出額の多寡にかかわらず、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

都市モノレール等計画自治体協議会は、加盟自治体が協調して都市モノレール等の建設の実現並びに都市モノレール等の建設・運営に伴う諸問題の解決を図ることを目的として設置されております。

当該協議会によると、負担金を使い都市モノレール等の計画、建設、経営に関する調査を実施することとし、調査研究ができる費用の財源として留保していることから、収入に対する支出の割合が少なかったとのことであります。

なお、去る 6 月に開催された協議会において、当該留保金の取り扱いについて討議案件として取り上げてもらい、本市から問題提起しております。それを受け、当該協議会事務局にて、現在各協議会加盟自治体にアンケート調査が行われております。その結果を踏まえ、本年 11 月頃に予定されている今年度第 2 回協議会にて再度、議論される予定であります。

(2) 区画整理課

ア 真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金収入の調定について （注意事項）

真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金については、交付決定日が平成 23 年 4 月 1 日、平成 23 年 7 月 27 日及び平成 24 年 2 月 8 日の 3 回に分けて通知されているが、平成 24 年 3 月 31 日現在、収入調定がされていない。

補助金の収入調定の時期は交付決定日となっているので、那覇市会計規則第 20 条に則って適切な会計処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本来、県からの通知により収入調定を起案すべきでありましたが、なされていなかった現状を反省すると共に、今後は調定洩れが無いように通知が届き次第、収入調定を起案致します。

イ 真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の不納欠損について（注意事項）

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金のうち、2件で708万6,867円が平成17年度に時効が成立しているにも関わらず、平成23年度に不納欠損処分を行っている。

不納欠損処分については、那覇市会計規則第40条では「課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、歳入不納欠損調書兼通知書により会計管理者に通知しなければならない。」と規定している。

清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

換地処分に対する他の行政不服審査請求団体の裁決を待ってから不納欠損処分する予定でありましたが、裁決が大幅に遅れてしまったために処分の時期を逸してしまいました。

今後、清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努めてまいります。

ウ 備品の管理について（注意事項）

区画整理課は、真嘉比古島第二土地区画整理事務所から平成23年3月に銘苅庁舎へ移転している。その理由は、同事務所の敷地が公園予定地になっていたことや真嘉比古島第二地区土地区画整理事業の終了が近いこと等によるものである。

事務所移転に際し、不用となった備品について、所定の手続きを経ずに廃棄しているものが見受けられた（気圧計その他28件）。

備品の管理、処分等にあたっては、那覇市物品会計規則に則って適切な手続きに努められたい。

□ 注意事項に関する措置

区画整理課の備品等については処分した備品等は老朽化して財産価値も有していない状況だったので事務所移転に伴って処分しましたが、管理台帳への記載を怠ったことにより、備品台帳の管理が不十分でありました。今後は同じことが起きないように留意すると共に、物品会計規則に基づく手続きを踏まえて処理していきます。

2 建設管理部

(1) 道路建設課

ア 予算の執行管理について（要望事項）

里道整備事業（注1）の設計工事等委託料については、当初予算40万円を執行せず、同事業の維持補修工事費に全額を流用している。

また、道路新設改良事業（旧活力交付金）の設計工事等委託料については、松城中学校東側地滑り危険個所の地質調査が必要となり、同事業の当該業務委託料において予算不足が生じたため、当初予算500万円を執行せず、当該業務委託料へ全額を用途変更している。

当該地質調査については、平成23年7月頃に地滑り危険個所が発見された後、業務委託契約日が平成24年3月28日であることから、緊急性は認められず、補正予算での対応も可能であったと思われる。

予算の流用等による財源確保は、原則として、補正予算の議決までに間に合わない事態が生じた時など、緊急やむを得ない場合に行うべきであり、安易に流用で対応せず補正予算を行う等、適切に対応されたい。

また、当初予算は、その事業の必要性から確保したものであり、執行せずに流用財源に充てるようなことがないよう、適切に予算執行されたい。

（注1）里道（りどう）とは、道路法の適用のない道路のことで、小さな路地やあぜ道、山道などである。本市では、道路として機能している里道について整備事業を実施している。

□ 要望事項に関する措置

今後このようなことがないよう、適切な予算執行に努めてまいります。

イ ホームページの更新について（注意事項）

道路建設課ホームページの更新日が平成20年3月24日となっており、4年以上も更新されてない。那覇市公式ホームページ運営管理要綱第19条においては、課等のページ及びコンテンツを定期的に見直し、必要に応じて更新しなければならないと規定されている。

生活に密着する道路事業について最新の情報を提供できるよう、ホームページを適切に更新されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、10月初旬の更新に向け関係課と調整を進めております。

今後は、ホームページの適切な更新に努めてまいります。

(2) 花とみどり課

ア 公園文化財発掘調査業務委託の予算計上について（注意事項）

公園文化財発掘調査事業は、二つの文化財発掘調査業務委託料として当初予算額5,222万円を計上している。

各発掘調査業務の当初予算額に対する予定価格は、ナイブク古墓群発掘調査は当初予算額 3,290 万円に対し予定価格 2,877 万円、首里崎山古墓群発掘調査は当初予算額 1,932 万円に対し予定価格 1,302 万円となり、当初予算額と予定価格の差額合計が 1,043 万円となっている。

また、実際の予算執行においては、指名競争入札の結果、ナイブク古墓群発掘調査は落札率 56.8%、落札差額約 1,242 万円、首里崎山古墓群発掘調査は落札率 77.4%、落札差額約 294 万円となり結果として多額の予算残額（2,452 万 7,243 円）が生じ、これを公園整備事業補償金へ流用している。

文化財発掘調査業務委託料は、教育委員会文化財課が見積った調査費用を予算計上し、当該文化財課に委託して事業を実施していることから予算編成に当たっては、教育委員会文化財課等関係機関と事前調整を密に行い見積額を精査の上、実態に合った適切な予算編成となるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

公園文化財発掘調査業務委託の予算計上については、過去の業務委託費の実績から実績単価を算出し、予算計上の際の見積もり業務委託費と比較検討を行うなど、予算の妥当性について検証するよう文化財課に提案を行っており、今後の予算編成に向けて継続して協議を進めていきます。

(3) 建築工事課

ア 宇栄原市営住宅第 2 期建替事業（工事監理）業務委託の随意契約について（要望事項）

宇栄原市営住宅第 2 期建替事業（工事監理）業務委託（平成 23 年度から平成 24 年度までの債務負担行為額 3,675 万円、平成 23 年度契約額 1,157 万 6,000 円）は、工事監理業務と設計業務とは一連の業務として行うことが合理的であることを理由に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により設計業務受託事業者と随意契約を締結している。

市営住宅建替工事監理業務委託の随意契約の予定価格は、「建築設計業務等積算基準」等に基づき、算出した積算額に設計業務の請負率（落札率）を乗じた金額を予定価格としており、当該算定方法は、契約検査課と調整の上、建築工事課内で決定している。

随意契約における予定価格の算定方法は、重要な取扱基準である。よって、市営住宅建替工事監理業務委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行う場合は、建設管理部として取扱基準を文書で定められたい。

□ 要望事項に関する措置

工事監理業務を当該工事の実設計者に随意契約で委託をする場合は、「業務価格に当該建築物の実設計入札時における“当初の契約金

額から消費税等相当額を減じた額/当初予定価格の基となる業務内訳書記載の業務価格”の比率を乗じた額に消費税を加えた額とする」として「工事監理業務を随意契約とする場合の取り扱い基準」を作成し、平成24年7月26日付け建設管理部長決裁をもって決めました。

イ 公有財産台帳の整備について（注意事項）

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、本来は、昭和59年度、昭和60年度及び平成14年度に市営住宅課へ所属換えの手続きを取らなければならないが、市営住宅課への所属換え依頼が口頭で行われた事から、手続きが取られていない。

那覇市公有財産規則第25条第1項（所属換え）の規定に基づき、速やかに市営住宅課と協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、用途名称や登記時期などの一部不明瞭な部分もあることから、現在は、市営住宅課と調査及び協議を行っている状況です。今後は協議が調い次第、所定の手順に沿って所管換えの手続きを行っていきます。

(4) 道路管理課

ア 公有財産取得通知について（注意事項）

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」（製作費1,800万円）は、平成23年11月7日に市街地整備課から管理引継通知を受けているものの公有財産の取得通知の手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条（財産の取得通知）の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」は平成24年6月4日に公有財産取得通知を行い、今後も適切に財産管理を行っていきます。

(5) 公園管理課

ア テレホンカードの管理について（要望事項）

当該テレホンカードは、平成4年9月の福州園開園を記念して作成され、平成23年度の年間販売枚数は57枚、平成24年3月31日時点での在庫は2,089枚となっている。

しかし、当該テレホンカードが作成されてから今年度で20年間を経過することになり、現在の販売実績では、完売するまでに今後30年以

上かかる計算になっている。上記、物品等の財産の適切な管理、活用に関しては、販売促進の方策を講じるほか、換金等の処分を含めて検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

テレホンカードにつきましては現在の販売案内を含め、福州園の出入り口付近に案内板等を設置し販売促進に努めるほか、電話通話料の支払いに充てることを検討していきます。

しかしながらテレホンカードは地方自治法で公有財産にあたり、電話通話料の支払いに充てるためには、議会の議決が必要となることから準備も含め検討していきたいと考えております。

イ 公園維持管理費の流用について（要望事項）

公園維持管理費について、11節の需用費（修繕料）から13節の委託料へ250万円の流用額がある。この流用額は、平成23年度の台風第2号（平成23年5月28日沖縄本島接近）及び第9号（平成23年8月4日沖縄本島接近）の襲来等で樹木の倒木処理に緊急に対応するために行った委託料である。

地方公共団体の経費の支出は、会計年度の途中において予定外の支出や予算額を超過した支出が必要になる場合は、補正予算案を編成し、議会の議決を経て補正予算として支出することとなるが、特に行政上の必要が認められる場合や補正で対応するいとまがない場合に限定して予備費充用や予算流用が認められるものである。

今回の流用は、緊急な行政上の必要があり、補正で対応するいとまがない場合に該当するということであるが、当初予算に計上されていた修繕料（施設等）の執行計画や目的が損なわれないようにできるだけ当該年度において適切な予算措置に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

修繕費は日常管理として公園施設の修繕に要する予算であります。平成23年度の第2号及び第9号の台風襲来による樹木の倒木など、緊急に樹木の剪定、撤去が必要となったもので、議会の議決を得るいとまがなく急遽、修繕費から委託料への流用で対応したものであります。公園施設の管理上、台風などの予測、想定できない緊急事態に対応をしなければならぬことがあります。当初予算での計上は厳しいものであります。

当初予算に計上された予算については、本来の支出目的に執行すると共に、緊急時の予算対応については、その都度、予備費充用等も含めて財政部署と調整していきたいと考えています。

(6) 市営住宅課

ア 市営住宅老朽化対策費の執行について（注意事項）

市営住宅老朽化対策費に係る修繕料（施設等）のうち、平成 24 年 3 月 31 日現在で 424 万 950 円の執行額が支出負担行為としてなされていない。また、同予算は、年度末において、528 万 3,200 円の予算残額がある。

地方自治法及び那覇市予算決算規則第 22 条の規定により支出負担行為は、原因となる行為があったときに速やかに適時に行わなければならない。

また、多額の予算残額については、当初予算編成時に過大な要求がなかったのか又は執行できなかった原因は何かを検証し、適切な予算管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、那覇市予算決算規則を職員に周知し、今後は、当該規則に従い注意を払って適切な事務処理に努めてまいります。

住戸内の剥離箇所の修繕実績に基づき予算残額が生じており、今後は当該年度の早い時期に発注し、効率的な予算管理に努めます。

イ 財産管理について（注意事項）

市営住宅にかかる土地の一部並びに平成 22 年度及び平成 23 年度に完成した建物について、建築工事課から市営住宅課への公有財産の所属換えがなされていない。

建替工事等の建設が完了し、供用開始された市営住宅については、建築工事課と公有財産の所属換えに関し、連絡、確認等を十分行い、那覇市公有財産規則第 25 条第 1 項（所属換え）の規定に基づき、協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

建物については、那覇市公有財産規則第 25 条の規定に基づき所属換えをいたしました。土地については、建築工事課と協議を進めており、今後は、当該規則に従い、適正な財産管理に努めます。

ウ 石嶺市営住宅給水本管の漏水について（注意事項）

那覇市上下水道局の検針（平成 23 年 6 月 20 日及び 8 月 19 日）により市営住宅課管理にかかる石嶺市営住宅給水本管の経年劣化による漏水が判明し、それによる漏水分の水道料金として 2 分の 1 減額後の 161 万 7,974 円の請求を受けて、その支払いを用途変更により対応している。

市営住宅及び附帯施設の管理には、十分な注意をもって管理する必要があるため、当該漏水が早期に発見できなかったのかどうか検証し、那覇市の所有にかかる給水管の管理については、上下水道局との確認、連

絡等の連携を密にして、市営住宅及び附帯施設の適切な管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、市営住宅の漏水の早期発見について平成 24 年 6 月 15 日付け那覇市上下水道局に依頼し、毎月の検針結果から差水量の早期把握に努めております。

3 消防本部

(1) 総務課

ア 歳出予算の計上について（注意事項）

無線機保守点検業務委託は、予算現額 110 万 4,000 円に対し、執行済額が 46 万 2,000 円、執行率 42%と著しく低くなっている。これは、前年度実績を参考の上、見積書を 1 者のみから徴取したことによるものである。

予算計上に際して見積書を徴する場合は、複数者から徴取するなどし、適切な予算計上に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

予算計上する際は、複数者から見積書を徴するなど市場価格等を十分に調査し、適性価格を予算計上するよう努めていきます。

(2) 救急課

ア 救急搬送について（要望事項）

救急出場件数は、近年増加傾向にある。平成 23 年度は、1 万 7,307 件となっており、前年度比較で 1,545 件増加している。平成 23 年度には、救急隊数は 6 隊、専任救急隊 48 人（うち救急救命士 32 人）とし、1 隊増やしたものの、総務省消防庁による「消防力の整備指針」（平成 20 年 3 月消防庁告示第 2 号）を那覇市に当てはめると、おおむね 8 隊となる。

病気や事故などの発生時において、救急活動の遅れは市民の生命に直接影響を与えることが懸念されることから、整備指針に則り救急隊の隊数確保に努められたい。

一方、平成 23 年度消防年報によると、傷病程度別搬送人員は、死亡 194 人（1.2%）、重症 690 人（4.4%）、中等症 5,513 人（35.5%）、軽症 9,140 人（58.8%）となっている。このうち、平成 23 年内での救急車頻回利用者（注 1）上位 3 人は下記のとおりとなっている。

軽症利用者や頻回利用者の増大は、適切な救急搬送業務の障害になる懸念もあることから、急病でない搬送依頼や、頻回利用者による搬送依頼について、当該利用者への救急車の適正利用を促すとともに、行政関係課、医療機関等との連携をより密にして軽症利用者や頻回利用者の縮減に努められたい。

(注1) 救急車頻回利用者

- (ア) 救急車を頻回に利用した者
- (イ) 傷病の程度が軽症を占める者
- (ウ) 救急隊の迅速な活動が阻害される者

救急車頻回利用者(平成23年1月から12月まで)

順位	利用件数	性別・年齢
1	353	男・80歳代
2	125	女・50歳代
3	116	女・50歳代

□ 要望事項に関する措置

救急隊の隊数確保については、那覇市の消防及び防災等の整備計画の策定を進める中で関係部局と調整しながら全庁的な立場から検討し増隊に向け努めてまいります。

頻回救急利用者の縮減については、昨年から、消防を含む市関係部局及び医療機関と密接な連携を図り、相互に協力をしながら頻回救急利用者へ個別訪問などの取組みの強化を行ない著明に救急要請の縮減を行なうことができました。

しかし、さらなる縮減を目指して、これまで継続的に実施してきました頻回救急利用者宅への個別訪問、救急・防災フェア、各種救命講習会、広報紙「なは市民の友」や高規格救急自動車のリアガラスに広報文を掲示し市民に広く救急車の適正利用について広報を強化し軽症利用者の頻回利用縮減に努めてまいります。

4 総務部

(1) 新庁舎建設室

ア 補助金の歳入調定について(注意事項)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、平成24年11月16日に交付決定され、同年11月21日に当該通知を受理し、速やかに調定を行うべきところ同年12月20日に11月21日に遡って歳入調定を行っている。

補助金の歳入調定の遅れは、平成22年度後期定期監査において「注意事項」により指摘したところであるが改善されていない。

那覇市会計規則第20条「～その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は交付決定の通知の受理後、速やかに調定を行うように努めてまいります。

5 企画財務部

(1) 情報政策課

ア 基幹系システムの利活用について（注意事項）

基幹系システムについては、平成 25 年 2 月 4 日に約 2 時間にわたって、全庁的なネットワーク障害が発生し、一部市民への証明書発行に支障が生じた。

また、関係各課から未充足機能要件に対する事業者の対応やオンラインでの処理速度が遅いなどの改善要望が出されている。

今後は、市民生活に影響が出ないようにネットワーク障害対策を万全におこなうとともに、関係各課の業務改善等の課題に対処されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 25 年 2 月 4 日に発生したネットワーク障害については、コンピュータネットワーク通信の送受信先を管理する機器の障害に起因するものであります。当該機器の一部部品の故障により動作が不安定となり、窓口等で使用されている個々のコンピュータのネットワーク通信が停止しました。その結果として 2 時間にわたり一部市民への証明書発行等に支障を生じさせたものであります。

障害発生機器については、故障部品はもとよりその他の部品についても、交換を完了しております。

また、当該機器は、民間通信事業者が運用するコンピュータデータセンターに設置しておりますが、今後は平成 25 年度内設置を目途として、コンピュータネットワーク通信の送受信先を管理する同機能を持った機器を市役所庁舎内にも構築し、データセンター設置機器に障害が発生した場合でも速やかに機能を代替できるような対策をとって参ります。

次に、未充足機能要件について、現在は一部対応済みであることが確認されておりますが、未だ充足されていない部分については事業者へ解消に努めるよう働きかけ、早めに充足できるよう努めてまいります。

なお、オンラインの処理速度については、処理速度が遅くなっている要因を分析し、市民サービスが円滑に行えるよう努めて参ります。

(2) 資産税課

ア 手数料の払い込みについて（注意事項）

窓口において収納した証明手数料（1 万 400 円）、図面交付手数料（6,600 円）及び航空写真交付手数料（4,000 円）が、翌日までに指定金融機関へ振り込まれず、収納してから 4 日後に振り込まれていた。

那覇市会計規則第 27 条における現金は、収納した日の翌日までに振り込まなければならないとの規定を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、現金の取り扱いについては担当職員が不在でも事務処理が滞ることがないように複数名で処理できる体制にしております。

今後は、このようなことがないように法令等を遵守し、適切な処理を行ってまいります。

イ 資金前渡の清算について（注意事項）

資金前渡された固定資産税事務地方研修会出席負担金が、支払日から11日後に清算されていた。

那覇市会計規則第57条における資金前渡金は、支払が終了した日から7日以内に清算しなければならないとの規定を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことがないように、法令を遵守し迅速な事務処理に努めてまいります。

6 健康福祉部

(1) 福祉政策課

ア 民生委員児童委員の確保について（要望事項）

那覇市民生委員児童委員は、定数459名に対し現在396名が委員として委嘱されている。民生委員児童委員は、地域に暮らす市民の良き相談相手となり、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった各種の問題に対して、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら、その解決に向けた中心的な役割を果たしている。

平成22年度後期定期監査でも委員の欠員解消を指摘したところであるが、平成22年度の欠員57名から平成24年度は63名と欠員数が増加している。

今後、民生委員児童委員連絡協議会等と十分な連携を図り委員の確保にさらに努められたい。

□ 要望事項に関する措置

民生委員児童委員のこれまでの活動についての広報を強化することにより、当該委員の活動意欲を高め、委員離れを抑制するとともに、民生委員推薦準備会をはじめ、関係団体とこれまで以上に連携し、新たな候補者の発掘につながるよう、欠員の改善に努めてまいります。

(2) チャーがんじゅう課

ア ふれあいコール事業の執行率について（要望事項）

ふれあいコール事業は、一人暮らしの閉じこもりがちな高齢者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行なうとともに、心と心のふれあいの提供を目的とするものである。また、緊急時に備えて見守り支援を行うことを目指している。

しかしながら、昨年度決算においても執行率(60.0%)が低く、また、現状ではわずかながら減少傾向にある。今後、事業効果を高められるよう、執行率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

必要な方が必要な支援を受けられるよう 12 箇所地域包括支援センターにより、地域に潜在する利用者の把握に努めることで執行率の向上を図り、事業効果を高めるよう努めてまいります。

(3) 保護管理課・保護第一課・保護第二課（合同）

ア 生活保護費の過大・過少支給について（是正事項）

平成 20 年 12 月から平成 23 年 7 月までの間に発生した職員 2 名の事務懈怠による過大（41 世帯・約 1,352 万円）・過小（26 世帯・約 377 万円）支給については、那覇市の生活保護行政に対する市民の信頼を損ないかねない重大な問題である。

速やかに当該問題に対処するとともに、今後、このような事態が発生しないよう保護制度の適切な運用に努め、事務処理チェック体制のさらなる強化を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の事務懈怠により過大支給された分につきましては、対象となる被保護世帯に謝罪し、返還についてご理解いただいた上で返還決定処理を行いました。

過小支給分につきましては、現在、沖縄県を通して厚生労働省に調整中であり、調整でき次第、速やかに対応していく所存です。

今後はこのような事態が発生しないよう、管理監督者は、個々の現業員に事務の懈怠がないか注意を向け、適宜適切な指導、助言を行うとともに、訪問管理台帳、就労・求職者管理台帳等により業務の進行管理をよりこまめに行う等、事務処理状況を組織的にチェックする体制を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

（健康保険局）

(4) 国保長寿医療課

ア 国民健康保険税等の未収金について（要望事項）

一般被保険者国民健康保険税（医療費給付分）現年課税分（滞納繰越分含む。）の平成 24 年 11 月 30 日現在の未収金は、納期未到来分を含め 44 億 2,373 万 2,597 円となっている。未収金対策については、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員（非常勤）の設置、電話督促・催告書送付、滞納整理班の設置、国民健康保険制度の広報等により収入率向上に取り組んできている。

また、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計の収支差額が赤字のため、平成 24 年度の繰上充用額は、31 億 5,915 万 9,795 円となっている。平成 22 年度 18 億 4,169 万 3,367 円、平成 23 年度 20 億 8,562 万 2,872 円となっており、近年、繰上充用額は拡大の一途である。これは、本市の財政状況悪化への要因となり、その影響が懸念されるところである。

未収金額は、この3年間、減少傾向にあり、当局の未収金対策の効果が感じられるところであるが、国民健康保険税等の未収金は、未だ多額であり更なる効果的な未収対策に努められたい。

国民健康保険税（医療費給付分）収入状況（平成24年11月30日現在）

区 分		調定額	収入済額	（単位：千円、％）	
				収入未済額	収入率
平成 24 年度	現年課税分	5,028,231	2,647,911	2,380,320	52.7
	滞納繰越分	2,162,061	118,649	2,043,411	5.5
	計	7,190,292	2,766,560	4,423,731	38.5
平成 22 年度	現年課税分	5,155,964	2,655,343	2,500,621	51.5
	滞納繰越分	2,279,115	101,476	2,177,639	4.5
	計	7,435,079	2,756,819	4,678,260	37.1
比較	増減額	△244,787	9,741	△254,529	
	増減率	△3.3	0.4	△5.4	

※収入未済額は、納期未到来分を含む。又、還付未済額を含まず。

□ 要望事項に関する措置

収納率の向上を目指して、引き続き努めているところです。1月の新庁舎への移転を機に、窓口対応の改善を図る目的で、窓口案内システムを導入しました。これにより窓口の混み具合、順番等が判り易くなり、窓口での混乱の抑制に効果を発揮しています。3月には土曜日、日曜日及び休日においても窓口を開設し、平日にはご来庁いただくのが難しい方にも納税相談の機会を持っていただけるよう業務時間を拡大して対応しております。

また、納期限内に納付いただいている大半の納税者の皆さんとの公平性を確保するため、保険税の滞納に対しては差押等の滞納処分を行っているところですが、更に新たな取組として、文書や電話などによる再三の納付催告にも応じない滞納者を対象として、自動車やバイクの『タイヤロック（車輪止め）』を実施することといたしました。このことは、3月発行の『なは市民の友』の折り込み紙面として市内の全世帯に配布される『国保NEWS』の第1面のトップ記事に取り上げ、市民の皆様向けの広報にも努めているところです。

(5) 特定健診課

ア 特定健康診査事業について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者（40歳～74歳）を対象に受診率65%を目標（国指定）に実施している。本市の受診率は、平成21

年度 31.5%、平成 22 年度 34.8%、平成 23 年度 35.8%（沖縄県の平均受診率 35.8%）と増加傾向にある。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、個別訪問（健康相談員）、電話による受診勧奨、戸別訪問事業等を行ってきており、今年度は受診率 36.8%を予定している。また、新たな受診率向上の取り組みとして、催告センターを活用した受診案内や、那覇市医師会等に当該受診対象者が来院時に特定健診受診の勧奨を行う業務委託、民間事業所からの健康診断情報の取得等を予定している。

今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も引き続き健康相談員による個別訪問や自治会・民生委員等による戸別訪問、電話やハガキによる受診勧奨、市役所庁舎等でのまちかど健診を実施する予定であり、さらに平成 25 年度からは未受診者への勧奨だけではなく、既受診者に対し、健診結果をわかりやすく解説した通知文を発送しリピーター率の向上をめざすことを検討しており、さらなる受診率の向上に取り組んでいきます。

平成 25 年度

1 経済観光部

(1) なはまちなか振興課

ア 公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）の歳入調定について

（注意事項）

公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）にかかる歳入のうち、384 万 5,150 円の金額が平成 25 年 2 月 21 日から 3 月 31 日までの間に収入済であるにもかかわらず、同年 3 月 31 日現在においても歳入調定されていない。

那覇市会計規則第 20 条の規定は、その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。当該規定に基づき、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘の歳入調定につきましては、直ちに調定処理を行いました。今後は那覇市会計規則第 20 条の規定に基づき、歳入がある場合は、当該歳入にかかる関係帳票等を調査確認し、すみやかに歳入調定処理を行ってまいります。

イ 沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について（要望事項）

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成 24 年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業 13 事業のうち 4 事業（合計額 4 億 7,034 万 6,000 円）が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨、目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう事業の進行管理に十分留意して取り組まれない。

ロ 要望事項に関する措置

繰越となりました 4 事業につきましては、全て事業を開始しております。今後は事業の執行状況を常に把握し、進行管理に留意して年度内完了に向けて取り組んでまいります。

ウ 那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査について

（是正事項）

那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査は、従来、3 年毎に実施されているものであるが、平成 24 年度は、業務の繁忙を理由に執行されず歳出予算が不用額となっている。

統計の信頼性と正確性を確保するため、前回調査と同様の年サイクル及び同時期の調査を実施すべきであったが、その時期を失したことは、事業の効果を著しく損なわせる結果となっている。

当該調査は、那覇市の商業振興にかかる様々な施策の基礎データとして、重要な意義を有している。調査結果から得られるデータの重要性に鑑みて、早期の実施を検討されたい。

ロ 是正事項に関する措置

ご指摘の通り、当該調査は那覇市の商業振興にかかる様々な施策の基礎データとなることから、次年度は早期に事業着手し、調査が確実に実施できるよう、情報収集等を行いながら計画的に実施します。

(2) 観光課

ア 沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について（要望事項）

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成 24 年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業 17 事業のうち 5 事業（合計額 6 億 6,235 万 7,210 円）が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨・目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう関係団体等との調整を含め、事業の進行管理に十分留意して取り組まれない。

ロ 要望事項に関する措置

前年度より繰り越した5事業につきまして、2事業は完了し、残りの3事業は既に着手しておりますので、今年度中に完了するように取り組んでまいります。

2 環境部

(1) 環境政策課（平成25年度、環境政策課と廃棄物対策課に組織改正）

ア 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業の執行率について（環境政策課）（注意事項）

緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

この事業は、平成23年度決算においても執行率（35.1%）が低く、また、平成24年度においても執行率（15.5%）がかなり低い状況である。今後、この事業の継続の是非を含め、事業の執行のあり方について検討されたい。

ロ 注意事項に対する措置

屋上・壁面緑化を含む建築物緑化は、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギーの推進等、都市環境の改善を図る上で有効的な手法であると認識していることから、都市における緑化推進事業として、継続していきたいと考えております。

ただし、これまでの資料・データ等を分析し、市民・事業者等の負担軽減やニーズを満たす手法を見出し、より活用しやすい制度へと改正し、取り組んでまいります。

なお、執行率の低い補助金については、これまでの実績を踏まえた予算措置に減額していきたいと考えております。

イ 家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業について（廃棄物対策課）（是正事項）

家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業は、家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付する事業である。

前々回、前回の定期監査においても事業効果を高めるよう注意したところであるが、平成24年度においてもさらに交付件数が減少している状況である。また、ごみ処理機器は使用方法の煩雑さや臭気の問題がある等の理由により、普及が進まない状況である。今後、この事業の必要性を含め事業のあり方を検討されたい。

ロ 是正事項に関する措置

平成 25 年度 7 月末時点での交付実績は、39 万 3,797 円となっており、当初予算 150 万円に対する執行率は 26%と依然として低調に推移しております。

家庭からの生ごみの減量対策は、発生抑制として、買い過ぎない、作り過ぎないなどの意識啓発、減量化として、水切りのひとしぼり運動、家庭用生ごみ処理機器での乾燥や堆肥化を推進しており、長く続けてもらうため、個人にあった方法で取り組む必要があります。平成 24 年度に行ったアンケート結果より、生ごみ処理機器は使用方法の煩雑さや臭気の問題がある等の理由により広く普及することは難しいが、減量効果は大きく、処理機器の特性を理解し使用を続けている市民もおり、生ごみの減量化の選択肢の一つとして、家庭用生ごみ処理機器購入奨励金交付事業は家庭生ごみの減量及び啓発の大切な事業であると考えております。

広報啓発活動としましては、市民の友への毎月の掲載、家電量販店でのチラシによる広報、環境月間にブースを設置することによる啓発の強化、また、市内の販売店に対し、申請書類の店頭設置について依頼しております。4 R 推進事業及びアンケートの結果より、長く使用していただくために、生ごみ処理機器のメリット及びデメリットを説明する広報及び講座等を行っていきたいと考えております。

(2) 環境保全課（平成 25 年度、環境保全課と環境衛生課に組織改正）

ア 畜犬管理システム「わんライフ」保守契約について（環境衛生課）
（是正事項）

このシステムは、犬の登録等を管理するシステムであり、住民基本台帳情報と連携したシステムとなっている。個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他 7 項目の条件を付するものと規定されている。しかし、畜犬管理システム保守契約には条件が付されていない。

畜犬管理システム保守契約においては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付して契約を締結し、情報セキュリティの向上を図らねたい。

ロ 是正事項に関する措置

那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に規定する条件を付した「個人情報の取扱いに関する特約」条項を原契約に追加する変更契約を平成 25 年 9 月 1 日付け締結いたします。

3 生涯学習部

(1) 生涯学習課

ア 前金払いの理由の起案書への記載漏れについて（注意事項）

繁多川公民館・図書館運営事業及び若狭公民館運営事業の委託料の支払い方法は、特例による前金払いであるが起案書にその理由について記載がない。

前金払いのある契約事務に当たっては、起案への必要事項の記載漏れがないよう、適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

前金払いのある契約事務については、今後契約の締結に当たって、前金払いを適用する場合は起案書にその理由を明記するよう改善いたします。

ア 契約締結年月日の記載漏れについて（是正事項）

旧久茂地公民館警備業務委託について、10件の契約のうち3件は契約書に契約締結年月日の記載漏れがあった。契約事務に当たっては適切な事務処理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

契約締結年月日の記載漏れについては、課の職員全体に周知を図り、今後このような事態が生じないよう適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 精算事務の遅延について（注意事項）

資金前渡の精算は、会計規則第57条第1項第3号の規定により用務終了日から7日以内（土日祝祭日含む）に精算しなければならないところ、6件中4件の精算事務が遅延しており、そのうち3件については、精算に要した日数が27日から30日と著しく遅延している。

資金前渡の財務事務の処理に当たっては、精算事務の適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成25年度から、資金前渡整理簿を作成し、事業担当者だけでなく、予算担当者、グループ長においても精算日期日を把握できるよう改めました。

(2) 中央公民館

ア 牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウム観覧者数について

（注意事項）

牧志駅前ほしぞら公民館は平成23年7月に開館した。平成24年度と平成23年度の月平均観覧者数を比較すると、若干減少がみられる。平

成 24 年度は沖縄振興特別推進交付金を活用し、人気番組である「銀河鉄道の夜」を投影したにも関わらず、一般への広報活動が十分ではなかったため、全体的な観覧者の増加には繋がっていない。今後は、一般市民への広報宣伝と番組コンテンツの充実を図り、観覧者の増加に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 24 年度においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、プラネタリウムの新番組を 4 本（大人向け 1 本、子ども向け 2 本、うちなーぐちでの解説番組 1 本）作成しました。予算の範囲内でチラシ・ポスターの作成、配布を行いました。広報不足は否めない状況でありました。

今後も沖縄振興特別推進交付金を活用しての番組数を増加させることを予定しており、横断幕等の作成なども含め観覧者数の増加へ繋がるような広報活動も努めてまいります。

(3) 市民スポーツ課

ア 補助金交付に係る書類の審査について（注意事項）

児童のスポーツ県外派遣補助金交付事務において、補助金実績報告書に添付されていた領収書を確認したところ、航空券の購入方法に不適切なものが見受けられた。那覇市補助金等交付規則第 13 条の規定によれば、市長は実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定すると規定している。

補助金交付事務においては、申請者から提出された書類について、不備等がないよう十分に審査し、適切な補助金の交付事務に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

適切な業者から航空券の購入、宿泊の手配をおこなうよう補助金申請者へ指導するとともに、実績報告における領収証等の提出書類の審査を十分におこなってまいります。

(4) 施設課

ア 随意契約の見積書徴取について（注意事項）

那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

修繕料の契約において、当該規則に定めるとおり 2 人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1 人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

□ 注意事項に関する措置

学校施設の修繕においては、建具やガラス等の破損脱落、コンクリートの剥落など児童生徒の安全面に直接影響がある状況や、雨漏り・漏水・漏電、保安機器等の故障のような学校運営に支障が出る状況などがあります。そのため、これらのような迅速に対応する必要がある場合においては、緊急に1社からの見積りにより修繕を発注しています。また、比較的軽微な修繕等においても、効率的に業務を執行するため、1社からの見積りにより修繕を発注する場合があります。しかしながら、指摘にありますように、その取扱基準については特に明文化した定めがなく、類似の事案においても取り扱いが異なるケースがあるため、今後、緊急修繕等の状況の整理及び関係各課との調整の上、当該取扱基準を明確化し、規程等の整備に努めてまいります。

4 学校教育部

(1) 学校教育課

ア 随意契約の見積書徴取について（注意事項）

那覇市契約規則第21条の3の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

使用料及び賃借料、業務委託等に係る契約において、当該規則に定めるとおり2人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

□ 注意事項に関する措置

契約規則の見直し又は要綱等の策定等については、全庁的な課題であり、調整が必要であると判断されることから、主管課の検討と判断指針を待つこととし、今後は那覇市契約規則第21条の3の規定を遵守して、2人以上から見積書を徴収し、事務を適正に行うよう努めてまいります。

(2) 学務課

ア 学校割当予算における修繕契約等の検収について（注意事項）

学校割当予算における修繕契約の検収について、支出命令書の検収印は「那覇市立学校財務取扱要綱」第8条の検収員である学校事務職員が

記名押印すべきところ検収を実施していない学務課職員が記名押印する不適切な事務処理を行っている。

また、消耗品購入の検収について、請求書に表示されている検収印(ゴム印)は日付と学校名のみで検収員である学校事務職員の記名押印がない。

今後、当該財務取扱要綱に基づき適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

修繕、物品購入を問わず検収が必要なものについては、請求書に押印している検収印(ゴム印)の下に、学校事務職員等の記名押印をするよう各学校に通知、改善しております。

イ 複写機賃貸借契約における保守料金の見直しについて(是正事項)

小中学校複写機賃貸借契約(5件、51台)における保守料金は、入札条件の中で特定の単価を設定し当該複写機賃貸借契約の落札業者と随意契約により別途保守契約を締結している。

当該保守料金は、下表に示すとおり他部局の取引実例価格の例と比較し1枚当たりの単価がかなり高い金額の設定となっている。

今後、保守料金の契約に当たっては、複写機賃貸借契約の入札金額に保守料金を含めるなど十分な競争性が確保されるよう契約方法の見直しをされたい。

教育委員会 学校教育部 学務課		他部局の例	
基本料金(50枚まで)	250円	1~40,000枚	1.2円/枚
		40,001~90,000枚	1.1円/枚
51枚以上	5円/枚	90,001枚以上	1.0円/枚

□ 是正事項に関する措置

平成24年度予算より複写機の賃借料は14節の使用料及び賃借料、保守料金は12節の役務費(手数料)に費目が分けられているため、賃借料、保守料を一まとめにした入札が出来ない状況にありました。

平成25年度分の契約は従来通り賃借料のみで入札をおこない、1円/月で落札、保守契約は業者見積もり、他課の契約状況等を参考に3円/枚で随意契約を締結しております。

平成26年度の複写機賃貸借契約については、保守料金の競争性の確保ができるよう契約方法の見直しについて検討いたします。

ウ 職員の交通事故防止対策について(注意事項)

職員が公用車を運転する場合は、安全運転に十分配慮しなければならないが、平成24年11月に公務中において不注意により物損及び人身事故を起こした。

今後、学務課主催の「安全運転講習会」を充実させるなど、交通事故予防のための効果的な取組みについて検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

年度初めの新任教頭連絡会、校長会等において、予算関係の説明に合わせて公用車の利用・安全運転について注意喚起しており、学校教育部長講話の中でも交通事故について話してもらっています。また、8月の夏休み期間中に、全学校対象に学務課主催で那覇警察署より講師を派遣してもらい、安全運転講習会を開催して交通事故予防に努めています。

エ 公印の備品台帳整備について（注意事項）

公印の備品台帳整備について、学校長・園長印の公印が備品台帳に未登録であった。

那覇市物品会計規則第25条第2項に基づき速やかに備品台帳を整備されたい。

□ 注意事項に関する措置

各学校宛確認の上、未登録の公印については学務課に登録申請するよう通知し、備品台帳の整備に努めています。

(3) 学校給食課

ア 学校給食費の管理について（注意事項）

学校給食費は、小学校児童及び中学校生徒に対し給食を提供するための食材 料費として児童生徒の保護者から徴収するものである。平成23年度の給食費収入は、市内の小学校と中学校をあわせて約14億5,300万円となっている。

学校給食費は原則として口座振替となっているが、未収金等の支払いについては納付書又は現金納付による徴収となっており、その現金徴収に伴う事件・事故を防止するため、教育委員会において「学校給食費現金取扱いガイドライン」を作成し、各学校において運用している。

しかし、複数職員による現金チェック体制の不備や、学校給食費会計決算の監査を実施していない学校が見られるなど、学校現場において同ガイドラインが十分周知されていない状況がある。

本市の学校給食費は、児童生徒の保護者からの給食費で運営する私会計となっているが、学校給食は、市の教育行政の一環として実施されるものであることから、学校給食費についても公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。

現金取扱いガイドラインの実効性を高めるため、各学校に対し関連様式等の整備や、会計処理に係るチェック体制の充実を図る等、指導を強化されたい。

□ 注意事項に関する措置

現金取扱いガイドラインの実効性を高めるための各学校に対する関連様式等の整備として、「学校給食費現金徴収時における現金帳簿の様式について（通知）」（平成 25 年 6 月 26 日付）において現金帳簿の様式を通知し、複数職員での照合がしやすいようにしました。

また、会計処理に係るチェック体制の充実を図るため、「学校給食費の適正な管理及び執行について（通知）」（平成 25 年 4 月 24 日付）を通知するとともに、毎年行っている、校長及び事務職員に対する「学校給食費会計処理状況の確認」の中で、現金取扱いガイドラインが十分周知されているか確認を行い、会計処理が適切に行われるよう指導を行っております。

イ 学校給食費の未収金について（要望事項）

平成 23 年度における学校給食費の未収金は、小中学校合わせて約 3,460 万円となっており、納付すべき給食費の約 2.4%である。

学校給食費の未収金対策については、平成 19 年に学校給食事務処理フローチャートを作成して各学校に通知し、また平成 22 年度以降は、児童生徒保護者からの「給食についての確認書」の提出により、給食費の収納率向上への理解と協力を求めている。

今後も、各学校に対しては、未収金対策を周知するとともに、未収金の徴収に係る現金取扱いによる事故防止についても、指導を強化されたい。

□ 要望事項に関する措置

毎年、行っている学校給食費納付状況等の調査によると、平成 24 年度の学校給食費徴収状況は約 98.1%と平成 19 年度以降で最高となっています。各学校に対しての未収金対策の周知については、「給食についての確認書」の提出以外にも個別面談等を実施するなど給食費の徴収率向上に取り組める体制の強化を図るよう働きかけています。また、経済的理由による未納者に対しては、生活保護や就学援助制度の紹介を行うよう各学校に指導しております。

未収金の徴収に係る現金取扱いによる事故防止については、「学校給食費現金徴収時における現金帳簿の様式について（通知）」（平成 25 年 6 月 26 日付）において、複数職員で照合ができる現金帳簿の様式を示すとともに、現金の保管時には複数職員で照合・確認を行い耐火金庫での保管を行うこと、耐火金庫のカギの責任者は校長または教頭とすること、銀行口座の入金確認を校長が行うことを各学校へ通知し、指導を強化しました。

ウ アレルギー対策検討委員会に係る予算執行について（注意事項）

アレルギー対策検討委員会会議における委員の報償費 10 万 8,000 円が全額未執行となっている。同委員会は、学校給食における食物アレルギー

ギーによる事故を未然に防ぎ、食物アレルギー児童生徒に対し適切に対応を行うことを目的に、食物アレルギー対策の管理方針等を検討するため設置するものであるが、平成24年度においては、委員の選任、会議資料等の作成ができなかったため、委員会の設置ができず、予算の未執行となったものである。

平成24年12月には東京都内の小学校において学校給食によるアレルギー死亡事故が発生しており、本市でも平成24年度にアレルギー事故が4件発生している。アレルギー事故は、深刻な事態を招く場合もあり、その対策は重要な課題となっている。早急に委員会を設置し、アレルギー対策に取り組まれない。

□ 注意事項に関する措置

アレルギー対策への取り組みについては、那覇市学校給食における食物アレルギー対策検討委員会設置要綱（平成25年6月20日 学校教育部長決裁）を定め、現在は、同要綱で定める作業部会を開催し、食物アレルギー対策の基礎的な調査研究に取り組んでいる状況にあります。

本年中には対策委員会を開催し、学校給食における食物アレルギー対策実施要綱及び学校給食における食物アレルギー対応の手引きの作成を行い、学校給食における食物アレルギー対策が、学校内及び学校給食調理場において適切に行えるよう努めてまいります。

5 市民文化部

(1) 市民生活安全課

ア 効果的な補助事業の執行について（注意事項）

那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金は、自治会等が負担する保安灯に係る電気料を算定基礎として、自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付するものである。しかし、自治会の活性化事業に対しては、まちづくり協働推進課からも別途、補助金が支出されている。

自治会の活性化事業に対して異なる部署で補助金を支出することは事務事業を効果的に進めるという観点から適切でなく、所管のあり方も含め補助事業の執行の見直しを検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

当該補助事業は、保安灯の設置により全市的な防犯を進めるため、より多くの保安灯設置につなげることを目的に保安灯の維持管理を行っている団体の負担軽減を図り、安全で住みよいまちづくりを進める事業です。

さらに当該補助金により、保安灯の維持管理を行う団体の経費負担が減り、活動が活性化されることも目的の一つであります。

当該事業補助の対象団体には、委託を行っている自治会以外の団体や通り会など様々な形態があり、防犯関係の所管である当課において事業実施を行っています。

注意事項については、自治会担当課の「まちづくり協働推進課」とも補助金について意見交換を行い検討したいと考えます。

(2) まちづくり協働推進課

ア 委託料の支払方法について（是正事項）

那覇市連絡事務委託料は、行政連絡事務を自治会に委託することにより、市政の円滑な運営を図ることを目的として、資金前渡により支払われている。経費を職員に前もって交付し支払先に支出する資金前渡は支出の特例であり、資金前渡のできる経費を規定した那覇市会計規則第54条には委託料は含まれていない。当該規則を遵守し、適正な予算の執行に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

那覇市連絡事務委託料の支払については、同委託料の性質を検討した結果、平成26年度より、前金払いにて行うこととします。

(3) 文化振興課

ア 伝統芸能・文化の継承発展補助事業について（要望事項）

伝統芸能・文化の継承発展補助事業は、地域の歴史と深く関わる伝統芸能・文化の継承発展に取り組む文化団体等に対する経費等を補助するものである。

平成25年度の交付先団体への補助対象経費は、主に赤毛・タスキハチマキ、少年獅子衣装、三線セット等の物品である。当該事業の補助金交付要綱に基づき、1件当たり50万円以上の取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えることとしている。

50万円未満の取得物品についても、口頭で管理指導を行っているが、継続かつ効果的に管理できるよう文書にて指導され、補助事業による取得物品が適切に管理されるよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

50万円未満の取得物品についても、購入備品一覧表にて提出を義務化し、適切に管理出来るように、平成25年度の交付先団体にも平成26年4月16日付け購入備品一覧表の提出を依頼し、提出頂いております。

6 議会事務局

(1) 議会事務局（庶務課・議事管理課・議事調査課）

ア 公印改廃の事務決裁について（注意事項）

平成23年度後期定期監査で指摘を受けて、議会事務局の公印の改廃が行われた。那覇市議会公印規程第6条で公印の改廃については、議長

決裁と規定されているにも関わらず、事務局長決裁で処理されていた。当該規程を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、那覇市議会公印規程に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

イ 議員への事務連絡方法について（要望事項）

本市議会議員の大半が事務連絡用として、議会事務局で貸借しているファクシミリを希望する議員に貸与している。パソコンや携帯電話等が普及している状況において、自宅内外で受信できる電子メールは利便性が高い。ファクシミリで行っている事務連絡手段について、事務の効率性・経済性の観点から、他の電子通信機器を含めて見直しを検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

議員への事務連絡の手段については、議員の要望を確認しファクシミリや、携帯電話等で対応しているところです。現在、議会事務局が議員に貸与しているファクシミリは24台となっており、今後どのような通信手段が可能か議員の要望を踏まえ検討してまいります。

7 上下水道局

(1) 総務課

ア 予定価格調書等の作成年月日未記載について（注意事項）

上下水道局における契約事務全般について（工事契約を除く。）、予定価格調書、最低制限価格調書の作成年月日の未記載が散見された。いずれの調書にも日付欄のないことが原因と思われる。契約事務の透明性確保の観点から、各様式の見直しと併せてマニュアルを整備し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

予定価格調書等の様式はすでに平成25年7月に変更し日付欄を設けております。また市長事務部局の契約事務マニュアルを活用し適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 料金サービス課

ア 水道メーター検針業務の自治会への委託について（要望事項）

水道メーター検針業務の一部については、「行政と市民との協働のまちづくり」の観点から、各自治会の活動が活性化される等の目的で、4ヶ所の自治会との随意契約となっている。

自治会に支払われた委託料については、すべて検針従事者に対する報酬となっていることから、自治会の活性化に寄与するという契約の趣旨に照らし妥当かどうか、契約のあり方について検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

本局では、水道メーター検針業務の一部について「行政と市民との協働のまちづくり」の観点から、希望のあった4ヶ所の公営住宅自治会と個別に業務委託契約を締結しております。

平成26年7月からは希望のある2ヶ所の公営住宅自治会が加わり、合計6自治会になる予定です。

契約のあり方については、同委託業務の意義等を仕様書に記載することで自治会の活性化に寄与するという契約の趣旨を明確にしたいと考えております。

検針業務従事者である自治会長や会員が、検針業務をとおして、公営住宅居住者への声かけや1人世帯者の安否確認を行うなどにより、住民同士の交流を図ることで、自治会加入者数を促進するなど自治会の活性化に寄与できるものと考えています。

(3) 工務課

ア 予定価格調書の適切な保存について（注意事項）

図面用複写機賃貸借契約は、入札手続きを2回行っている。第1回目は入札日の前日までに全指名業者が辞退したことから入札に至らず、第2回目で落札している。第1回目入札の予定価格調書について、当該文書は誤って廃棄されたということである。予定価格調書は、契約関係の書類として重要であり上下水道局文書取扱規程第41条により5年間保存することとされている。文書取扱規程に基づいた適切な文書管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後はこのようなことがないように留意し適切な文書管理に努めます。（総務契約検査係）

(4) 下水道課

ア 土地物件収益に係る収入調定及び収入について（注意事項）

土地物件収益に係る収入調定及び収入のうち、美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分とその他の貸付分に係る収入調定及び収入の方法が異なっている。美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分に関しては、納入義務者からの収入があった時点で直接、収入調定及び収入の事務処理を行っている。その他の貸付分に係る土地物件収益については、下水道用地として収納すべき分と一般会計が収納すべき土地に係る分が混在しているとの理由により、3月に一般会計への納付分と下水道用地分を確定している。しかし、その他の貸付分10件中7件は、下水道用地単独の貸付

分であり、美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分と同様の収入調定及び収入の方法が可能である。

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の規定に基づき、適切な収納事務を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 26 年度から土地物件収益に係る収入調定については、収入がある時点で、下水道用地は土地物件収益、法定外用地は預り金として収入調定を行い、下水道用地と法定外用地が混在している箇所についても、面積に応じて土地物件収益と預り金に分けて収入調定を行ってまいります。

また、法定外用地分の収益は、まとめて年度末に本庁の一般会計への繰入れを行ってまいります。

平成 26 年度

1 消防局

(1) 総務課

ア 普通財産（土地）の所管について（注意事項）

西消防署庁舎の土地（那覇市東町 26 番 2 1,117.15 m²）は、民間活力を導入したリース方式による当該庁舎建替え工事に伴い賃貸借契約を締結する必要から平成 17 年 2 月 1 日付け、公有財産規則（以下「規則」という。）第 26 条に基づき総務部長に対し行政財産の用途廃止の通知を行い普通財産へ用途変更を行っている。

普通財産となった当該土地は、規則第 5 条第 4 項により総務部長が所管するところであるが、規則第 5 条第 5 項第 2 号の「引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定める普通財産」に該当するとして消防局総務課が引き続き所管しているとのことである。

しかし、当該規定の総務部長が定める普通財産とは、取壊し、撤去、交換、売却の目的で用途廃止するものであり、当該土地はいずれにも該当しないことから不適切な事務手続きとなっている。

普通財産の所管については、規則に基づき適切に管理されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 18 年地方自治法改正により行政財産の貸付け範囲が拡大（第 238 条の 4 第 2 項第 1 号）され、当該土地が行政財産であっても貸付けが可能となっております。

今回の指摘を受け、平成 26 年 7 月 8 日付け規則第 27 条（分類換え）の規定に基づき普通財産から行政財産へ分類換えを行い、規則第 5 条第 2 項（公有財産の所管）の規定に基づき消防局が所管しています。

(2) 救急課

ア AED（自動体外式除細動器）の有効活用について（要望事項）

本市は、平成 25 年 3 月から平成 26 年 1 月にかけて市内 123 ヶ所のコンビニエンスストアに AED を設置し、市内で心停止状態の傷病者が発生した場合に、その場に居合わせた市民が救命を目的として 24 時間いつでも活用できるよう整備を行っている。活用実績としては、平成 25 年度 6 件のうち 1 件は救命に繋がり、平成 26 年度は、5 月現在すでに 3 件の利用がある。

AED 設置は、本市の安心安全なまちづくりのため有効な事業であることから、設置後の維持管理は今後も引き続き十分に行うとともに、広報強化など有効活用に向けた取組みを推進されたい。

□ 要望事項に関する措置

（AED 設置後の維持管理について）

全国的に認知度が高い 24 時間営業のコンビニエンスストアに AED を設置し緊急事態発生時に救急隊が到着するまで救命処置が行える体制を整備し、本市の安心安全なまちづくりに寄与するものと考えております。

維持管理につきましては、今後も AED リモート管理システム「AED Link age」を活用し AED の電極パッドの使用期限やバッテリーの残量、AED 本体の不具合などの管理を継続し、いつでも確実に AED が使用できるように努めてまいります。

（広報強化など有効活用に向けた取組みを推進について）

広報につきましては、これまで行ってきた消防局のホームページへの掲示、救命講習会や市の広報誌、マスメディア「テレビ・ラジオ」等を利用した広報以外に、今年 3 月 24 日から経済観光部なはまちなか振興課が一括交付金を活用した国際通り情報発信大型ビジョン活用事業で作成した那覇市コンビニ AED 設置事業の広報動画を那覇市てんぶすビルモニターにおいて視聴広報を行うとともに、8 月 8 日から那覇市フェイスブックにおいても視聴可能となったことから、沖縄本島、県外の方々にも AED 設置事業の広報が可能となりました。

心肺停止という緊迫した現場で冷静に「コンビニに行けば AED が備えつけられている。」と思われたいよう広報の強化に努めてまいります。

2 都市計画部

(1) 市街地整備課

ア 複合機賃貸借契約の見積書の徴取について（注意事項）

複合機賃貸借契約の見積書の徴取については、予定価格を設定するために 3 者から徴取しているが、入札にあたりプリンターからスキャナ等の機能を追加したコピー機への機種変更をしたにも関わらず、見積書を

取り直さず予定価格を設定している。那覇市契約規則第 14 条第 1 項は、取引の実例価格等を考慮して予定価格を定めるものとするとして規定しており、機種変更後の見積書の徴取は必要である。

契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、那覇市契約規則に定められた事項について周知徹底を図り、関係規則等を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 区画整理課

ア 随意契約事務の適切な執行について（注意事項）

真嘉比古島第二地区内外分筆業務委託（その 1～4）において、当初契約では、那覇市契約規則第 21 条で定める随意契約のできる限度額内として締結されていたが、調査業務等の増による変更後の契約額が限度額を超えたものとなっていた。

当初契約の変更により限度額を超えた場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約を行うことはできない。

契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、適用条項を明確にし適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本来、契約額の変更に伴って改めて随意契約の理由が発生した場合には、地方自治法施行令の適用条項を明確にし、財政課への合議が必要でありましたが、なされていませんでした。今後は同じことが起きないように留意するとともに、那覇市予算決算規則に基づく手続きを踏まえて処理していきます。

(3) 地籍調査課

ア 旅費の立替払いについて（注意事項）

国土調査研修（国土交通大学校）に参加するに当たって、割引航空券を購入するため資金前渡によらず立替払いをしている事例が見受けられた。立替払いは、職員が法令に違反して支出を行うおそれがあること、本来必要のない場合にも立替払いが行われるおそれがあること、立替払いの額の確認が困難であること等の問題点があり、地方自治法が定める財務制度上は認められていない（地方自治法第 232 条の 5）。

支出事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

3 建設管理部

(1) 道路建設課

ア 石嶺1号橋補修工事における契約方法等について（是正事項）

石嶺1号橋補修工事について、平成25年3月に契約額7,350,000円で随意契約を行っている。随意契約理由は、橋梁の老朽化による早急な補修を要すること、限られた空間内で橋桁を鋼材により補強する特殊な技術があることとし、国及び県の補修工事实績のある事業者と契約している。

事業者の選定にあたっては、安易に1者に限定することなく、広く情報収集を行い、地方自治法施行令第167条に基づく入札により競争性が働くよう努められたい。

また、補修工事の必要性を年度の早い段階から認識していたことから、計画的な工程管理を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

定期監査によります是正事項につきましては、真摯に受け止め競争入札及び計画的な工程管理を図ることを徹底してまいります。

なお、当課では緊急な工事や特殊な工事を除いて可能な限り競争入札とする工夫を行うとした「随意契約における道路建設課のガイドライン（平成22年7月1日施行）」を再度、周知徹底いたしまして、今後は当ガイドラインの順守に努めてまいります。

(2) 花とみどり課

ア 予算の計画的執行について（要望事項）

那覇・福州友好都市交流シンボル事業については、友好都市締結30周年を記念して、那覇港管理組合が管理する若狭緑地にゲート的な要素を含んだシンボル像（龍柱）を製作する事業である。この事業は、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し12月補正で予算措置され、平成25年度へ明許繰越しが行われている。さらに、石材の調達や彫刻作業の遅れ等により、平成26年度へ事故繰越しとなっている。

事故繰越しは、会計年度独立の原則（地方自治法第208条）に対する例外となるものであることから、事業の執行に当たっては、進捗管理を的確に行い予算の適切な執行をされたい。

□ 要望事項に関する措置

要望事項である進捗管理については、作業段階に応じた確認・指導等のため、平成 26 年 8 月に現地（中国）へ行くなど、的確な進捗管理を行っております。

また、今後は事業立案時における詳細なスケジュール設定等を行い、適切な予算執行に努めてまいります。

(3) 建築工事課

ア 行政財産（土地）の所管について（是正事項）

公有財産台帳の整備については、平成 24 年度の監査の指摘を受けて、市営住宅課と協議が整ったものについては所管換え済みであるが、市営住宅用地（1 筆 97.56 ㎡）、区画整理関連用地（2 筆 30.03 ㎡）については、市営住宅課と協議が調わなかったことから、未処理のままである。

当該未処理の用地については、道路及び住宅地の一部となっている事実を踏まえ、那覇市公有財産規則に基づき、早急に関係部署等と協議を調べ適切な財産管理に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

指摘のあった 3 筆のうち、市営住宅用地（1 筆 97.56 ㎡）と区画整理関連用地（1 筆 10.37 ㎡）については、道路管理課と所属換えについて協議済みであり、引き続き所属換えの手続きを進めていく予定です。残りの区画整理関連用地（1 筆 19.66 ㎡）については、管財課と所属換えについて協議中です。

(4) 道路管理課

ア 随意契約事務の適切な処理について（注意事項）

訴訟代理人委任契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に基づき随意契約を締結しているが、那覇市予算決算規則第 24 条（予算執行の合議事項）に基づく財政課長合議がなされていなかった。

契約事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則等の関係法令の熟知に努め、合議漏れがないよう予算の適切な事務処理に努めます。

(5) 市営住宅課

ア 行政財産（土地）の所管について（注意事項）

市営住宅課が所管している市営住宅用地に隣接している土地（樋川 1 丁目 99 番 7 他 2 筆 634.67 ㎡）は、昭和 38 年樋川市営住宅建設時から道路及び宅地として使用されていたが、市営住宅用地と同一地番だったため一体として市営住宅課が管理していた。平成 19 年用途別に分筆

を行ったが、大部分が道路として使用されていることもあって所管換え等を行わなかった。

那覇市公有財産規則第 24 条（所管換え）及び第 25 条（所属換え）の規定に基づき、速やかに管財課及び道路管理課と協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

道路として使用している樋川 1 丁目 99 番 8 は、道路管理課へ所属換えを行うことで協議が調いましたので、年度内には手続きを終える予定です。

同じく道路として使用している樋川 1 丁目 99 番 9 は、「既存市道の道路敷地内ではない」、「那覇市道の路線認定基準に合致していない」という理由から道路管理課で財産管理することは適切でないということになり、普通財産として管財課へ所管換えを行います。

また、宅地として市民が使用している樋川 1 丁目 99 番 7 は、売却することとし管財課へ土地の評価（財産評価委員会へ諮問）を依頼しました。今後、関係課と調整しながら事務を進めていきます。

4 総務部

(1) 総務課

ア 那覇市総合防災訓練資機材搬入業務委託契約について（注意事項）

防災訓練に必要な資機材の搬入及び撤去作業の業務委託の契約については、訓練で使用する備品及び消耗品の購入について契約書に明記されていない。

契約書に記載のない事項については、相手方に履行請求できない恐れがあることから、契約書には必要事項を明記し、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 27 年度予算から、業務委託料とは別途で訓練資機材購入のための備品の予算措置をするなどして改善を図り、適切な事務処理に努めているところでございます。

イ 公印の管理について（注意事項）

市長部局における公印については、総務課において新調し、改刻し、廃止すること及び備品台帳整備の一元管理を行い、各課に対しては公印を貸与している。

那覇市物品会計規則第 6 条第 3 項は「物品管理者は、その課における備品台帳の台帳管理を行う。」と規定しているが、当該規則に公印貸与に関する規定はない。

適切な公印管理を行うため、公印貸与に関する規定を定めるなど管理手続きの透明性を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、適切な公印管理の観点から那覇市公印規則等の改正も含め検討を行っております。また、同様の公印規則をもつ教育委員会や上下水道局関係部署とも連携し、公印管理の明確化を図ってまいります。

(2) 管財課

ア 真和志庁舎雨水配水ポンプ及び配管取替修繕工事の支払遅延について（注意事項）

真和志庁舎雨水配水ポンプ及び配管取替修繕工事は、契約金額 40 万円未済であることから、改正前那覇市契約規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により契約書を省略し、修繕工事を依頼している。当該修繕工事は、平成 26 年 10 月 6 日に完了し、同年 10 月 14 日に請求書を受領しているが、予算執行事務の誤り等により支払日が 12 月 2 日と著しく遅延している。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条は、支払時期を書面で約定していないときは請求書受領後 15 日以内に支払う旨定めている（同法第 14 条で地方公共団体に準用）。

支払事務に当たっては、当該規定に基づき適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の事項については、予算執行事務の誤りで支払が遅延することがないように、支出命令書等の内容チェックを強化し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条に定める事項の周知徹底を図り、当該規定に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

5 企画財務部

(1) 企画調整課

ア 支出負担行為について（注意事項）

共通事項（市民意識調査業務委託契約）

契約事務において、支出負担行為の十分な理解がされていない等の理由により契約締結日に決裁を行っていない。

支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為をいう。そのことにより予算の執行状況の把握を行い、予算が不足しているにもかかわらず請負契約を締結するという誤執行を防ぐことができる。

那覇市予算決算規則第 23 条別表第 1 は、支出負担行為として整理する時期は、出来高払いを除き契約締結のときと規定していることから、同規則を遵守し、適正な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては那覇市予算決算規則等関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 情報政策課

ア 備品の管理について（注意事項）

共通事項（現物と備品台帳の不一致）

備品管理事務において、購入及び廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが散見された。

備品の管理、処分等に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に基づき適切な手続きをされたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘を受けて、備品台帳の整備を行い、現物と備品台帳の不一致がないようにしました。今後は、備品の管理・処分に当たっては、適切な手続きを行ってまいります。

(3) 資産税課

ア 支出負担行為について（注意事項）

共通事項5(1)アを参照（平成26年度地籍調査データ整備業務委託契約）

□ 注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

6 福祉部

(1) 福祉政策課

ア 支出負担行為について（注意事項）

共通事項5(1)アを参照（愛楽園激励訪問芸能公演業務委託契約）

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

イ 那覇市総合福祉センター駐車場の目的外使用料について（注意事項）

那覇市総合福祉センター駐車場の一部について、当該施設の指定管理者である那覇市社会福祉協議会の障がいのある職員に対し、近隣駐車場

からの出勤が困難であること、業務で当該職員の車を使用するとの理由から行政財産目的外使用を許可し使用料を徴収している。

使用料の算定は、那覇市行政財産使用料条例第3条の3（職員駐車のための土地の使用料）を準用しているが、同条例第3条第1項第1号（使用料の額）に基づくことが適正である。

使用料の徴収に当たっては、根拠を明確にし、適正な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

当該福祉センター駐車場の目的外利用許可に係る使用料については、ご指摘の内容のとおり、那覇市行政財産使用料条例第3条第1項第1号に基づく利用料を設定し徴収することといたします。

(2) チャーガンじゅう課

ア 福祉バス運行事業の前金払いについて（注意事項）

福祉バス運行事業は、那覇市シルバー人材センターに委託し、業務執行に支障をきたすこと、委託料が確定しているとして、委託料645万4,000円を前金払いとし精算を行っていない。

本事業の委託料は、人件費、修繕費、車両燃料費等であり、運行日数等によって変動することから前金払いすることは適切ではない。

適切な支出となるよう、精算を伴う概算払い等の支払い方法について改められたい。

□ 注意事項に関する措置

福祉バス運行事業の那覇市シルバー人材センターへの委託契約については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）」により、請負事業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであることとされており、委託契約金の使途については、事業を請け負ったシルバー人材センターに一任してきたが、当初見積額に変動がある費目を含むため、精算を伴う概算払いへの移行を検討します。

(3) 障がい福祉課

ア 備品の管理について（注意事項）

共通事項5(2)アを参照（現物と備品台帳の不一致、設置場所の記載漏れ）

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、平成27年3月31日までに既存備品と備品台帳の照合を行い、備品シールの貼付を行いました。今後は、那覇市物品会計規則に基づき適切に備品管理事務を行ってまいります。

(4) 保護管理課

ア 収入調定について（注意事項）

共通事項（返還徴収金督促手数料）

歳入事務において、納付書発行時に調定を行わず、収入後に調定を行っている例があった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに調定をしなければならない旨規定している。

歳入事務に当たっては、同規則を遵守し、適正な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

保護費の返還徴収金督促状を発送する際の督促手数料の収入調定について、収入後に調定を行なっておりました。

平成27年度からは那覇市会計規則第20条第1項に基づき、督促状発送時に調定を行ない適正な事務処理を行っています。

7 健康部

(1) 国民健康保険課

ア 備品の管理について（注意事項）

共通事項5(2)アを参照（現物と備品台帳の不一致）

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を受け、全備品について確認し漏れのあった備品について、直ちにシールを貼付しました。今後は確認作業を適切に行い、備品管理に努めます。

イ 国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消について（要望事項）

国民健康保険事業特別会計の平成25年度決算は50億5,610万円の累積赤字となっており、平成26年度においても同規模の赤字が見込まれている。

本県における赤字の特殊要因は、「前期高齢者財政調整制度」における交付金の算定方法が沖縄戦の影響で本県市町村国保に非常に不利に働いていることによるものであり、国に対する財政支援の要請行動を平成26年8月、10月及び翌年1月にわたり行っている。

累積赤字解消に向けた取組み強化策として、国に対する財政支援の要請を引き続き実施されたい。

なお、医療費の適正化及び自主財源の確保に向けた一層の徴収強化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

国に対する財政支援の要請は、今後も引き続き関係機関と連携を密にして再要請などを行い、累積赤字解消に向けて取組みます。

また、レセプト点検・調査を確実に実施し、医療費適正化を積極的に図るとともに、滞納者への早期接触、電話督促の着実な実施、差押え等の滞納処分を強化し、自主財源の確保に向け徴収強化に取り組めます。

(2) 特定健診課

ア 特定健康診査の受診率の向上について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者（40歳～74歳）を対象に国が示す平成29年度受診率60%を目標に実施している。本市の受診率は、平成25年度目標値41%に対し実績35.6%、平成26年度目標値46%を掲げているが、達成は厳しい状況である。

受診率向上のため、自治会や民生委員による未受診者戸別訪問や電話等による受診勧奨、庁舎内等でのまちかど健診の実施など様々な取組みを行っている。

年度ごとの目標値を達成できるよう広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後もより多くの方の受診につながるよう、引き続き職員や自治会・民生委員等による未受診者戸別訪問、電話・はがきによる受診勧奨、庁舎や申告会場に来たついでに受けられるまちかど健診を実施する予定です。また、平成27年度からは地域へ出向いてのまちかど健診の実施も検討しており、受診意欲の喚起につながる広報事業や学習会等の啓発事業も継続的に実施することでさらなる受診率の向上に取り組んでまいります。

（保健所）

(3) 健康増進課

ア 支出負担行為について（注意事項）

共通事項5(1)アを参照（那覇市古波蔵ふれあい館機械警備業務委託契約変更契約）

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、那覇市予算決算規則を職員に周知し、今後は、当該規則に従い注意を払って適切な事務処理に努めてまいります。

イ 予防接種業務委託契約について（注意事項）

予防接種業務委託の契約事務は、契約相手方を特定しないまま一括して起案し、決裁を行っている。また、各医療機関との実際の契約はいずれも契約期間の始期から1ヶ月以上経過して締結していることから、契約書に遡及条項を定めて契約の始期をさかのぼっている。

契約事務は、契約相手方を特定して起案、決裁を行うものである。また、地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、遡及条項を定めた場合でも契約が確定する以前は相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 27 年度より、契約の際には医師会会員医療機関及び個別医療機関の名簿を添付し、契約相手方が特定できるよう事務改善しました。

また、その他毎年契約締結を行っている医療機関へ、次年度も引き続き契約を希望するかを事前に確認し、ほぼすべての医療機関と遡及条項を設けず契約締結しています。

しかし、市民が契約を締結していない医療機関で接種をしてしまった際、医療機関が被接種者から実費徴収することが困難な状況が考えられることがあります。よって、遡及条項はこのようにやむを得ず遡及して契約を行う必要がある場合のみとし、原則としては、ご指摘のとおり、医療機関には遡及条項を設けず、契約締結後に接種を行うように周知し、適切な事務処理をすることを心がけます。

(4) 地域保健課

ア 妊婦健康診査業務委託等契約について（注意事項）

妊婦健康診査業務委託契約、3 歳児精密健康診査業務委託契約及び 2 歳児歯科健康診査業務委託の契約事務は、各医療機関との契約はいずれも契約期間の始期から 1 ヶ月以上経過して締結していることから、契約書に遡及条項を定めて契約の始期をさかのぼっている。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定している。遡及条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

妊婦健康診査業務委託契約、3 歳児精密健康診査業務委託契約及び 2 歳児歯科健康診査業務委託契約については、委託契約開始日に契約締結できるように、各医療機関へ事前に周知するとともに、契約締結に向けて事務改善に努めます。

イ 乳児健康診査業務委託の契約方法について（注意事項）

乳児健康診査事業は、前期（3 ヶ月～6 ヶ月）及び後期（9 ヶ月～11 ヶ月）の乳児を対象に健康診査を行う事業である。当該健康診査業務は、一部委託を行い毎日曜日に実施しており、当該業務に従事する保健師等

市職員の休日勤務については、公務と位置づけず受託者から報酬費等として支払っている。

保健師等市職員は、営利を目的とする私企業等の従事制限に関する「営利企業等従事許可申請」の手続きは行っているものの、このような勤務のあり方は適切でないことから見直されたい。

□ 注意事項に関する措置

乳児健康診査業務委託においては、現在の委託先が保健師等多くの専門職の全数を確保する事が困難な状況があり、課題となっています。

今後も引き続き、現委託先へ乳児健康診査業務のあり方および保健師等多くの専門職の全数確保について、調整していきます。

8 こどもみらい部

(1) こどもみらい課

ア 認可外保育施設絵本読み聞かせ実施事業について（要望事項）

認可外保育施設絵本読み聞かせ実施事業は、認可外保育施設において、絵本の読み聞かせ研修により保育の質の向上を図り、絵本から得る児童の情緒の安定、言語を育むことを目的とした沖縄振興特別推進交付金事業である。

事業は、認可外保育施設 90 ヶ所に対し絵本 4,352 冊を配付し、公立保育所の所長、副所長等が読み聞かせを実施するというものである。事業の見直しや受託業者の選定に時間を要したため、絵本の調達にかかる業務委託契約が、年度末の平成 27 年 2 月 4 日となった。

事業の実施に当たっては、年度当初に的確な事業計画を策定し、事業成果が得られるよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

平成 26 年度の絵本等読み聞かせ研修会においては、これまでの集合研修から各施設を訪問しての個別研修へ組み替えました。今年度はすでに実施スケジュール等の事業計画策定に取り組んでおり、一層成果が上がるよう早めの実施に努めております。

(2) 子育て応援課

ア 収入調定について（注意事項）

共通事項 6 (4)アを参照（児童手当滞納繰越分返還金）

□ 注意事項に関する措置

歳入事務に当たっては、那覇市会計規則第 20 条第 1 項を遵守し、法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査し、内容を確認後は直ちに調定を行うよう、事務対応を修正しました。

平成 27 年度

1 環境部

(1) 環境政策課

ア 屋上・壁面緑化推進事業の事業効果について（注意事項）

屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

平成 25 年度の助成件数 3 件、助成額 1,095,800 円に対し、平成 26 年度は、助成件数 8 件、助成額 2,143,802 円と助成の対象者は増えているが、事業の効果という面では、目標値 10,570 m²に対し達成値 3,051 m²で目標達成率 28.9%と低い状況である。

今後もさらに市民等からアンケートを実施するなど、ニーズの把握及び分析を行い、効果があげられる事業に転換する等工夫を図り、事業効果の向上に取組まれない。

□ 注意事項に関する措置

これまで「広報なは市民の友」や住宅新聞等への掲載や、ポスターやチラシによる本市公共施設、各自治会などでの周知協力に加え、平成 26 年度には建築物緑化関連団体の協力を得て、那覇市緑化センターと相談会を開催し、約 30 名の参加者があり、市民ニーズは継続してあるものと考えております。

さらに、市民がより手軽に実施できる屋上・壁面緑化として、パーゴラやプランターを使ったモデルを作り、各種イベントや那覇市緑化センターに展示するなどの周知活動を実施してきました。

平成 23 年度に実施した建築物緑化促進事業の実態及び推計調査では、市内全体（約 53,100 軒）で約 6,600 軒（約 12.4%）となっており、屋上・壁面緑化はある一定程度の広がりを得られていると考えています。

また、屋上・壁面緑化助成金交付者へ実施している設置後 3 年目のアンケートにおいては、台風対策、草木の剪定や除草など、維持管理等で負担に感じている状況がある一方で、緑化効果として「涼しく感じた」、「建物への蓄熱が軽減された」、「家庭菜園で地産地消が実行できた」などのメリットの意見が多数あり、一定程度の事業効果が得られているものと考えております。

今後は、これらのことも踏まえながら、建築物緑化の実施者やこれから行う方に対して、専門家等による相談会の実施や情報提供などの支援を行いながら、地球温暖化対策の一環として、ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間の創出のため、予算の範囲内で助成していきいたいと考えております。

2 生涯学習部

(1) 市民スポーツ課

ア 那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託契約について（注意事項）

那覇市健康ウォーキング推進事業は、ウォーキングを通して、市民の健康への意識を高めることを目的とした新規事業である。同事業実行委員会との業務委託契約は、平成 26 年 7 月 1 日に締結しており、契約書に特別条項を設け、契約の始期を実行委員会設立の日である平成 26 年 5 月 9 日にさかのぼっている。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定しており、特別条項を定めた場合でも遡及期間は相手方に履行の請求ができない。

また、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものとされているが、当該契約にはその条件が付されていない。

契約締結に当たっては、適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約の契約日については、地方自治法第 234 条第 5 項の規定に留意し、適切に契約締結を行なうよう努めてまいります。

また、平成 26 年 7 月 1 日付け契約書には、遵守義務事項として、「第 11 条 乙は、この契約書、仕様書及び那覇市契約規則その他の関係法令を遵守しなければならない。乙は、業務において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。」と条件を付しているところであるが、今後は、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付して適切に契約締結を行ってまいります。

(2) 施設課

ア 個人事業者の委託に係る源泉徴収漏れについて（注意事項）

源泉徴収に係る所得税相当額返還金については、平成 25 年度学校施設耐震診断業務を個人事業者に委託したことに伴う委託料の支払いに際し、4,113,415 円の源泉徴収が行われておらず、後日、個人事業者に所得税相当額の返還請求を行ったものである。

所得税法第 204 条に基づく源泉徴収の対象となる報酬、料金等については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する義務がある。

委託料等の支払いに当たっては、同法の規定による審査を行い、適切に事務処理を行うよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

源泉徴収漏れに関しては、平成 26 年 10 月 8 日付けで出納室より、個人事業主（個人を含む）への支払いの際に、源泉徴収が必要か否かを確認し、必要な場合には、源泉徴収の入力を行い、必要がない場合には、支出命令書の摘要欄にその旨を入力することなどを、周知徹底するよう通知されています。

さらに、支出命令書の改訂（平成 27 年 1 月から施行）により、源泉徴収処理が生じる可能性のある費目の支出命令書に、「源泉徴収」の要・不要の選択や、該当理由等を記入する項目が追加されるようになったため、支払いの事務処理時にも確認できるようになっています。

上記のことも踏まえて、源泉徴収漏れについては、課の職員全体に源泉徴収事務における注意・周知を図り、今後このような事態が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

3 学校教育部

(1) 学務課

ア 平成 26 年度小中学校印刷機賃貸借等の契約について（注意事項）

平成 26 年度小中学校（城東小他 8 校）印刷機賃貸借契約他 3 件の契約は、いずれも追認条項を定め、契約期間の始期を契約日から 1 ヶ月以上さかのぼって契約を締結している。

地方自治法第 234 条第 5 項は「その委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする」旨規定している。追認条項を定めた場合でも契約が成立確定する以前は、相手方に履行の請求ができない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理を行なわれたい。

□ 注意事項に関する措置

契約締結に当たっては、始期、履行期間等を踏まえて速やかに締結できるよう適切な事務処理に努めます。

4 市民文化部

(1) 文化振興課

ア 自主公演入場料の指定金融機関等への払込みについて（是正事項）

市民会館自主公演（平成 26 年 6 月 29 日開催）において、入場料 72 万 8,500 円を同月 28 日、29 日に参加団体販売分及び当日券販売分として現金収納している。その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年 12 月 17 日に調定、翌 18 日に払い込まれ、結果として、収入の手続きが 5 か月余り遅延した。

現金の取扱いについて、那覇市会計規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

文化自主事業の委託について、本市に入場料収入等の現金の収入があった場合、即日又は翌営業日までに指定金融機関に払い込みするよう注意喚起と周知徹底を図りました。また担当者だけでなく、予算担当者やグループ長においても現金収納事務処理が把握できるよう手順書を作成しました。

さらに、年度当初に現金収納事務の課内研修を行い、今後このような事態が生じないよう会計規則を遵守し、適切な事務の執行に努めてまいります。

イ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

市民会館使用料の還付金等において、精算事務が遅延している資金前渡は4件、内1件については、精算に要した日数が26日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

注意事項につきまして、資金前渡に当たっては7日以内に精算を行うよう周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないよう、那覇市会計規則を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

ウ 個人事業者の委託に係る所得税の源泉徴収漏れについて（注意事項）

平成22年度から平成26年度までの那覇市芸術監督業務委託、市民音楽劇公演業務委託等を個人事業者に委託したが、委託料の支払いに際し、295万6,783円の所得税の源泉徴収を行っていなかったため、所得税相当額の返還請求を行ったものである。当該事業者は、税務署へ納付済みの所得税の還付を受け、これを返還した。

所得税法第204条(源泉徴収義務)は、源泉徴収の対象となる報酬、料金等については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する旨、定めている。

個人事業者の委託に係る源泉徴収については、同法による審査を行い、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

源泉徴収漏れについては、出納室から全庁的に、個人事業主（個人を含む）への支払いの際に、源泉徴収が必要か否かを確認し、必要な場合には、源泉徴収の入力を行い、必要がない場合には、支出命令書の摘要

欄にその旨を入力することなどを、周知徹底するよう通知（平成 26 年 10 月 3 日付）されています。

さらに、支出命令書の改訂（平成 27 年 1 月から施行）により、支払いの事務処理時にも確認できるようになっています。

上記のことも踏まえて、源泉徴収事務の研修を受けるなど、課の職員全体に源泉徴収事務における注意喚起と周知徹底を図り、今後このような事態が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

(2) 文化財課

ア 随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務において、那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号に基づく随意契約（19 件、契約総額 245 万 7,000 円）は、見積書の徴取に際し、他に登録業者がいるにもかかわらず、同一業者（2 者）のみを対象としており、結果として、同じ業者が受託している状況である。

随意契約に当たっては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように見積書を徴取されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、見積書の徴取に際しては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないようにいたします。

5 上下水道局

(1) 総務課

ア 出退勤システムプログラム保守管理業務契約について（注意事項）

システムプログラム保守管理業務は、システム稼動に必要な稼動障害調査及び対応等を行う業務であり、委託事業者が職員の個人情報データの参照等を行なっている。

個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他 7 項目の条件を付するものと規定されているが、当該保守管理業務契約には条件が付されていない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付し、適切に個人情報保護を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 27 年度的那覇市上下水道局出退勤システムプログラム保守管理業務委託契約書において、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づく「個人情報の取扱いを定める特約」7 項目を付し改善しております。

今後も、個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条を遵守してまいります。

(2) 下水道課

ア 平成 25 年度第 4 工区首里石嶺町地内公共下水道工事について (注意事項)

当該工事は、首里石嶺町及び楚辺地内において公共下水道管を布設するもので、当初予定されていた工期は、平成 25 年 9 月 6 日から平成 26 年 2 月 14 日までとなっており、契約金額は 3,337 万円であった。

しかし、地権者から起工承諾を得るため不測の日数を要したこと、布設位置の変更等の理由により、契約の変更が 7 回行われた。工期は、平成 27 年 2 月 20 日までと約 1 年間延長され、契約金額は、純工事費 3,113 万円、現場管理費 1,001 万円、中止期間中の現場維持費 545 万円、一般管理費 541 万円等、当初契約に比べ 1,876 万円 (56.2%) 増の 5,214 万円となった。度重なる変更により、付近住民のみならず、受注者にも負担がかかり、工事一時中止に伴う費用が新たに生じた。

事業の実施に当たっては、地方公営企業法第 3 条 (経営の基本原則) に則り、事前調査や関係者との調整を十分行い、的確な事業計画を策定されたい。また、予算の執行においても、経済的、効率的、効果的な運用を損なうことのないよう、適切な執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

事業の実施に当たっては、工事発注前に現地調査や関係者との調整を十分行い、契約後に不測の状況が発生させないよう対応いたします。また、工事の期間中においても、受注者との十分な協議を行いながら、円滑に工事を実施することにより、予算の経済的、効率的、効果的な運用に努めます。

平成 28 年度

1 福祉部

(1) 福祉政策課

ア イラストレーション(著作物)使用料について (注意事項)

平成 26 年度バリアフリー改装補助事業における支援事業委託において、受託者が委託契約外で作成した啓発用チラシの原案を課で内容確認し、庁内印刷によりチラシの作成、配布、ホームページへの掲載を行い、引き続き平成 27 年度も利用していた。当該チラシに利用したイラストレーションは無料素材であることを当該受託者に口頭で確認していたが、使用許諾業務を委託されている事業者からの通知により、有料のイラストレーションが含まれていることが判明した。その結果、利用した日に遡って使用料 205,200 円(平成 26 年度分 91,800 円、同 27 年度分 113,400 円)を支払っている。

著作権法第 63 条第 2 項は「許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その著作物が利用できる」と規定している。

著作物の利用に当たっては、法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、事業の広報用チラシ等を作成する際にイラストを使用する場合は、本市において作成及び購入したイラスト集等を使用し、事業の受託者には、本市が指定したイラストを使用するよう指導するほか、受託者が提案したイラストについては、著作物の使用許諾及び使用料の有無を確認するとともに、著作物の無断使用という事態が再発しないよう徹底いたします。

イ 寄附金の調定及び指定金融機関等への払込みについて（注意事項）

平成 27 年 6 月 1 日に寄附金（30,000 円）を受領したが、その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年 9 月 10 日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。また、同年 9 月 10 日付け受領した寄附金（500,000 円）については同月 17 日付けで調定及び指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨、また、同規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後、寄附金等の現金を受領した際には、会計規則を遵守し、調定及び指定金融機関等への払込みを速やかに行えるよう、課内へ周知徹底を図ります。

(2) 障がい福祉課

ア 業務委託契約書の委託料の訂正について（注意事項）

平成 27 年度（第 14 回）那覇市障がい者美術展事業において、当該事業の委託契約の締結後に契約金額の誤記入（2,455,000 円を 2,445,000 円と記入）に気づき、訂正印により同日付けで金額の訂正を行っている。

那覇市会計規則第 7 条第 3 項は「証拠書類の数字は、内訳を除くほか訂正することができない。」と定めている。

重要な証拠書類としての委託契約書の契約額の訂正については、当該会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、契約書作成において内容確認を慎重に行うとともに、事務処理に当たっては那覇市会計規則を再確認しながら適切に行ってまいります。

(3) チャーがんじゅう課

ア 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

老人福祉研究部会出席の普通旅費の概算払いについて、用務終了後精算に要した日数が26日となっている。

那覇市会計規則第62条第1項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、用務終了後すみやかに精算処理の手続きを進めたが、必要書類の不備等により手続きに時間を要したために生じたものです。今後このような事態が生じないように、用務終了後7日以内に精算を行うよう周知徹底を図り、那覇市会計規則を遵守し、適切な事務の執行を行ってまいります。

2 健康部

(1) 特定健診課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

特定健診に係る会場使用料の支払いのため受領した前渡金について、精算事務が遅延しているもの（2件）、うち1件は精算に要した日数が40日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第57条第1項第3号は支払いが終了した日から7日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡により受領した経費の支払いが完了した際には、速やかに精算を行うよう課内会議にて、那覇市会計規則の周知徹底をしてまいりました。今後、同様の事務の遅れが生じないように、年間計画表をもとに資金前渡の日程及び、精算状況を担当者や監督者で互いに確認する作業をしっかりと行ってまいります。

3 こどもみらい部

(1) こどもみらい課

ア こいのぼり掲揚事業委託における随意契約について（注意事項）

こいのぼり掲揚事業は、児童福祉週間にちなみ「こどもの日」の行事の一環としてこいのぼり掲揚式を行う事業である。

事業実施に当たり、随意契約によることができる場合の限度額を規定した那覇市契約規則第20条第6号（限度額500,000円）を適用し、掲揚式の委託（496,800円）と懸垂幕製作・設置委託（43,200円）を、同一事業者と随意契約している。

今後は、密接に関連する委託については、地方自治法施行令第167条に基づく入札により競争性が確保されるよう契約方法を見直されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、地方自治法施行令第167条及び那覇市契約規則を遵守し、密接に関連する委託は同一委託とし、契約方法について見直しを行います。

イ 認可外保育施設への専門講師派遣事業委託における契約期間の遡及について（注意事項）

認可外保育施設への専門講師派遣事業は、認可外保育施設の保育の資質向上を図るため、各施設へ保育の専門講師を派遣し研修を実施する事業である。

事業の委託に当たり、委託契約は平成27年9月11日付け締結しているが、契約期間を約5か月遡って同年4月3日からとしている。

地方自治法第234条第5項は、長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする旨規定している。当該遡及は、契約書第8条に規定する特別条項に基づくものであるが、契約が締結されていない期間は、委託事業者への履行の請求ができず、長期間遡及しての契約は不適切である。

事業の執行に当たっては、事業計画等について十分調整のうえ、当該法令を遵守し適切に事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約の契約日については、地方自治法第234条第5項の規定に留意し、適切に契約を締結します。

(2) 子育て応援課

ア 母子及び父子家庭等医療費助成金の返還について（注意事項）

母子及び父子家庭等医療費助成事業について、医療費助成金の過払いがあり、医療費助成金返還命令の決裁を受けないまま調定し、返還の納入通知書及び納付書を送付（対象者6人、総額9,723円）していた。

地方自治法施行令第159条に基づく当該助成金の返還に当たっては、那覇市事務決裁規程第5条第1項別表第3による課長の決裁を行うべ

きであった。また、返還に係る納入通知書には、同施行令第 154 条第 3 項に基づき所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入の請求の事由等、必要事項を明記すべきであった。

助成金の返還に当たっては、関係法令等に基づき適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

助成金の返還事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

4 消防局

(1) 予防課

ア 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

先進都市違反是正視察研修出席旅費について、用務終了日は平成 27 年 7 月 17 日、精算日は同年 8 月 27 日となっており、精算に要した日数が 41 日と遅延している。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

概算払いに当たっては 7 日以内に精算を行うよう周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないように、那覇市会計規則を遵守し適切な事務処理を行ってまいります。

イ 特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約について
(注意事項)

特定屋外タンク貯蔵所完成検査前検査に係る審査委託契約については、平成 27 年 10 月 1 日付け予備費充用を行っているが、契約は当該充用前の同年 9 月 29 日付け締結され、同日付けで支出負担行為が行なわれている。

地方自治法第 232 条の 3 は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定めている。

契約その他の財務事務の執行に当たっては、関係法令を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

支出事務の執行に当たっては関係法令を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

今後、このようなことがないよう、適切な事務処理を行ってまいります。

(2) 指令情報課

ア 高機能消防指令センター改修業務委託について（注意事項）

高機能消防指令センター改修業務委託は、現在運用中の高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線設備を接続するための既設指令システム改修が作業内容であり、主にソフト面の改修である。

当該業務委託の仕様書の第9に定める完成検査に合格し、委託料は平成28年1月28日に支払われているものの、同仕様書の第14に定める受託者が提出することとされている完成図書2部の納品は、同年11月8日に行われている。

地方自治法第234条の2第1項は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならない旨定められている。

支払事務に当たっては、関連法令等を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託契約及び当該仕様書における作業及び提出物等の履行について、確実に検査を行い法令遵守の適正な事務処理を行ってまいります。

5 総務部

(1) 総務課

ア 旅行命令前の航空賃の私的な支払及び精算の遅延について（注意事項）

出張に伴う普通旅費について、職員が旅行命令前に、自己のクレジットカードにより出張者2人分の航空賃(136,000円)を私的に支払った。そのため、支払いの確認に時間を要し概算払いの精算が用務終了後30日を経過した。

当該事案は、秘書広報課が航空券の手配を担当し、総務課が旅行命令、支出負担行為等の事務を担当したが、職員の認識不足と相互の事務連絡が十分でなかったため、今回の事態が発生した。

那覇市職員等の旅費支給条例第4条第4項は、旅行命令権者は、旅行命令を発し、旅行命令簿に旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示して行わなければならない旨、規定している。また、那覇市会計規則第62条第1項は、概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨、規定している。

事務の執行に当たっては、内部統制及び事故等の防止の観点から職員の私的な支払いを避けるとともに、職員等の旅費支給条例及び会計規則

を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、関係課との事務連絡不足により、すでに旅行命令がなされたものと誤認し、航空券の手配を行ってしまったものです。今後はこのような事態が生じないように、事務連絡を密に行うとともに、那覇市会計規則を遵守し、適切な事務の執行を行ってまいります。

(2) 秘書広報課

ア 「声の広報」事業委託契約について（注意事項）

「声の広報」事業は、毎月1回発行される広報「なは市民の友」等を受託者において、音訳してカセットテープに録音し秘書広報課が作成した個人名及び住所が記載された希望者リストにより送付している。

那覇市個人情報保護条例第29条第1項は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない旨規定し、同条例施行規則第17条は、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他7項目の条件を付するものと規定しているが、当該委託契約にはその条件が付されていない。

個人情報を取り扱う契約の締結に当たっては、関係条例等を遵守し適正な個人情報保護を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

平成28年度「声の広報」事業委託契約において、那覇市個人情報保護条例施行規則第17条の個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他7項目の条件を付する「個人情報の取扱いを定める特約」を追記した変更契約を締結しました。今後は関係条例等を遵守し適切な個人情報保護に努めます。

(3) 管財課

ア 出席者費用弁償の指定金融機関等への払込みの遅延について

(注意事項)

平成27年6月26日、担当職員が関係団体総会に出席した際、当該団体の規程に基づき日当(10,000円)を支給されたが、資料とともに同封された当該日当に気づかず、平成28年2月24日付けで指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第27条第1項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、規定している。

現金の取扱いに当たっては、事故等の防止の観点から会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回、ご指摘のありました出席者費用弁償の処理につきましては、配布資料及び出席後報告時の確認不足により生じたものであります。今後は、事務処理に遅れや遺漏が生じないように十分な資料確認を行うとともに、会計規則を順守した適正な事務処理に努めてまいります。

6 企画財務部

(1) 市民税課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

軽自動車税納税通知書の料金後納郵便及びゆうパック料金の支払いのため受領した前渡金について、約 10 か月後に精算を行っている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払いが終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

組織統合により引き継いだ郵送事務の精算事務遅れについて、課内で今後の対策を協議した結果、平素の点検事項として課内決裁ラインで照合を徹底していくこととしました。また、精算は原則当日中に行うこととし、会計規則を遵守するよう徹底します。

(2) 資産税課

ア 前回監査（平成 26 年度）指摘事項等の措置状況について（注意事項）

平成 28 年度地籍調査データ整備業務委託契約は、平成 28 年 10 月 26 日付け締結し、約 1 か月遅延の後、同年 11 月 30 日付け支出負担行為を行っている。当該業務については、平成 26 年度においても同様の事務処理があったため、平成 26 年度後期定期監査において注意事項として指摘されている（平成 27 年度は、適切な事務処理を行っていた。）。

那覇市予算決算規則第 23 条別表第 1 は「支出負担行為として整理する時期」は「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定している。

事務事業の執行に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

前回監査（平成 26 年度）の指摘事項（注意事項）を受け、支出事務の執行に当たっては那覇市予算決算規則等関係規則等を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りましたが、その方法が不十分であったため、平成 28 年度においても、業務担当者と予算担当者との連絡不足により支出負担行為が遅れるという同様の事例が発生しました。

今後このような事態が生じないように、業務担当者が、契約締結時にす

みやかに支出負担行為まで行うこととして事務処理方法を見直し、予算執行進捗管理表（チェックシート）によるチェックをすることとし、その旨課内で周知徹底を図りました。

7 建設管理部

(1) 市営住宅課

ア 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託について（注意事項）

那覇市営住宅使用料等徴収業務（指定管理者が行う徴収業務を除く。）は、2人と委託契約を締結し、市営住宅駐車場管理事務は、駐車場（区画貸し）が設置されている11市営住宅自治会長と委託契約を締結している。

個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第17条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他7項目の条件を付するものとされているが、当該2件の契約にはその条件が付されていない。

また、上記住宅使用料等徴収業務委託の契約書において「委託手数料は、那覇市営住宅使用料等徴収業務委託要綱第11条にもとづき算出した額を支払う。」としている。那覇市契約規則第26条第2号は、契約書に記載すべき事項として契約金額を規定しているが、当該契約書には、契約金額の記載がない。

契約締結に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

平成29年度の市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託の契約においては、個人情報保護条例施行規則に基づき、それぞれ個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他7項目の条件を付し委託契約を締結いたしました。

また、市営住宅使用料等徴収業務委託の委託金額は、徴収実績に応じた額の支払であることから、委託金額の算定方法は第6条第2項の別表として委託契約を締結しました。